

(写)

保国発第1228001号
平成19年12月28日

都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

平成20年度国民健康保険の保険者等の予算編成
に当たっての留意事項について（通知）

国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、市町村（特別区並びに一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合の予算編成に当たっては、次の事項に留意のうえ、適切な編成を行うよう貴都道府県内の市町村及び国民健康保険組合に対し、助言・指導をお願いする。

また、昨年と同様に都道府県における予算編成の留意事項を添付したので、貴都道府県の予算編成に当たっても、適切な編成をお願いする。

第1 国民健康保険制度の改正関係

国民健康保険制度については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）による国民健康保険法の一部改正等の施行により、平成20年4月から後期高齢者医療制度及び前期高齢者の財政調整制度の創設等、次のような改正等が予定されているので、予算編成等に適切に対処されたいこと。

- 1 保険料の賦課額については、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の合算額とすること。
- 2 制度創設時の後期高齢者又は創設後に75歳に到達する者が国保から後期高齢者医療制度へ移行しても、同一世帯の国保被保険者の保険料が従前と同程度となるよう、次の経過措置が行われること。
 - ・ 世帯別平等割額に関する軽減措置（5年間）
 - ・ 保険料軽減の算定基準となる所得の判定単位の見直し（5年間）
 - ・ 国保被保険者となる元被用者保険被扶養者に対する保険料減免（条例減免）（2年間）
- 3 後期高齢者医療制度の創設に伴い、70歳以上の国保世帯の世帯構成が変化することにより、新たに現役並み所得者になる者の負担を軽減するため、70歳以上の現役並み所得者の判定及び高額療養費の所得区分の判定に関して、次の経過措置が行われること。
 - ・ 平成20年4月～7月は、従前の所得区分を引き継ぐ
 - ・ 平成20年8月～22年7月は、新たに現役並み所得者に移行する一定条件の者については、自己負担限度額を一般並みに据え置く
- 4 70歳以上75歳未満被保険者の一部負担が1割から2割に見直されることに伴い、一般所得区分の高額療養費自己負担限度額が見直されること。（平成20年4月から21年3月まで1年間凍結し、保険給付は8割とし、この措置に係る財源は国が負担することが予定されていること。）
- 5 高額介護合算療養費制度は、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）を計算期間として医療保険と介護保険における自己負担額の合算額が著しく高額になる場合

に、負担を軽減することとなっているが、平成20年度は、計算期間の途中から始まるため、当該期間を平成20年4月1日から21年7月31日までとし、自己負担限度額を通常の額の4／3の額とすること。

6 保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業は、前期高齢者の財政調整制度の影響を考慮すること。

7 国庫支出金及び都道府県支出金等の算定に当たっては、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金を加えること。なお、平成20年4月以降も老人保健制度で行われた診療等に係る老人保健医療費拠出金（平成20年3月診療分及び精算分）が必要になること。

8 退職者医療制度は廃止されるが、平成26年度までの間における65歳未満の退職被保険者等が65歳に達するまでの間、経過的に現行制度を存続させること。

9 特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用に対する国庫支出金及び都道府県支出金の補助が行われること。

10 国民健康保険料（税）の基礎賦課（課税）額に係る賦課（課税）限度額を56万円から47万円とし、後期高齢者支援金等賦課（課税）額に係る賦課（課税）限度額を12万円とすること。

11 診療報酬改定については、保険財政の状況及び市場実勢価格等を踏まえること。なお、診療報酬本体の改定で0.38%の引上げ、薬価等の改定で1.2%の引下げ、合計で0.82%の引下げとなること。

第2 市町村における国民健康保険特別会計事業勘定の予算編成の留意事項

1 歳出に関する事項

（1）保険給付費等

療養の給付費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算

療養費（以下「医療給付費」という。）及び老人保健医療費拠出金の納付に要する額（事務費拠出金を含む。）の積算に当たっては、これらの過去の実績を踏まえて、さらに最近における医療費の動向や特殊事情の有無等も考慮したうえで、適正な額を計上されたいこと。なお、老人保健医療費拠出金の納付に要する額（事務費拠出金を含む。）については1カ月分となるので留意されたいこと。

なお、医療費等の推計方法の一例として、別紙「平成20年度医療費等の推計方法」を示したので参考にされたい。

（2）後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等

後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の積算に当たっては、これまで示した諸係数を参考に適正な額を計上されたいこと。なお、平成20年度については11カ月分となるので留意されたいこと。

（3）前期高齢者納付金等

前期高齢者納付金等の積算に当たっては、これまで示した諸係数を参考に適正な額を計上されたいこと。なお、平成20年度については11カ月分となるので留意されたいこと。

また、平成20年度においては、激変緩和措置（前期高齢者納付金を3分の1とする経過措置（平成19年度に退職者医療費拠出金を拠出していた保険者を除く。））を講じる予定としており、その内容については、別途お知らせする予定であること。

（4）介護納付金

介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）については、厚生労働省老健局介護保険課から平成19年12月21日付事務連絡により示された額を参考にして計上されたいこと。

ただし、この関係諸係数については、あくまでも参考値であり、正式には、平成20年2月上旬に厚生労働大臣告示により示されることとなるので、十分留意のうえ計上されたいこと。

（5）総務費

ア 人件費を国民健康保険特別会計で経理する場合には、国民健康保険に従事す

る職員のうち他の事務を兼ねている職員について、国民健康保険事務に従事した日数等を的確に把握し、日数割合等により算出することによって、国民健康保険特別会計に計上されたいこと。

イ 平成20年度において国民健康保険法（昭和33年法律第192号。）第68条の2第1項の規定に基づき指定された指定市町村（以下「指定市町村」という。）にあっては、安定化計画の推進に要する経費を計上されたいこと。

なお、指定市町村以外の高医療費市町村についても、指定市町村に準じて同様の措置を講じる必要がある場合には、対象経費を計上されたいこと。

ウ 保険料（税）の収入の確保は、制度運営の基本となるものであり、近年の保険料（税）収納率の低下の状況を踏まえ、嘱託徴収員の確保、短期被保険者証・資格証明書の活用、滞納処分の厳正な実施等、市町村の実情に応じた積極的な収納対策を講ずることとし、そのために必要な経費を確保されたいこと。

（6）保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業に係る拠出金

保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業（以下「保険財政共同安定化事業等」という。）に係る拠出金については、国民健康保険の国庫負担金の算定等に関する政令（昭和34年政令第41号）附則第15条から第21条を踏まえ、特に前期高齢者の財政調整制度を反映させることに留意し、都道府県、国民健康保険団体連合会及び保険者間において十分協議し、適正な額を計上されたいこと。

なお、計上に当たっては、追って当課が改めて示す「国保保険料算定ワークシート」を参考にされたい。

（7）保健事業費

ア 保健事業費は、被保険者の健康の保持増進を図ることにより、国民健康保険財政の健全化が期待される重要な事業経費である。

「高齢者の医療の確保に関する法律」において、生活習慣病予防についての保険者の役割が明確化され、平成20年4月より、特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務化されるため、特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する経費を計上されたいこと。

なお、計上に当たっては、追って当課が改めて示す「国保保険料算定ワーク

シート」を参考にされたい。

また、国民健康保険法第82条に規定されている特定健康診査及び特定保健指導以外の保健事業についても、地域の実情や医療費の分析結果を踏まえ、引き続き効率的かつ効果的な事業の推進に必要な経費を計上されたいこと。

平成20年度に国民健康保険直営診療施設と連携した国民健康保険総合保健施設の整備及び保健事業部門の運営に係る事業を実施する保険者は、当該事業に要する経費を計上するとともに、他の保健事業費と紛れることのないように管理されたいこと。

イ 医療費通知については、被保険者が健康に対する認識を深めるために重要であるので、「国民健康保険における医療費の通知について」（昭和55年7月4日保険発第51号国民健康保険課長通知）に基づいて実施するとともに、医療費に係る減額査定が行われた場合は、「国民健康保険における医療費通知の適切な実施について」（昭和60年4月30日保険発第42号国民健康保険課長通知）に基づいて、医療費通知にその額を付記する等により通知を実施することとし、そのために必要な経費をア以外に別途計上されたいこと。

（8）諸支出金

直営診療施設繰出金については、特別調整交付金で交付される診療施設の施設・設備整備の補助及び運営費の補助相当額を一度事業勘定に受け入れたうえ、同額を直営診療施設勘定に繰り出すための予算措置が必要となるので留意されたいこと。

（9）基金の積立

国民健康保険財政の基盤を安定・強化する観点から、保険者の規模等に応じて、安定的かつ十分な基金を積み立てられたいこと。

2 歳入に関する事項

（1）保険料（税）

ア 医療給付費分の保険料（税）

一般被保険者に係る医療給付費分の保険料（税）の現年度分収入額は、一般被保険者に係る医療給付費から一部負担金に相当する額を控除した額、老人保健医療費拠出金の納付に要する額（事務費拠出金を含む。）、前期高齢者納付

金等の額、保健事業に要する費用の額及びその他の国民健康保険事業に要する費用の額の合算額から、退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額、前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合にはこれを控除し、さらに国庫支出金、都道府県支出金、一般会計からの繰入金及びその他の収入等の総額（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものと除いたもの。）を控除した額を基準として計上されたいこと。

（「国保保険料算定ワークシート」参照）

イ 後期高齢者支援金分の保険料（税）

一般被保険者に係る後期高齢者支援金分の保険料（税）の現年度分収入額は、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の額から退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額の額を控除し、さらに国庫支出金、都道府県支出金、一般会計からの繰入金及びその他の収入等の総額（国庫支出金等は後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）を控除した額を基準として計上されたいこと。

ウ 介護納付金分の保険料（税）

介護保険第2号被保険者に係る介護納付金分の保険料（税）の現年度分収入額は、介護納付金額から国庫支出金、都道府県支出金、一般会計からの繰入金及びその他の収入等の総額（国庫支出金等は介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）を控除した額を基準として計上されたいこと。

エ 予定収納率

保険料（税）の賦課総額とは、ア、イ及びウにおいて基準とした額と保険基盤安定繰入金として計上した額との合計額を、予定収納率で除して得た額であるが、この予定収納率の設定に当たっては、過去の収納状況等を十分に勘案したうえで、実行可能な予定収納率を設定されたいこと。

（2）国庫支出金

ア 療養給付費等負担金

（ア）一般被保険者に係る医療給付費の額から保険基盤安定繰入金（保険者支援分を含む。以下同じ。）の2分の1に相当する額を控除した額、後期高齢者

支援金及び病床転換支援金の額（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。）、前期高齢者納付金の額（退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。）、老人保健医療費拠出金の額（退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額を除く。）及び介護納付金の額の合算額（前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。）に対応する国庫負担額を計上されたいこと。

（別紙のVIIの1を参照）

（イ）一部負担金の割合を減じる等いわゆる地方単独事業を実施している市町村にあっては、それらの措置の実施対象被保険者に係る療養の給付費を他の被保険者に係るものと区分して把握し、これに次の区分による調整率を乗じて、当該療養の給付費に係る国庫負担金を算出されたいこと。

区分	費用の額の 3/10に 相当する額	費用の額の 2.5/10に 相当する額	費用の額の 2/10に 相当する額	費用の額の 1.5/10に 相当する額	費用の額の 1/10に 相当する額	費用の額の 0.5/10に 相当する額	0
6歳未満 (8割給付)	—	—	1.0000	0.9641	0.9349	0.8980	0.8611
若人 (7割給付)	1.0000	0.9931	0.9794	0.9441	0.9153	0.8790	0.8427
前期高齢者 (7割給付)	1.0000	0.9930	0.9717	0.9501	0.9209	0.8915	0.8548
前期高齢者 (9割給付)	—	—	—	—	1.0000	0.9687	0.9295

なお、これによる国庫負担金の減額相当分については、一般会計等による所要の財源措置を講じられたいこと。

イ 高額医療費共同事業負担金

高額医療費共同事業負担金については、平成20年度に見込まれる標準高額医療費共同事業拠出金を踏まえ、特に前期高齢者の財政調整制度を反映させることに留意し、適正な額を計上されたいこと。

なお、計上に当たっては、追って当課が改めて示す「国保保険料算定ワークシート」を参考にされたい。

ウ 特定健康診査等負担金

特定健康診査等負担金については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用の3分の1に相当する額を計上されたいこと。

なお、計上に当たっては、追って当課が改めて示す「国保保険料算定ワークシート」を参考にされたい。

エ 財政調整交付金

財政調整交付金の総額は、一般被保険者に係る医療給付費の額から保険基盤安定のための繰入金の1／2に相当する額及び前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額並びに後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。）、前期高齢者納付金の額（退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。）、老人保健医療費拠出金（退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額を除く。）及び介護納付金の額の合算額（前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。）の見込額の9／100及び保険基盤安定のための繰入金の1／4に相当する額の合算額となることに留意されたいこと。

（ア）普通調整交付金

一般被保険者に係る医療給付費及び保険財政共同安定化事業の拠出金（被保険者人数割による算定部分）の各見込額から保険基盤安定繰入金見込額、保険財政共同安定化事業の交付金の見込額の2分の1の額、高額医療費共同事業の高額医療費拠出金の見込額の2分の1の額及び平成18年度実施の安定化計画に係る基準超過費用見込額を控除した額、後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。）、前期高齢者納付金の額（退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。）、老人保健医療費拠出金見込額（退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額を除く。）及び介護納付金により算定した調整対象需要額（前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。）、平成19年における基準総所得金額から退職被保険者等に係るものと控除した額、後期高齢者支援金に係る基準総所得金額から退職被保険者等に係るものと控除し

た額及び介護保険第2号被保険者に係る基準総所得金額の推定額並びに平成19年度の普通調整交付金に用いる係数によって算定した調整対象収入額を標準として、次の点に留意し適正な額を計上されたいこと。

- ① 一部負担金の割合を減じる等のいわゆる地方単独事業を実施している市町村にあっては、療養給付費等負担金と同様、普通調整交付金の算定に当たり調整対象需要額の調整が行われるものであること。
- ② 調整対象収入額の算定に当たっての減額後の基準総所得金額の算出においては、保険料（税）の賦課限度額が、医療給付費分は47万円、後期高齢者支援金分は12万円、介護納付金分は9万円であることに留意されたいこと。
- ③ 調整対象収入額の算定に当たっての基準総所得金額の算出における租税特別措置法に規定する特別控除額以下の譲渡所得金額の控除については、保険料（税）の算定の際に行われるものであるので、改めて控除する必要がないこと。

（イ）特別調整交付金

事業の実施状況等を勘案して、過去の交付実績（国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第6条第10号の特別事情による財政負担増等の理由による交付を除く。）に基づく額を計上されたいこと。

また、国民健康保険直営診療施設の施設・設備整備を計画している市町村にあっては、従来の補助対象相当額を見込んだ額を計上されたい。

なお、平成20年度においては、平成19年度に引き続き、特に国民健康保険事業運営の経営努力が認められる市町村に対して優先して交付する予定であること。

また、平成20年度の国保ヘルスアップ事業については、特定保健指導の義務化に伴い、平成19年度に当該事業の加算として新設した「特別加算」を助成対象事業として継続して行う予定であること。

（3）療養給付費等交付金

療養給付費等交付金の額については、退職被保険者等に係る医療給付費の見込額と退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額、前期高齢者の財政調整制度における調整対象基準額並びに老人保健医療費

拠出金相当額との合算額から、その保険料（税）の見込額から介護納付金の納付に要する費用に相当する保険料（税）の見込額を除いた額を控除した額を計上されたいこと。

（別紙のⅠの4を参照）

（4）前期高齢者交付金

前期高齢者交付金については、平成20年度は11カ月分となるので、十分留意のうえ計上されたいこと。

（別紙のVIを参照）

（5）都道府県支出金

ア 高額医療費共同事業負担金

高額医療費共同事業負担金については、平成20年度に見込まれる標準高額医療費共同事業拠出金を踏まえ、特に前期高齢者の財政調整制度を反映させることに留意し、適正な額を計上されたいこと。

なお、追って当課が示す「国保保険料算定ワークシート」を参考にされたい。

イ 特定健康診査等負担金

特定健康診査等負担金については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用の3分の1に相当する額を計上されたいこと。

なお、追って当課が示す「国保保険料算定ワークシート」を参考にされたい。

ウ 都道府県財政調整交付金

都道府県財政調整交付金の総額は、一般被保険者に係る医療給付費の額から保険基盤安定のための繰入金の1／2に相当する額及び前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額並びに後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。）、前期高齢者納付金の額（退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。）、老人保健医療費拠出金（退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額を除く。）及び介護納付金の額の合算額（前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。）の見込額の7／100となることに留意されたいこと。

(6) 保険財政共同安定化事業等に係る交付金

保険財政共同安定化事業等に係る交付金については、交付金の対象となる療養の給付等の過去の実績等を踏まえ、特に前期高齢者の財政調整制度を反映させることに留意し、適正な額を計上されたいこと。

なお、計上に当たっては、追って当課が改めて示す「国保保険料算定ワークシート」を参考にされたい。

(7) 一般会計からの繰入金

ア 保険基盤安定繰入金として、以下に掲げる額を計上されたいこと。

(ア) 保険料（税）軽減分として、低所得者に係る平成19年度の保険料（税）軽減相当額及び介護納付金分の保険料（税）軽減相当額を基準として算定した額。

(イ) 保険者支援分として、平成19年度の保険料（税）軽減世帯に属する一般被保険者数に応じた保険料（税）の一定割合相当額及び介護納付金分の保険料（税）軽減世帯に属する一般被保険者数に応じた保険料（税）の一定割合相当額を基準として算定した額。

イ 平成18年度実施の安定化計画に係る基準超過費用負担額を負担すると見込まれる市町村においては、平成20年度の予算編成において留意されたいこと。

ウ 事務費について国民健康保険特別会計で経理する場合は、当該経費相当分を一般会計からの繰入金として計上されたいこと。

エ 出産育児一時金に係る一般会計の繰入金については、出産育児一時金の額の3分の2に出産見込み件数を乗じて算出した額を計上されたいこと。

なお、産科無過失補償制度の創設に伴い、出産育児一時金の支給額の見直しが、現在検討されているところであり、実施時期等詳細が決まり次第お知らせする予定であること。

オ 国民健康保険財政安定化支援事業に係る地方財政措置については、現行の規模で平成20年度も継続するので、当該措置の趣旨を踏まえた所要額を一般会計からの繰入金として計上されたいこと（市町村に対する地方財政措置 1,000億円）。

(8) 基金繰入金

基金の取り崩しについては、高額な医療費の発生等偶然の要因に基づく保険財政の変動に対応する場合のほかは、「平成12年度国民健康保険の保険者の予算編成について」（平成12年2月18日保険発第17号国民健康保険課長通知）に基づき行われたいこと。

3 赤字保険者に関する事項

(1) 平成19年度において新たに赤字を生じることが見込まれる保険者は、原則として、平成20年度において赤字を解消することとし、その解消財源を明確にした計画を策定のうえ必要な額を確実に計上されたいこと。

なお、平成19年度に赤字が見込まれる保険者のうち、やむを得ない事情により平成20年度単年度で赤字の解消を図ることが困難な保険者は、「国保保険者の赤字解消基本計画書及び赤字解消計画実施状況報告書について」（昭和46年11月25日保発第40号保険局長通知）に示した赤字解消基本計画を策定のうえ、平成20年度解消分として必要な額を確実に計上されたいこと。

(2) 現に赤字解消計画を策定している保険者は、同計画に基づく平成19年度の解消計画の実施状況を再検討し、予定どおり赤字が解消されていない場合にあっては、その原因を究明するとともに計画全体の見直しを行い、そのうえで具体的かつ実行可能な計画を策定のうえ、必要な額を確実に計上されたいこと。

第3 市町村における国民健康保険特別会計直営診療施設勘定の予算編成の留意事項

1 直営診療施設勘定の予算編成に当たっては、施設管理者と施設の運営方針、設備の整備その他必要な事項について十分協議されたいこと。

なお、総合相談窓口を開設するに当たっては、そのために必要な経費を計上されたいこと。

2 歳入額は、次の事項に留意し、確実に収入として見込まれる額を計上されたいこと。

(1) 診療収入は、過去の実績に基づき適正な額を計上されたいこと。

- (2) へき地診療所の赤字額に対する運営費補助（特別調整交付金）については、国が交付した前年の実績等を勘案して事業勘定からの受入れ予定額を計上されたいこと。
- (3) 特別調整交付金の補助対象となる施設・設備整備を計画しているところにあっては、事業勘定からの受入れ予定額を計上されたいこと。

第4 国民健康保険組合における予算編成の留意事項

1 歳出に関する事項

- (1) 保険給付費等、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、前期高齢者納付金等並びに介護納付金
市町村の例に準じて計上されたいこと。

(2) 高額医療費拠出金

国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）が、社団法人全国国民健康保険組合協会に納付する拠出金は、高額医療費拠出金と事務費拠出金とし、次のア及びイを勘案し必要な経費を計上されたいこと。

ア 高額医療費拠出金

平成20年度高額医療費拠出金については、平成19年11月診療分までの3か年度の実績等により算出することを踏まえ、各国保組合における伸率及び高額医療費実績等により適切に見込まれたいこと。

なお、高額医療費拠出金の算出に当たっての補正率は、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和47年厚生省令第11号。以下「算定省令」という。）第13条の規定により国保組合に補助する組合普通調整補助金の算定に係る補助の割合とする。

イ 事務費拠出金

各国保組合の事務費拠出金は、国保組合高額医療費共同事業に関する事務に要する費用を、各国保組合の平成18年度末における被保険者数（老人保健対

象者を除く。)により按分して負担することを踏まえ、各国保組合における平成19年度事務費拠出金の実績等により適切に見込まれたいこと。

(3) 保健事業費

ア 保健事業については、被保険者の健康の保持増進を図るための重要な事業であるので、国保組合の特性に留意しつつ効果的に実施されたいこと。

「高齢者の医療の確保に関する法律」において、生活習慣病予防についての保険者の役割が明確化され、平成20年4月より、特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務化されるため、特定健康診査、特定保健指導の実施に要する経費を計上されたいこと。

また、国民健康保険法第82条に規定されている特定健康診査及び特定保健指導以外の保健事業についても、地域の医療保険保険者と連携する等総合的かつ効果的な事業の推進に必要な経費を計上されたいこと。

イ 医療費通知については、被保険者が健康に対する認識を深めるために重要であるので、「国民健康保険における医療費の通知について」(昭和55年7月4日保険発第51号国民健康保険課長通知)に基づいて実施するとともに、医療費に係る減額査定が行われた場合は、「国民健康保険における医療費通知の適切な実施について」(昭和60年4月30日保険発第42号国民健康保険課長通知)に基づいて、医療費通知にその額を付記する等により通知を実施することとし、そのために必要な経費をア以外に別途計上されたいこと。

なお、医療費通知を実施していない国保組合に対しては、その趣旨を十分理解させ、そのために必要な経費を計上すること。

(4) 積立金

ア 特別積立金

国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。)第19条に定める特別積立金の額が規定額に達していない国保組合にあっては、計画的に不足額を積み立てるものとし、所要額を予算に計上されたいこと。

イ 納付費等支払準備金

平成19年度決算において剩余が生じると見込まれる国保組合のうち、施行

令第20条に定める給付費等支払準備金の額が規定額に達していない国保組合にあっては、不足額を剩余金から積み立てられたいこと。

ウ 特別積立金及び給付費等支払準備金の規定額の算定において控除する額は、定率補助分に普通調整補助分を加えた額とすることを予定していること。

2 歳入に関する事項

(1) 保険料

ア 医療費その他の支出を適正に見込み、必要経費に応じた保険料を確保し計上されたいこと。

イ 平成19年度の財政収支に赤字が見込まれる国保組合にあっては、赤字解消計画に基づき赤字解消予定額をアの額に上積みする等により、所要財源を確保し計上されたいこと。

(2) 国庫支出金

ア 療養給付費等補助金

次の（ア）から（エ）により算定した額を計上されたいこと。

（別紙のVIIの2を参照）

（ア）第4の1の(1)により算定した療養給付費等（老人保健医療費拠出金を除く。）の額、後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額並びに前期高齢者納付金の額との合計額（前期高齢者交付金がある場合はその額を控除する。）（健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）第3条第1項第7号の規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者うち、厚生労働大臣の定める国保組合の被保険者であって300人以上の事業所に使用される被保険者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る費用の額を除く。）に保険給付割合（高額療養費給付率を含む。）を乗じて得た額の100分の32（平成9年9月1日以降に健保法第3条第1項第7号又は同条第2項ただし書きの規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る補助率については、100分の13.0。）を乗じて得た額に相当する額。

(イ) 第4の1の(1)により算定した老人保健医療費拠出金及び介護納付金の額（健保法第3条第1項第7号の規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者のうち、厚生労働大臣の定める国保組合の被保険者であって300人以上の事業所に使用される被保険者及びその世帯に属する当該組合の被保険者の医療に要する費用の額に係る老人保健医療費拠出金及び介護納付金の額に相当する額を除く）の100分の32（平成9年9月1日以降に健保法第3条第1項第7号又は同条第2項ただし書きの規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る老人保健医療費拠出金及び介護納付金に対する補助率については、100分の16.4。）を乗じて得た額に相当する額。

(ウ) 組合普通調整補助金

第4の1の(1)により算定した療養の給付費と療養費等の支給についての療養につき算定した費用の額との合計額に保険給付割合（高額療養費給付率を含む。）を乗じて得た額及び第4の1の(1)により算定した後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額、前期高齢者納付金の額、老人保健医療費拠出金及び介護納付金の額との合算額（前期高齢者交付金がある場合はその額を控除する。）に、各国保組合ごとに算定省令第13条の規定により国保組合に補助する組合普通調整補助金の算定に係る補助の割合を乗じて得た額。

(エ) 組合特別調整補助金

平成19年度予算に計上した組合特別調整補助金を踏まえた適正な額。

イ 事務費負担金

平成20年1月から12月までの平均被保険者数の見込数を基礎として、算定省令によって算出した額と、平成20年1月から12月までの平均介護保険第2号被保険者数の見込数を基礎として、算定省令によって算出した額との合算額を計上されたいこと。

ウ 出産育児一時金

出産育児一時金の額に応じ、次表の補助額に出産見込み件数を乗じて算出した額を計上されたいこと。

なお、産科無過失補償制度の創設に伴い、出産育児一時金の支給額の見直

しが、現在検討されているところであり、実施時期等詳細が決まり次第お知らせする予定であること。

出産育児 一時金	補助額	出産育児 一時金	補助額	出産育児 一時金	補助額
13万円	43,333円	21万円	55,455円	29万円	72,500円
14万円	44,850円	22万円	56,970円	30万円	75,000円
15万円	46,365円	23万円	58,485円	31万円	77,500円
16万円	47,880円	24万円	60,000円	32万円	80,000円
17万円	49,395円	25万円	62,500円	33万円	82,500円
18万円	50,910円	26万円	65,000円	34万円	85,000円
19万円	52,425円	27万円	67,500円	35万円	87,500円
20万円	53,940円	28万円	70,000円	—	—

エ 高額医療費拠出金に対する国庫補助

高額医療費拠出金の拠出に必要な費用に係る補助金については、次の①及び②により算定した額の合計額の範囲内の額を計上されたいこと。

① 平成20年度高額医療費拠出金見込額 × 0.07

② 平成20年度高額医療費拠出金見込額 × (補正率) × 1.24

補正率は、算定省令第13条の規定により国保組合に補助する組合普通調整補助金の算定に係る補助の割合とする。

(3) 高額医療費共同事業交付金

平成20年度高額医療費共同事業交付金については、平成19年12月診療分から平成20年11月診療分までの実績等により交付されることを踏まえ、平成20年度高額医療費拠出金の見込額の範囲内で、各国保組合において適切に見込まれたいこと。

(4) 特定健康診査等補助金

特定健康診査等補助金については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用の3分の1に相当する額を計上されたいこと。

(5) 積立金からの繰入金

特別積立金または給付費等支払準備金が前記第4の1(4)により算定した規定額を超えている場合には、国保組合の財政の安定を図る観点から、規定額を超えた分について、必要な額の繰入れを行って差し支えないこと。

3 区分経理

保養所等を設置し、法人税法上の収益事業に該当する事業を行っている場合は、収益事業と収益事業以外の事業とに区分して、それぞれ別立ての予算編成を行わ
れたいこと。

4 平成20年度の特例

平成20年度の国庫補助金については、特例を設ける予定としており、その内
容については、別途お知らせする予定であること。

第5 都道府県における予算編成の留意事項

1 都道府県財政調整交付金の算定基礎となる保険給付費等、後期高齢者支援金及び病床転換支援金、前期高齢者納付金並びに介護納付金については、市町村の例に準じて計上されたいこと。

2 都道府県財政調整交付金の総額は、一般被保険者に係る医療給付費の額から保険基盤安定繰入金の1/2に相当する額及び前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額並びに後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。）、前期高齢者納付金の額（退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。）、老人保健医療費拠出金（退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額を除く。）及び介護納付金の額の合算額（前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。）の見込額の7/100となることに留意されたいこと。

3 保険財政共同安定化事業の実施に伴い、拠出金の持ち出し率が一定以上の保険者については、総務・財務・厚生労働3大臣合意において、都道府県調整交付金による支援を都道府県に要請することとされていることに配慮願いたい。

(別紙)

平成20年度医療費等の推計方法

医療費等の推計に当たっては、必要に応じ、乳幼児や前期高齢者等を区分して算定するなど、より正確に推計するよう努められたい。

I 老人保健医療給付対象者以外の者に係る医療費等の算出方法

1 年間平均被保険者数

第1表により、最近の動向を十分に勘案して、平成20年度を推計すること。

2 診療費（薬剤支給を除く。）

第1表により、入院、入院外、歯科、入院時食事療養費ごとに算出すること。

3 補助対象医療費、保険者負担額及び療養給付費負担（補助）金

第3表により算出すること。

(1) 診療費総額（第1表②欄）

第1表及び第2表により算出された合計額であること。

(2) 薬剤支給額（第3表②欄）

過去2カ年程度の実績に基づき、診療費総額に対する薬剤支給額（調剤報酬請求書により支給決定したものの費用額）の割合を算出（小数点以下第5位を四捨五入すること。）し、これを(1)の額に乗じて算出すること。

なお、割合の算出基礎を欄外に記入すること。

(3) 療養の給付費総額（第3表③欄）

(1)と(2)の額との合計額であること。

(4) 公費負担額（第3表④欄）

(2)と同様の方法により療養の給付費総額に対する公費負担額の割合を算出し、これを(3)の額に乗じて算出すること。

(5) 療養の給付費 〈第3表⑤欄〉

(3)の額から(4)の額を控除した額であること。

(6) 地方単独事業による波及増分調整後医療費 〈第3表⑥欄〉

(5)の額から地方単独事業の実施対象被保険者に係る医療費を推計区分し、算定省令別表第2に定める調整率を乗じて得た額と地方単独事業の対象者以外の者に係る医療費との合算額であること。

(7) 療養費 〈第3表⑦欄〉

(2)と同様の方法により補助対象となる療養の給付費に対する療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の割合を算出し、これを(5)の額に乗じて算出すること。

また、割合の算出基礎を欄外に記入すること。

(8) 補助対象保険者負担額 〈第3表⑧欄〉

(6)の額と(7)の額との合算額に保険給付割合（高額療養費給付率を含む。）を乗じた額であること。

(9) 保険者負担額 〈第3表⑨欄〉

(5)の額と(7)の額との合算額に実績給付率を乗じた額であること。

4 療養給付費等交付金

第4表、第5表、第6表及び第7表により算出すること。

(1) 退職被保険者等医療給付費 〈第6表⑦,⑯欄〉

(2) 退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額、後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額 〈第6表⑧,⑯欄〉

(3) 退職被保険者等保険料（税）額 〈第6表⑨,⑯欄〉

「国民健康保険料（税）の振分けについて」（昭和59年11月10日保

険発第98号国民健康保険課長通知)に基づき算出された平成19年度における退職被保険者等一人当たり保険料(税)賦課額に予定収納率(過去の実績に収納率向上対策の効果を勘案して実行可能な数値)を乗じて一人当たり収納見込額を算出し、その額に退職被保険者等に係る保険料(税)の伸び率(平成20年度見込み)を乗じ、さらにこれに退職被保険者等数(平成20年度見込み)を乗じて得た額から当該保険料(税)のうち納付すべき額として賦課された介護納付金賦課(課税)額(減額することになる額を含む。)を控除した額を計上すること。

II 高額療養費及び高額介護合算療養費の算出方法

高額療養費及び高額介護合算療養費の所要額は、保険者によってその支給状況が種々であるので、各保険者において実績等を勘案して適正な推計を行うこと。

III 老人保健医療費拠出金の納付に要する額の算出方法

老人保健医療費拠出金の納付に要する額(事務費拠出金を含む。)については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、**第7表**により算出された額であること。

IV 後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の算出方法

後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の額については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、**第8-A表**(後期高齢者支援金等)及び**第8-B表**(病床転換支援金等)により算出された額の合計であること。

V 前期高齢者納付金等の算出方法

前期高齢者納付金等の額については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、**第9表**により算出された額であること。

VI 前期高齢者交付金の算定方法

前期高齢者交付金の額については、社会保険診療報酬支払基金から通知される

こととなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、
第10表により算出された額であること。

VII 療養給付費負担（補助）金等

1 市町村

次に掲げる額の合算額とすること。

(1) 療養給付費負担金

(第3表⑧－保険基盤安定繰入金×1/2－ 前期高齢者交付金－退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額) ×34/100－平成18年度基準超過費用額×34/100

(2) 前期高齢者納付金に係る国庫負担金

平成20年度概算前期高齢者納付金×34/100

(ただし、退職被保険者等に係る前期高齢者納付金は除く)

(3) 老人保健医療費拠出金に係る国庫負担金

平成20年度概算医療費拠出金×34/100＋平成18年度精算分(調整金額を含む。) ×34/100

(ただし、退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金は除く)

(4) 後期高齢者支援金に係る国庫負担金

(平成20年度概算後期高齢者支援金＋平成20年度病床転換支援金) ×34/100

(ただし、退職被保険者等に係る後期高齢者支援金及び病床転換支援金は除く)

(5) 介護納付金に係る国庫負担金

平成20年度概算介護納付金×34/100＋平成18年度精算分(調整金額を含む。) ×34/100

2 国保組合

次に掲げる額の合算額とすること。

(1) 療養給付費補助金

$$(A \times 13.0/100) + (B \times 32/100) + ((\text{第3表}⑧ - \text{前期高齢者交付金}) \times (a^{*1})/100)$$

$$A = (\text{第3表}⑧ - \text{前期高齢者交付金})$$

$$\times \frac{\text{20年度平均組合特定被保険者数(見込み)}}{\text{20年度平均被保険者数(見込み)}}$$

$$B = \text{第3表}⑧ - \text{前期高齢者交付金} - A$$

(2) 前期高齢者納付金（納付金）に係る国庫補助金

$$(A \times 13.0/100) + (B \times 32/100) + (\text{納付金}) \times (a^{*1})/100$$

$$A = (\text{納付金}) \times \frac{\text{20年度平均組合特定被保険者数(見込み)}}{\text{20年度平均被保険者数(見込み)}}$$

$$B = (\text{納付金}) - A$$

(3) 老人保健医療費拠出金に係る国庫補助金

$$(A \times 16.4/100) + (B \times 32/100) + (\text{老人保健医療費拠出金}^{*2} \times (a^{*1})/100)$$

$$A = \text{老人保健医療費拠出金}^{*2} \times \frac{\left[\begin{array}{l} \text{前々年度(3月～2月)における平均組合} \\ \text{特定被保険者である老人医療受給対象者数} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{前々年度(3月～2月)における平均老人} \\ \text{医療受給対象者数} \end{array} \right]}$$

$$B = \text{老人保健医療費拠出金}^{*2} - A$$

(4) 後期高齢者支援金に係る国庫補助金

$$(\text{※ 支援金} = \text{後期高齢者支援金} + \text{病床転換支援金})$$

$$(A \times 13.0/100) + (B \times 32/100) + \text{支援金} \times (a^{*1})/100$$

$$A = \text{支援金} \times \frac{\text{20年度平均組合特定被保険者数(見込み)}}{\text{20年度平均被保険者数(見込み)}}$$

$$B = \text{支援金} - A$$

(5) 介護納付金に係る国庫補助金

$$(A \times 16.4/100) + (B \times 32/100) + (\text{介護納付金}^{*3} \times (a^{*1})/100)$$

$$A = \text{介護納付金}^{*3} \times \frac{\left[\begin{array}{l} \text{前々年度(3月～2月)における平均組合} \\ \text{特定被保険者である介護保険第2号被保険者数} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{前々年度(3月～2月)における平均介護保険} \\ \text{第2号被保険者数} \end{array} \right]}$$

$$B = \text{介護納付金}^{*3} - A$$

*1 : 平成20年度の国庫補助金については、特例を設ける予定としており、その内容については、別途お知らせする予定である。

*2 : 老人保健医療費拠出金は、平成20年度概算拠出金(1ヵ月分)と平成18年度精算分(調整金額を含む。)である。

*3 : 介護納付金は、平成20年度概算納付金と平成18年度精算分(調整金額を含む。)である。

第1表 平成20年度診療費の算出表（入院・入院外・歯科・入院時食事療養費）
(70歳未満の一般被保険者)

		被保険者数 (延べ数)	診療費 (実績)	被保険者 一人あたり額	診療費 総額	備考
平成 17 年 度	3~11	① 人	千円 ⑪	円 ⑯ $\left\{ \frac{\text{⑪}}{(\text{①} \div 9)} \right\}$	円	
	12~2	②	⑫	⑯ $\left\{ \frac{\text{⑫}}{(\text{②} \div 3)} \right\}$		
	計(年間)	③ (①+②)	⑬ (⑪+⑫)	⑯ $\left\{ \frac{\text{⑬}}{(\text{③} \div 12)} \right\}$		
平成 18 年 度	3~11	④	千円 ⑭	円 ⑯ $\left\{ \frac{\text{⑭}}{(\text{④} \div 9)} \right\}$		
	12~2	⑤	⑮	⑯ $\left\{ \frac{\text{⑮}}{(\text{⑤} \div 3)} \right\}$		
	計(年間)	⑥ (④+⑤)	⑯ (⑭+⑮)	⑯ $\left\{ \frac{\text{⑯}}{(\text{⑥} \div 12)} \right\}$		
平成 19 年 度	3~11	⑦	千円 ⑯	円 ⑯ $\left\{ \frac{\text{⑯}}{(\text{⑦} \div 9)} \right\}$		
	12~2	⑧ (⑨-⑦)	_____	⑯ $\left[\text{⑯} \times \left\{ \left[\frac{\text{⑩}}{\text{⑯}} + \frac{\text{⑪}}{\text{⑯}} \right] \div 2 \right\} \right]$		
	計(年間)	⑨ $\left[\text{⑦} \times \left\{ \left[\frac{\text{③}}{\text{①}} + \frac{\text{⑥}}{\text{④}} \right] \div 2 \right\} \right]$	_____	⑯ $(\text{⑯} + \text{⑯})$		
平成 20 年 度	計(年間)	⑩ $\left[\text{⑨} \times \left\{ \left[\frac{\text{⑥}}{\text{③}} + \frac{\text{⑩}}{\text{⑥}} \right] \div 2 \right\} \right]$	_____	⑯ $(\text{⑯} \times \text{伸び率})$ (注4)	⑯ $\left[\text{⑯} \times \frac{\text{⑩}}{12} \right]$ + 退職被保険者等からの移行分 (注6)	

(注) 1 この表は、老人医療給付対象者及び退職被保険者等以外の者であって、70歳未満の者について推計すること。

2 この表は、入院、入院外、歯科、入院時食事療養費の別に作成すること。

3 被保険者一人あたり額は、円未満第4位を四捨五入し第3位まで算出し、③／①等の割合については、小数点以下第5位を四捨五入し第4位まで算出すること。

4 平成19年度～平成20年度の1人あたり額の伸び率は過去3年の伸び率等を使用する等、各保険者において実績を勘案した伸び率を使用すること。

5 国保組合においては、会計年度区分が4月～3月となるので、算出表を適宜修正すること。

6 後期高齢者医療制度の創設に伴い、一般国保被保険者へ移行する退職被保険者等の診療費について加算すること。

退職被保険者等について65歳未満・65歳以上70歳未満の実績を把握している場合 … 第4表の4-1-3の⑯を加算。

退職被保険者等について65歳未満・65歳以上70歳未満の実績を把握していない場合 … 第4表の4-2の⑯を加算。

第2表 平成20年度診療費の算出表(入院・入院外・歯科・入院時食事療養費)
(70歳以上的一般被保険者)

		被保険者等数			診療費	被保険者 1人あたり額	診療費総額	備考
18 年 度	3~11月合計 3~11月平均	① 人 ② 人	(実績)		⑭ 千円 (3~11月実績)	⑯ ⑭ ÷ ② 円		
19 年 度			各月増加人数	各月増加人数平均 ⑫ 3月~11月の平均) 人 (推計値)				
	3月	人						
	4月	人	人					
	5月	人	人					
	6月	人	人					
	7月	人	人					
	8月	人	人					
	9月	人	人					
	10月	人	人					
	11月	③ 人	人					
	(3~11月合計)	④ 人						
	(3~11月平均)	⑤ 人						
	12月	⑥ ③ + ⑫ 人						
	1月	⑦ ⑥ + ⑫ 人						
	2月	⑧ ⑦ + ⑫ 人						
	年度合計	⑨ (3月~2月の合計) 人						
	年度平均	⑩ ⑨ ÷ 12 人						
20 年 度	年度平均	⑪ ⑩ + ⑬ 人				⑯ ⑭ × ⑪ 円 20年度1人あたり診療費 (推計)	⑯ ⑪ × ⑩ 千円 20年度診療費総額 +退職被保険者等からの移行分 (注3)	

(注) 1 この表は、老人医療給付対象者及び退職被保険者等以外の者であって、70歳以上の者について推計すること。

2 この表では、入院・入院外・歯科・入院時食事療養費の区別なく診療費の合計額として推計すること。

3 後期高齢者医療制度の創設に伴い、一般国保被保険者へ移行する退職被保険者等の診療費について加算すること。

70歳以上の退職被保険者等について … 第5表の⑩を加算。

第3表 平成20年度補助対象医療費及び保険者負担額

	診療費総額 (第1表・第2表で算出 された診療費の額) ①	薬剤支給額 (① × 割合) ②	療養の給付費総額 (① + ②) ③	公費負担額 (③ × 割合) ④	療養の給付費 (③ - ④) ⑤	地方単独事業による 波及増分調整後医療費 ⑥	療養費 (療養につき算定した費用の額) (⑤×割合) ⑦	補助対象保険者負担額 (⑥+⑦) × 給付率 ⑧	保険者負担額 (⑤+⑦) × 給付率 ⑨
入院									
入院外									
歯科									
入院時 食事療養費									
70歳以上の者 の診療費									
計									

(注) 1 国庫負担(補助)金

市町村 (⑧ - 保険基盤安定繰入金 × 1/2 - 前期高齢者交付金 - 退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額) × 34/100 - 平成18年度基準超過費用額 × 34/100

組合 (A × 13.0/100) + (B × 32/100) + ((⑧ - 前期高齢者交付金) × ())/100)

↑ 各国保組合ごとに別途お知らせする率

$$A = (⑧ - 前期高齢者交付金) \times \frac{20\text{年度平均組合特定被保険者数(見込み)}}{20\text{年度平均被保険者数(見込み)}}$$

$$B = (⑧ - 前期高齢者交付金) - A$$

○薬剤支給割合算出基礎

○公費負担割合算出基礎

○療養費支給割合算出基礎

2 ⑧欄の給付率は、7割給付を実施している保険者にあっては、平成19年度(3~11月)の実績給付率。なお、それ以外の保険者にあっては、「計」の欄において 70歳未満分においては0.7909、70歳以上分においては0.8524(国保組合にあっては、それぞれ0.7516、0.8925)とする。

3 ⑨欄の給付率は、平成19年度(3~11月)の実績給付率とする。

4 平成20年4月から診療報酬改定 △0.82%(診療報酬本体の改定0.38%・薬価等の改定△1.2%)の影響等に十分留意されたいこと。

第4表 平成20年度診療費の算出表（入院・入院外・歯科・入院時食事療養費）

(70歳未満の退職被保険者本人、退職被保険者の被扶養者の各別)

4-1 65歳未満・65歳以上70歳未満別の実績を把握している場合

4-1-1 70歳未満の退職被保険者等

		退職被保険者等数 (延べ数)	診療費 (実績)	退職被保険者等 1人当たり診療費	診療費 総額	備考
平成 17 年 度	3~11 12~2 計(年間)	① ② ③ (①+②)	人 ⑪ ⑫ ⑬ (⑪+⑫)	千円 ⑯ ⑯ ⑯ { $\frac{\text{⑪}}{(\text{①} \div 9)}$ } { $\frac{\text{⑫}}{(\text{②} \div 3)}$ } { $\frac{\text{⑬}}{(\text{③} \div 12)}$ }	千円	
平成 18 年 度	3~11 12~2 計(年間)	④ ⑤ ⑥ (④+⑤)	千円 ⑭ ⑮ ⑯ (⑭+⑮)	千円 ⑯ ⑯ ⑯ { $\frac{\text{⑭}}{(\text{④} \div 9)}$ } { $\frac{\text{⑮}}{(\text{⑤} \div 3)}$ } { $\frac{\text{⑯}}{(\text{⑥} \div 12)}$ }	千円	
平成 19 年 度	3~11 12~2 計(年間)	⑦ ⑧ ⑨ $\text{⑦} \times [\left(\frac{\text{③}}{\text{①}} + \frac{\text{⑥}}{\text{④}} \right) \div 2]$	千円 ⑯ — —	千円 ⑯ ⑯ ⑯ { $\frac{\text{⑦}}{(\text{⑦} \div 9)}$ } $[\text{⑯} \times \left(\frac{\text{⑯}}{\text{⑩}} + \frac{\text{⑯}}{\text{⑯}} \right) \div 2]$ (⑯ + ⑯)	千円 ⑯ — —	
平成 20 年 度	計(年間) (注1)	⑩ $\text{⑨} \times [\left(\frac{\text{⑥}}{\text{③}} + \frac{\text{⑨}}{\text{⑥}} \right) \div 2]$	—	千円 ⑯ (⑯ × 伸び率) (注2)	千円 ⑯ $\left[\text{⑯} \times \frac{\text{⑩}}{12} \times \frac{1}{12} \right]$ (平成20年3月診療分)	

(注) 1 この表は、70歳未満の退職被保険者本人、退職被保険者の被扶養者の各別について、第1表の作成に準じて作成すること。

2 平成19年度→平成20年度の1人当たり診療費の伸び率は過去3年の伸び率を使用する等、各市町村保険者において実績を勘案した伸び率を使用すること。

第4表 平成20年度診療費の算出表（入院・入院外・歯科・入院時食事療養費）
 (70歳未満の退職被保険者本人、退職被保険者の被扶養者の各別)

4-1 65歳未満・65歳以上70歳未満別の実績を把握している場合
 4-1-2 65歳未満の退職被保険者等

		退職被保険者等数 (延べ数)	診療費 (実績)	退職被保険者等 1人当たり診療費	診療費 総額	備考
平成 17 年 度	3~11	①	人	千円 ⑪	円 $\left\{ \frac{\textcircled{11}}{(\textcircled{1} \div 9)} \right\}$	千円
	12~2	②		千円 ⑫	円 $\left\{ \frac{\textcircled{12}}{(\textcircled{2} \div 3)} \right\}$	
	計(年間)	③ (①+②)		千円 ⑬ (⑪+⑫)	円 $\left\{ \frac{\textcircled{13}}{(\textcircled{3} \div 12)} \right\}$	
平成 18 年 度	3~11	④		千円 ⑭	円 $\left\{ \frac{\textcircled{14}}{(\textcircled{4} \div 9)} \right\}$	
	12~2	⑤		千円 ⑮	円 $\left\{ \frac{\textcircled{15}}{(\textcircled{5} \div 3)} \right\}$	
	計(年間)	⑥ (④+⑤)		千円 ⑯ (⑭+⑮)	円 $\left\{ \frac{\textcircled{16}}{(\textcircled{6} \div 12)} \right\}$	
平成 19 年 度	3~11	⑦		千円 ⑰	円 $\left\{ \frac{\textcircled{17}}{(\textcircled{7} \div 9)} \right\}$	
	12~2	⑧		千円 ⑲	円 $[\textcircled{18} \times (\frac{\textcircled{17}}{\textcircled{18}} + \frac{\textcircled{19}}{\textcircled{18}} \div 2)]$	
	計(年間)	⑨ ⑦× { [$\frac{\textcircled{3}}{\textcircled{1}} + \frac{\textcircled{6}}{\textcircled{4}} $] ÷ 2 }		千円 ⑳	円 (⑰ + ⑲)	
平成 20 年 度	計(年間) (注1)	⑩ ⑨× { [$\frac{\textcircled{6}}{\textcircled{3}} + \frac{\textcircled{9}}{\textcircled{6}} $] ÷ 2 }		千円 ㉑	円 (㉐ × 伸び率) (注2)	㉒ [㉐ × $\frac{\textcircled{22}}{12} \times \frac{11}{12} $] (平成20年4月～平成21年2月診療分) (経過措置対象者)
	65歳未満 (注3)	(⑩ × 経過措置対象者の割合)		千円 ㉓	円 ㉔ [㉐ × $\frac{\textcircled{24}}{12} \times \frac{11}{12} $] (平成20年4月～平成21年2月診療分) (経過措置対象外の者)	4-1-3へ
		(⑩ × 経過措置対象外の者の割合)				

(注) 1 この表は、65歳未満の退職被保険者本人、退職被保険者の被扶養者の各別について、第1表の作成に準じて作成すること。

2 平成19年度～平成20年度の1人当たり診療費の伸び率は過去3年の伸び率を使用する等、各市町村保険者において実績を勘案した伸び率を使用すること。

3 「65歳未満の者であって、経過措置対象外の者」とは、65歳未満の被扶養者であって、65歳以上の退職被保険者に扶養されていた者である。

㉑及び㉒欄を算出するための年齢別割合については、「第4表～第6表の構成」に記載した諸係数を参考にすること。

第4表 平成20年度診療費の算出表（入院・入院外・歯科・入院時食事療養費）
 (70歳未満の退職被保険者本人、退職被保険者の被扶養者の各別)

4-1 65歳未満・65歳以上70歳未満別の実績を把握している場合

4-1-3 65歳以上70歳未満の退職被保険者等

		退職被保険者等数 (延べ数)	診療費 (実績)	退職被保険者等 1人当たり診療費	診療費 総額	備考
平成 17 年 度	3~11	①	人	千円	円	千円
	12~2	②		⑪	$\left\{ \frac{\textcircled{11}}{(\textcircled{1} \div 9)} \right\}$	
	計(年間)	③ (①+②)		⑫	$\left\{ \frac{\textcircled{12}}{(\textcircled{2} \div 3)} \right\}$	
平成 18 年 度	3~11	④		千円	円	
	12~2	⑤		⑬	$\left\{ \frac{\textcircled{14}}{(\textcircled{4} \div 9)} \right\}$	
	計(年間)	⑥ (④+⑤)		⑭	$\left\{ \frac{\textcircled{15}}{(\textcircled{5} \div 3)} \right\}$	
平成 19 年 度	3~11	⑦		千円	円	
	12~2	⑧ (⑨-⑦)		⑮	$\left\{ \frac{\textcircled{16}}{(\textcircled{6} \div 12)} \right\}$	
	計(年間)	⑨ $[\textcircled{7} \times (\frac{\textcircled{3}}{\textcircled{1}} + \frac{\textcircled{6}}{\textcircled{4}}) \div 2]$		⑯	$\left\{ \frac{\textcircled{17}}{(\textcircled{7} \div 9)} \right\}$	
平成 20 年 度	計(年間) (注1)	⑩ $[\textcircled{9} \times (\frac{\textcircled{6}}{\textcircled{3}} + \frac{\textcircled{9}}{\textcircled{6}}) \div 2]$		千円	円	
				⑰	$(\textcircled{20} \times \text{伸び率})$ (注2)	⑪ $(\textcircled{20} \times \frac{\textcircled{10}}{12} \times \frac{11}{12}) + (4-1-2の\textcircled{11})$ (平成20年4月～平成21年2月診療分) 経過措置対象外の者

(注) 1 この表は、65歳以上70歳未満の退職被保険者本人、退職被保険者の被扶養者の各別について、第1表の作成に準じて作成すること。

2 平成19年度～平成20年度の1人当たり診療費の伸び率は過去3年の伸び率を使用する等、各市町村保険者において実績を勘案した伸び率を使用すること。

3 ⑩欄については、4-1-2で算出した計数を使用して、65歳未満の被扶養者であって、65歳以上の退職被保険者に扶養されていた者の診療費総額を加算すること。

第4表 平成20年度診療費の算出表（入院・入院外・歯科・入院時食事療養費）
 (70歳未満の退職被保険者本人、退職被保険者の被扶養者の各別)

4-2 65歳未満・65歳以上70歳未満別の実績を把握していない場合

		退職被保険者等数 (延べ数)	診療費 (実績)	退職被保険者等 1人当たり診療費	診療費 総額	備考
平成 17 年 度	3~11	①	人	千円	円	
	12~2	②		⑪	⑯ $\left\{ \frac{\text{⑪}}{(\text{①} \div 9)} \right\}$	
	計(年間)	③ (①+②)		⑫	⑯ $\left\{ \frac{\text{⑫}}{(\text{②} \div 3)} \right\}$	
平成 18 年 度	3~11	④		千円	円	
	12~2	⑤		⑭	⑯ $\left\{ \frac{\text{⑭}}{(\text{④} \div 9)} \right\}$	
	計(年間)	⑥ (④+⑤)		⑮	⑯ $\left\{ \frac{\text{⑮}}{(\text{⑤} \div 3)} \right\}$	
平成 19 年 度	3~11	⑦		千円	円	
	12~2	⑧ (⑨-⑦)		⑪	⑯ $\left\{ \frac{\text{⑪}}{(\text{⑦} \div 9)} \right\}$	
	計(年間)	⑨ $\text{⑦} \times \left(\left[\frac{\text{③}}{\text{①}} + \frac{\text{⑥}}{\text{④}} \right] \div 2 \right)$		_____	⑯ $\left[\text{⑩} \times \left(\frac{\text{⑪}}{\text{⑦}} + \frac{\text{⑯}}{\text{⑪}} \right) \div 2 \right]$ (⑩ + ⑯)	
平成 20 年 度	計(年間) (注1)	⑩ $\text{⑨} \times \left(\left[\frac{\text{⑥}}{\text{③}} + \frac{\text{⑨}}{\text{⑥}} \right] \div 2 \right)$		_____	⑯ (⑯ × 伸び率) (注2)	⑯ $\left[\text{⑯} \times \frac{\text{⑩}}{12} \times \frac{1}{12} \right]$ (平成20年3月診療分)
	経過措置対象者 ⑪ (⑩ × 経過措置対象者の割合)			_____	⑯ (⑯ × 経過措置対象者の係数) (注3)	⑯ $\left[\text{⑯} \times \frac{\text{⑪}}{12} \times \frac{11}{12} \right]$ (平成20年4月～平成21年2月診療分)
	経過措置対象外の者 ⑫ (⑩ × 経過措置対象外の者の割合)			_____	⑯ (⑯ × 経過措置対象外の者の係数) (注3)	⑯ $\left[\text{⑯} \times \frac{\text{⑫}}{12} \times \frac{11}{12} \right]$ (平成20年4月～平成21年2月診療分)

(注) 1 この表は、70歳未満の退職被保険者本人、退職被保険者の被扶養者の各別について、第1表の作成に準じて作成すること。

2 平成19年度～平成20年度の1人当たり診療費の伸び率は過去3年の伸び率等を使用する等、各市町村保険者において実績を勘案した伸び率を使用すること。

3 ⑯～⑯欄を算出するための年齢別割合及び係数については、「第4表～第6表の構成」に記載した諸係数を参考すること。

第5表 平成20年度診療費の算出表(入院・入院外・歯科・入院時食事療養費)
(70歳以上の退職被保険者等)

退職被保険者等数					診療費	退職被保険者等1人当たり診療費	診療費総額	備考
18 年 度	年度合計 ①	人(3月～2月の合計)	(実績)	②5 千円 (年間実績)	⑦ 円 ⑤ ÷ ②			
	年度平均 ②	人(① ÷ 12)						
19 年 度		(注3) 人口増加率	(実績) (3月～11月の合計) (④ ÷ 9) =③ × 1.00123017 =⑥ × 1.00123017 =⑦ × 1.00123017 (3月～2月の合計) (⑨ ÷ 12)	⑥ 千円 (3～11月実績)	⑧ 円 ⑥ ÷ ⑤ ⑨ ⑧ ÷ ⑨(対前年度伸び率) ⑩ 円 ⑨ × 12 ÷ 9(19年度1人当たり診療費の推計)			
20 年 度	3月	⑪ 人 1.00035842	=⑧ × 1.00035842		⑪ 円 ⑩ × ⑪(20年度1人あたり診療費の推計)	⑫ 千円 ⑪ × ⑫ × 1 / 12 (平成20年3月診療分)		
	4月	⑫ 人 1.00035842	=⑪ × 1.00035842					
	5月	⑬ 人 1.00035842	=⑫ × 1.00035842					
	6月	⑭ 人 1.00035842	=⑬ × 1.00035842					
	7月	⑮ 人 1.00035842	=⑭ × 1.00035842					
	8月	⑯ 人 1.00035842	=⑮ × 1.00035842					
	9月	⑰ 人 1.00035842	=⑯ × 1.00035842					
	10月	⑱ 人 1.00035842	=⑰ × 1.00035842					
	11月	⑲ 人 1.00035842	=⑱ × 1.00035842					
	12月	⑳ 人 1.00035842	=⑲ × 1.00035842					
	1月	㉑ 人 1.00035842	=㉐ × 1.00035842					
	2月	㉒ 人 1.00035842	=㉑ × 1.00035842					
	年度合計	㉓ 人	(3月～2月の合計)			㉔ 千円 ㉓ × ㉔ × 11 / 12 (平成20年4月～平成21年2月診療分)		
	年度平均	㉕ 人	(㉔ ÷ 12)					

- (注) 1 この表は、70歳以上の退職被保険者等について推計すること。
 2 この表では、入院、入院外、歯科、入院時食事療養費の区分なく診療費の合計額として推計すること。
 3 平成19年10月までは、老人健康法の対象年齢引上げを要因として退職被保険者等数が増加しているが、推計を行う平成19年12月以降については同要因は発生しないため、平成18年度及び平成19年度の被保険者数伸び率は使用せずに、人口増加率等に基づく推計を行うこと。
 表中に記載済の人口増加率については、政府予算案に基づく数値であり、予算編成のための暫定数値である。

第6表 (6-1) 平成20年度療養給付費等交付金の算出表

(退職被保険者等分)

(単位：千円)

	診療費総額 (第4表の本人、被扶養者及び第5表) ①	薬剤支給額 (① × 割合) ②	療養の給付費総額 (① + ②) ③	公費負担額 (③ × 割合) ④	医療費 (③ - ④) ⑤	療養費 (療養につき算定した費用の額) (⑤×第3表の⑦の割合) ⑥	保険者負担額 (⑤ + ⑥) × 給付率 ⑦	退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額 ⑧	保険料(税)額 ⑨	療養給付費等交付金 (⑦ + ⑧ - ⑨) ⑩
(平成20年3月診療分)										
入院										
入院外										
歯科										
入院時 食事療養費										
70歳以上の 者の診療費										
小計										

	診療費総額 (第4表の本人、 被扶養者) ⑪	薬剤支給額 (⑪ × 割合) ⑫	療養の給付費総額 (⑪ + ⑫) ⑬	公費負担額 (⑬ × 割合) ⑭	医療費 (⑬ - ⑭) ⑮	療養費 (療養につき算定した費用の額) (⑮×第3表の⑦の割合) ⑯	保険者負担額 (⑮ + ⑯) × 給付率 ⑰	退職被保険者等に係る後期高 齢者支援金相当額、病床転換支 援金相当額及び調整対象基準 額 ⑱	保険料(税)額 ⑲	療養給付費等交付金 (⑰ + ⑲ - ⑲) ⑳
(平成20年4月～平成21年2月診療分)										
入院										
入院外										
歯科										
入院時 食事療養費										
小計										

平成20年度退職療養給付費等交付金 (⑩+⑳)	
----------------------------	--

(注) 1 この表は、第3表の作成に準じて作成すること

2 ⑦欄の給付率は、70歳未満、70歳以上の者ごとの平成19年度(3～11月)の実績給付率を、⑪欄の給付率は、70歳未満の平成19年度(3～11月)の実績給付率を使用すること。

⑪欄の給付率については、65歳未満の医療費及び給付費の年齢別の実績を把握している市町村保険者においては、この方法に限らず、実績を勘案した給付率を使用すること。

その際、65歳未満の被扶養者であっても、65歳以上の退職被保険者に扶養されていた者については、平成20年4月の制度改正以降においては、一般国保被保険者となるので、留意すること。

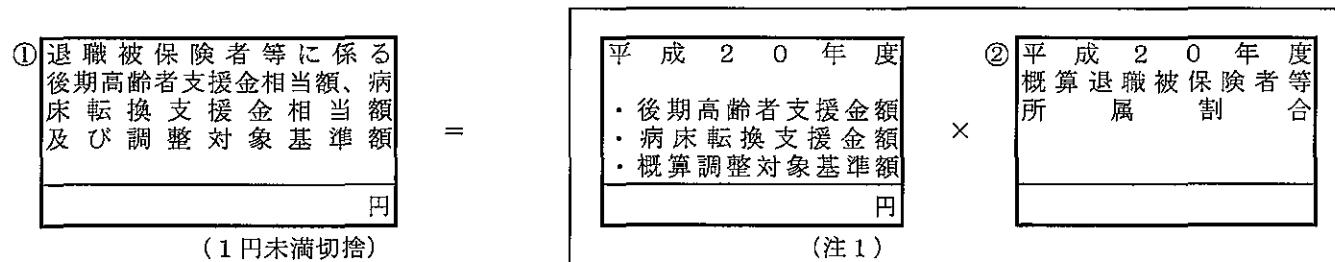
3 ⑧欄の退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額は、第7表のVの①の額を計上すること。

⑩欄の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金額等は、6-2の①の額を計上すること。

4 平成20年4月1日からの診療報酬・薬価等の改定(△0.82%)及び国民健康保険制度の改正(乳幼児の患者負担軽減措置の拡大)の影響等の効果に十分留意されたいこと。

5 ⑨欄の保険料(税)額については平成20年4月分の1ヶ月分の額を計上し、⑩欄の保険料(税)額については、平成20年5月分～平成21年3月分11ヶ月分の額を計上すること。

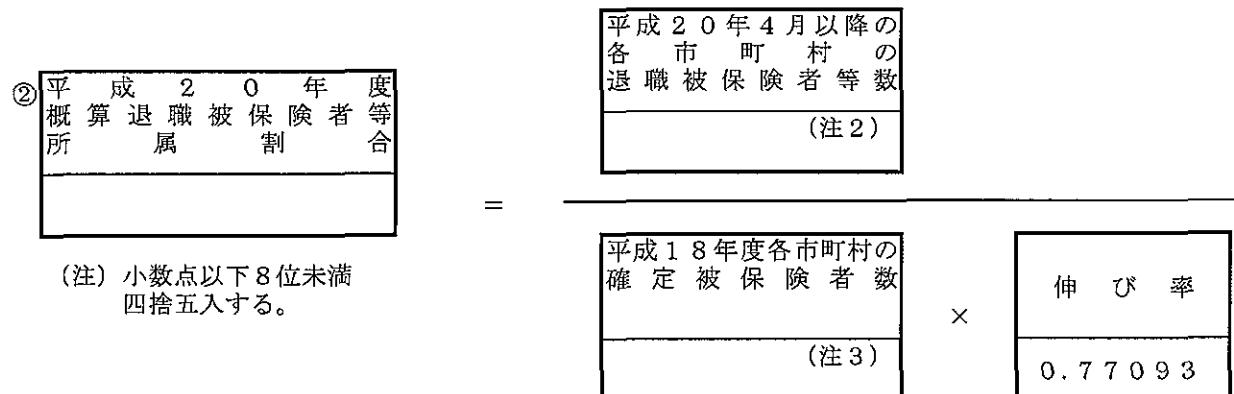
(6-2) 「退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額、病床転換支援金相当額及び調整対象基準額」の算定手順



(注1)

第8-A表のI（後期高齢者支援金額）と第8-B表のI（病床転換支援金額）の合算額に、第9表のI-1-A又は第10表のI-1（調整対象基準額）を加算した額を記入すること。

② 「平成20年度概算退職被保険者等所属割合」は、次により算出すること。

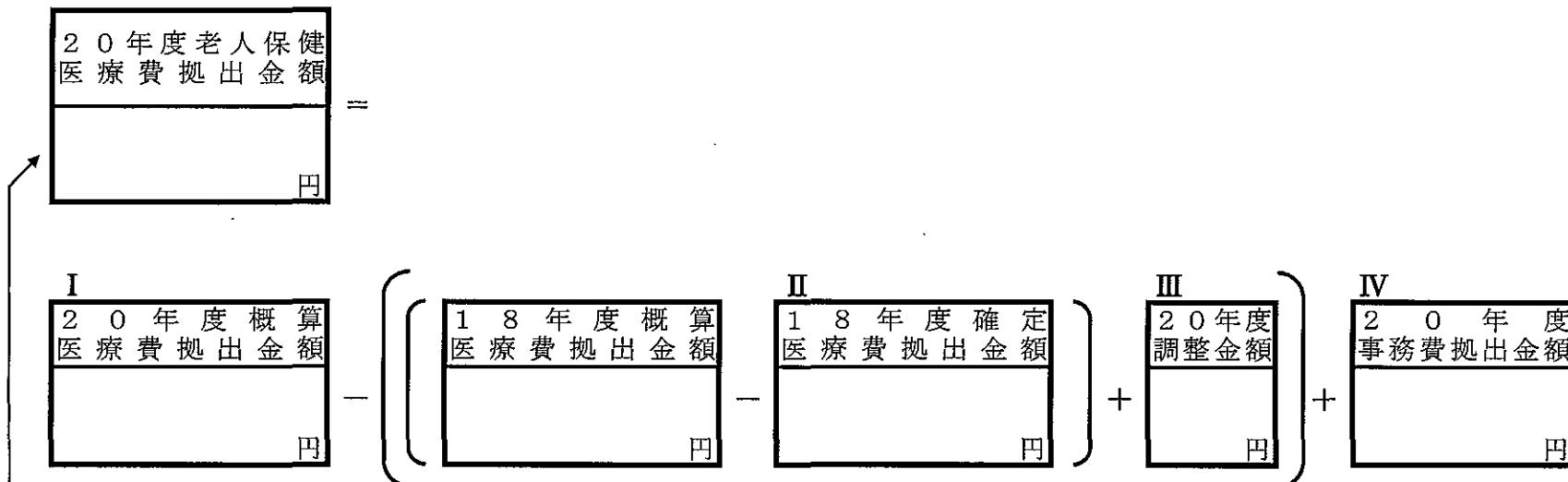


(注) 小数点以下8位未満四捨五入する。

(注2) 第4表で算出した経過措置対象者数を記入すること。

(注3) 平成18年度退職者医療療養給付費等事業実績通知書（様式第9号）の別紙により支払基金へ報告した一般被保険者数（75歳以上の被保険者を含む）と退職被保険者等の数の合計の年間平均を記入すること。

第7表 平成20年度老人保健医療費拠出金額算定手順



(注) 平成18年度確定医療費拠出金額算定における、

- ・総加入者数及び老人数については、前期（4月～9月）・後期（10月～3月）のそれぞれ6ヶ月平均とする。
- ・老人医療費については、前期分（3月～9月）・後期分（10月～2月）とする。

※ 諸係数については、政府予算案に基づく数値であり、予算編成のための暫定数値である。

※ 20年度概算医療費拠出金額-((18年度概算医療費拠出金額-18年度確定医療費拠出金額)+20年度調整金額)の合計がマイナスの場合は、医療費拠出金分は還付される。

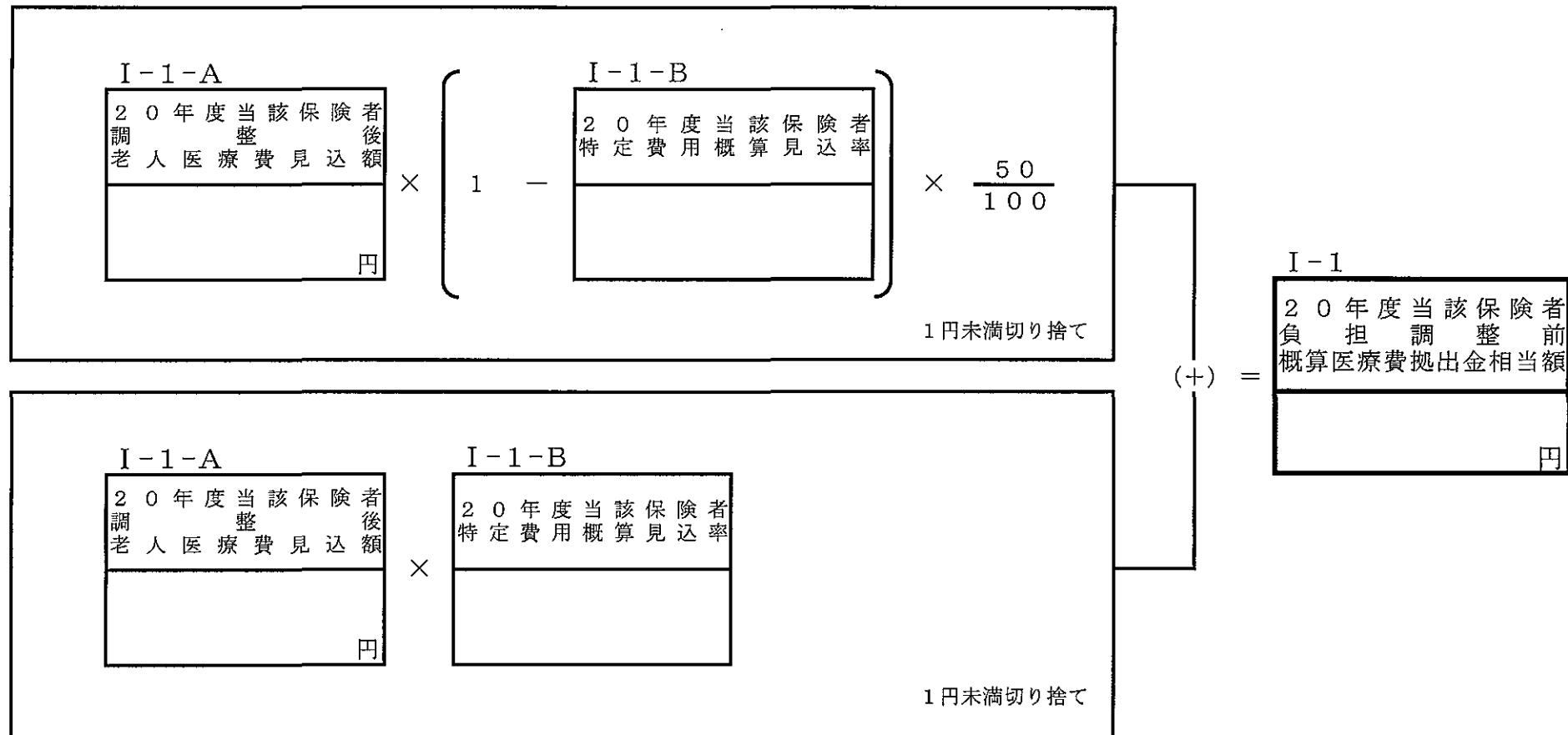
なお、この場合であっても事務費拠出金分については別途拠出が必要となる。

I 20年度概算医療費拠出金額算定手順

$$\text{I} \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{20年度当該保険者} \\ \text{概算医療費額} \\ \text{概算医療費拠出金} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} = \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{I-1} \\ \text{20年度当該保険者} \\ \text{負担調整前} \\ \text{概算医療費拠出金相当額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{I-2} \\ \text{20年度当該保険者} \\ \text{負担調整対象見込額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) + \begin{array}{|c|} \hline \text{I-3} \\ \text{20年度当該保険者} \\ \text{負担調整見込額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \times \frac{1}{12}$$

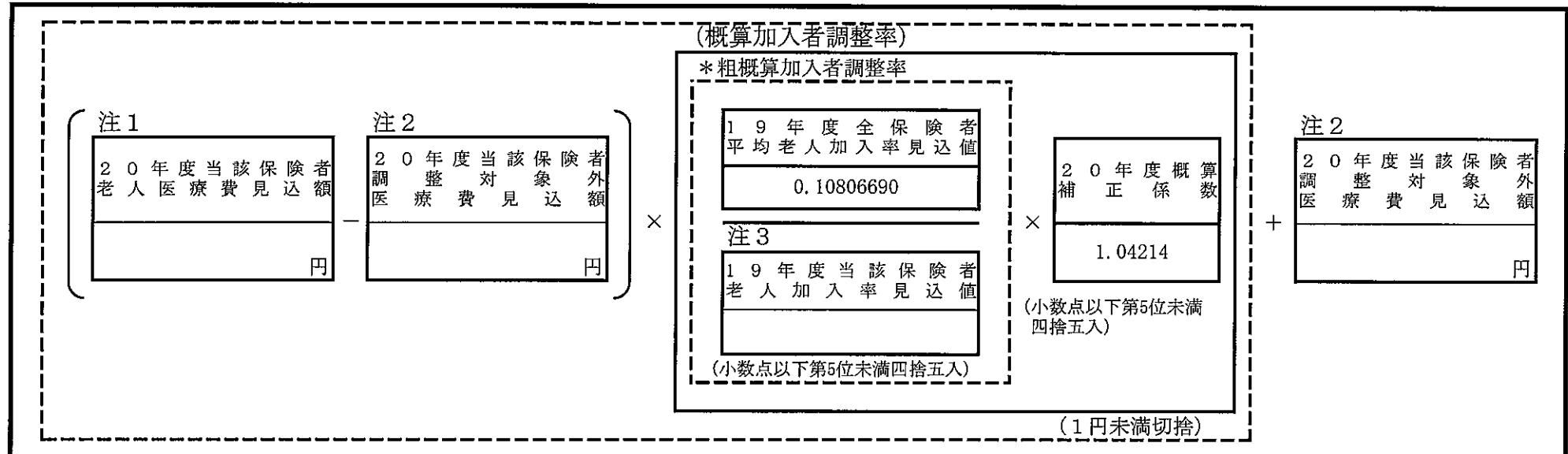
20年度当該保険者概算医療費拠出金額

I-1 20年度当該保険者負担調整前概算医療費拠出金相当額

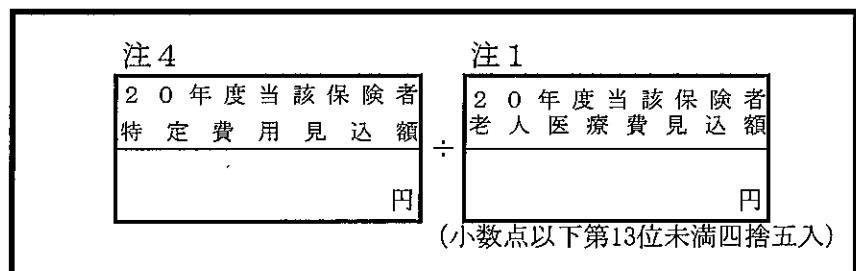


特定費用概算見込率については、当該保険者ごとに見込率を算定すること。

I - 1 - A 20年度当該保険者調整後老人医療費見込額



I - 1 - B 20年度当該保険者特定費用概算見込率



注1 [20年度当該保険者老人医療費見込額]

18年度当該保険者 老人医療費額	×	20年度伸率
円		1.06612
(1円未満四捨五入)		

注2 [20年度当該保険者調整対象外医療費見込額]

20年度当該保険者 老人医療費見込額	-	20年度全保険者 1人平均老人医療費見込額	×	政令で定める率	×	19年度当該保険者 老人加入者等見込数
円		844,780円		1.39		人
(1円未満四捨五入)						

注 0円以下は、0円とする。

注3 [19年度当該保険者老人加入率見込値]

18年度当該保険者 老人加入者等数	×	20年度伸率	=	19年度当該保険者 老人加入者等見込数	(注)
人		0.96303		人	
(1未満四捨五入)					
18年度当該保険者 総加入者数	×	20年度伸率	=	19年度当該保険者 総加入者見込数	下限 $\frac{1.18}{100}$ に満たない場合は、
人		0.99946		人	
(1未満四捨五入)					
(小数点以下第8位未満四捨五入)					

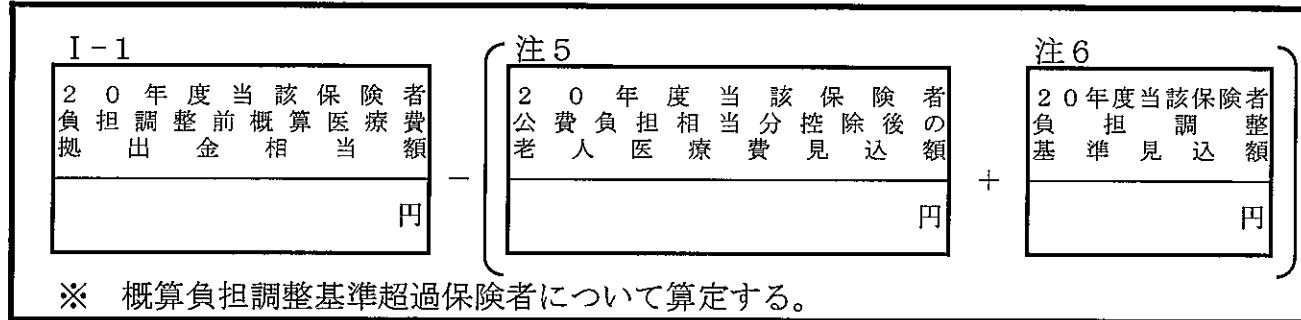
$\frac{1.18}{100}$ とする。

注4 [20年度当該保険者特定費用見込額]

※特定費用額とは公費負担0%に相当する医療費

18年度当該保険者 特定費用額	×	20年度伸率
円		1.24164
(1円未満四捨五入)		

I - 2 20年度当該保険者負担調整対象見込額

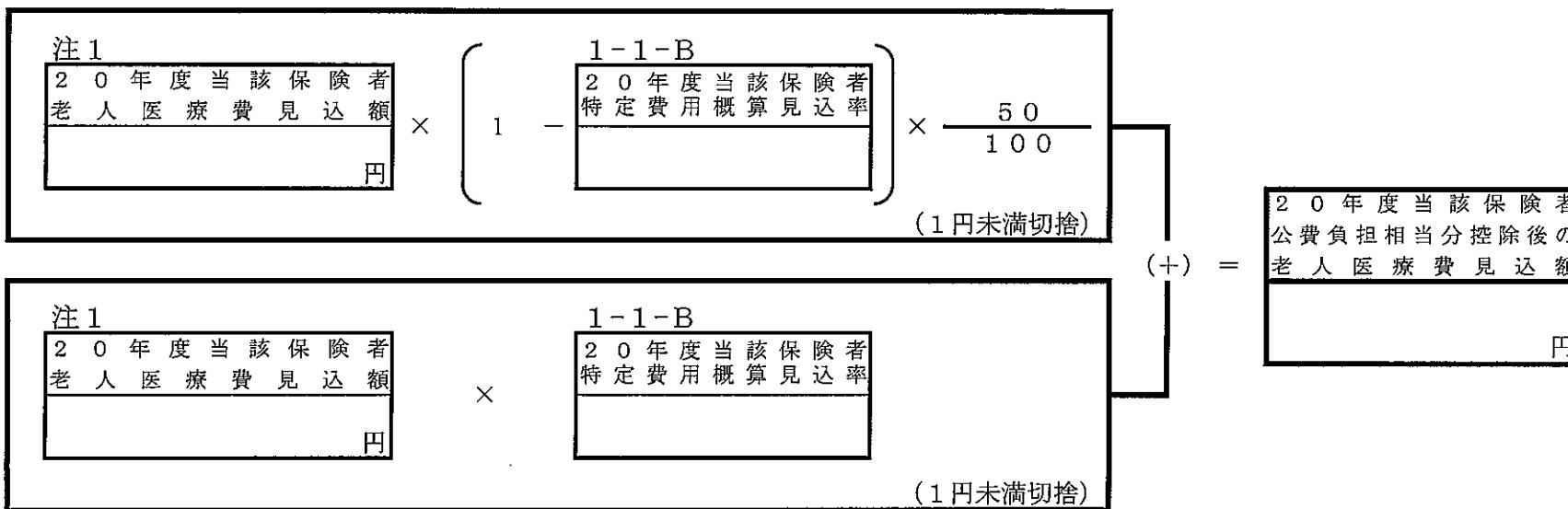


(注) 概算負担調整基準超過保険者

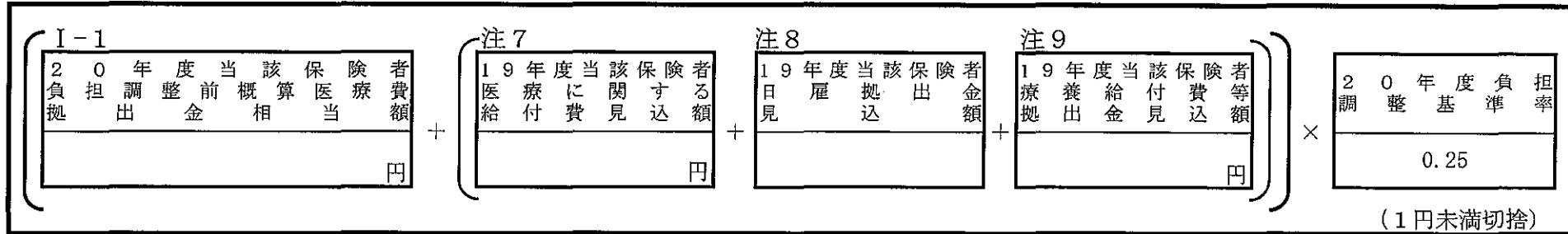
老人保健法第55条第1項第1号に規定する概算加入者調整率が「1」を超える保険者のうち、
下記に該当する保険者について算定する。

〔負担調整前概算医療費拠出金相当額〕 - 〔公費負担相当分控除後の老人医療費見込額〕 > 〔概算負担調整基準見込額〕

注5 [20年度当該保険者公費負担相当分控除後の老人医療費見込額]



注6 [20年度当該保険者負担調整基準見込額]



注7 [19年度当該保険者医療に関する給付費見込額]
(若人の法定給付費のこと)

18年度当該保険者医療に関する給付費額 円	×	20年度伸率 1.06117
(1円未満四捨五入)		

注8 [19年度当該保険者日雇拠出金見込額]

18年度当該保険者確定日雇拠出金額 円	×	20年度伸率 1.36281
(1円未満四捨五入)		

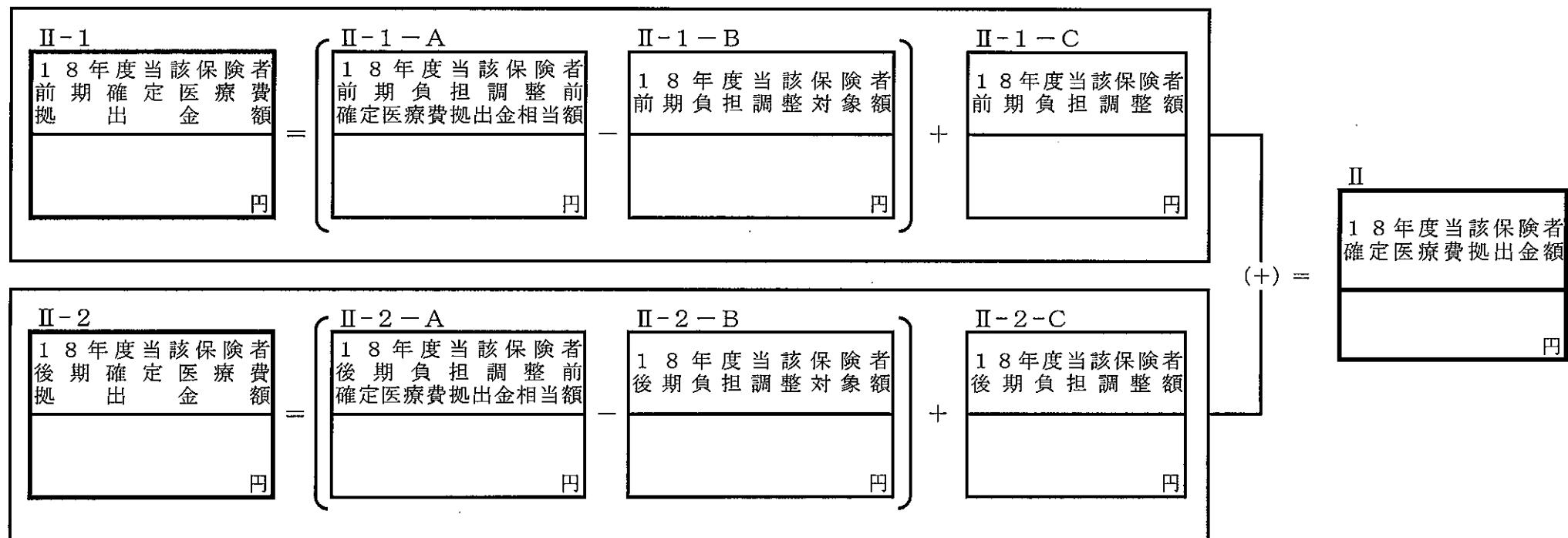
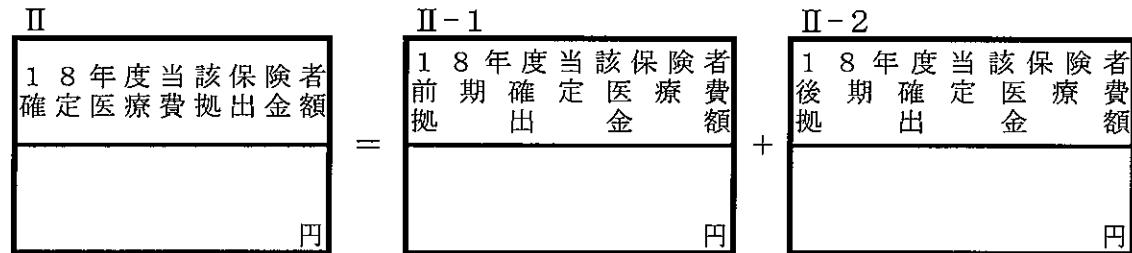
注9 [19年度当該保険者療養給付費等拠出金見込額]

18年度当該保険者確定療養給付費等拠出金額 円	×	20年度伸率 0.40506
(1円未満四捨五入)		

I-3 20年度当該保険者負担調整見込額

I-1 20年度当該保険者負担調整前概算医療費拠出金相当額 円	- I-2 20年度当該保険者負担調整対象見込額 円	×	20年度概算負担調整加算率 0.0016483370921
(1円未満切捨)			

II 18年度確定医療費拠出金額算定手順



18年度当該保険者前期確定医療費拠出金額

II-1-A 18年度当該保険者前期負担調整前確定医療費拠出金相当額

II-1-A-a	告示の率	×	18年度前期老人保健施設療養費等確定率	×	$\times \frac{6}{12}$					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%; padding: 5px;">18年度当該保険者前期 調整後老人医療費額</td><td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: right;">円</td></tr> </table>	18年度当該保険者前期 調整後老人医療費額	円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%; padding: 5px;">18年度前期老人保健 施設療養費等確定率</td><td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: right;">0.0000000000000</td></tr> </table>	18年度前期老人保健 施設療養費等確定率	0.0000000000000					
18年度当該保険者前期 調整後老人医療費額	円									
18年度前期老人保健 施設療養費等確定率	0.0000000000000									
1円未満切り捨て										
II-1-A-a	$\times \left(1 - \frac{\text{18年度前期老人保健施設療養費等確定率}}{0.0000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{\text{18年度前期特定費用確定率}}{\text{ }} \right) \times \text{注: a 公費負担30%に相当する医療費の率} \times \frac{70}{100}$					(+)				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%; padding: 5px;">18年度当該保険者前期 調整後老人医療費額</td><td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: right;">円</td></tr> </table>	18年度当該保険者前期 調整後老人医療費額	円								
18年度当該保険者前期 調整後老人医療費額	円									
1円未満切り捨て										
II-1-A-a	$\times \left(1 - \frac{\text{18年度前期老人保健施設療養費等確定率}}{0.0000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{\text{18年度前期特定費用確定率}}{\text{ }} \right) \times \text{注: b 公費負担34%に相当する医療費の率} \times \frac{66}{100}$									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%; padding: 5px;">18年度当該保険者前期 調整後老人医療費額</td><td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: right;">円</td></tr> </table>	18年度当該保険者前期 調整後老人医療費額	円								
18年度当該保険者前期 調整後老人医療費額	円									
1円未満切り捨て										
II-1-A-a	$\times \left(1 - \frac{\text{18年度前期老人保健施設療養費等確定率}}{0.0000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{\text{18年度前期特定費用確定率}}{\text{ }} \right) \times \text{注: c 公費負担38%に相当する医療費の率} \times \frac{62}{100}$									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%; padding: 5px;">18年度当該保険者前期 調整後老人医療費額</td><td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: right;">円</td></tr> </table>	18年度当該保険者前期 調整後老人医療費額	円								
18年度当該保険者前期 調整後老人医療費額	円									
1円未満切り捨て										
II-1-A-a	$\times \left(1 - \frac{\text{18年度前期老人保健施設療養費等確定率}}{0.0000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{\text{18年度前期特定費用確定率}}{\text{ }} \right) \times \text{注: d 公費負担42%に相当する医療費の率} \times \frac{58}{100}$									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%; padding: 5px;">18年度当該保険者前期 調整後老人医療費額</td><td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: right;">円</td></tr> </table>	18年度当該保険者前期 調整後老人医療費額	円								
18年度当該保険者前期 調整後老人医療費額	円									
1円未満切り捨て										
II-1-A-a	$\times \left(1 - \frac{\text{18年度前期老人保健施設療養費等確定率}}{0.0000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{\text{18年度前期特定費用確定率}}{\text{ }} \right) \times \text{注: e 公費負担46%に相当する医療費の率} \times \frac{54}{100}$									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%; padding: 5px;">18年度当該保険者前期 調整後老人医療費額</td><td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: right;">円</td></tr> </table>	18年度当該保険者前期 調整後老人医療費額	円								
18年度当該保険者前期 調整後老人医療費額	円									
1円未満切り捨て										
II-1-A-a	$\times \left(1 - \frac{\text{18年度前期老人保健施設療養費等確定率}}{0.0000000000000} \right) \times \text{注: f ※公費負担0%に相当する医療費の率} \times \text{18年度前期特定費用確定率}$									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%; padding: 5px;">18年度当該保険者前期 調整後老人医療費額</td><td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: right;">円</td></tr> </table>	18年度当該保険者前期 調整後老人医療費額	円								
18年度当該保険者前期 調整後老人医療費額	円									
1円未満切り捨て										

注：a (小数点以下第13位未満四捨五入)

$$\text{公費負担}30\% \text{に相当する医療費の率} = \frac{18\text{年度当該保険者前期の公費負担}30\% \text{に相当する医療費の額}}{\{18\text{年度当該保険者前期の老人医療費額} \times (1 - 18\text{年度前期特定費用確定率})\}}$$

注：b (小数点以下第13位未満四捨五入)

$$\text{公費負担}34\% \text{に相当する医療費の率} = \frac{18\text{年度当該保険者前期の公費負担}34\% \text{に相当する医療費の額}}{\{18\text{年度当該保険者前期の老人医療費額} \times (1 - 18\text{年度前期特定費用確定率})\}}$$

注：c (小数点以下第13位未満四捨五入)

$$\text{公費負担}38\% \text{に相当する医療費の率} = \frac{18\text{年度当該保険者前期の公費負担}38\% \text{に相当する医療費の額}}{\{18\text{年度当該保険者前期の老人医療費額} \times (1 - 18\text{年度前期特定費用確定率})\}}$$

注：d (小数点以下第13位未満四捨五入)

$$\text{公費負担}42\% \text{に相当する医療費の率} = \frac{18\text{年度当該保険者前期の公費負担}42\% \text{に相当する医療費の額}}{\{18\text{年度当該保険者前期の老人医療費額} \times (1 - 18\text{年度前期特定費用確定率})\}}$$

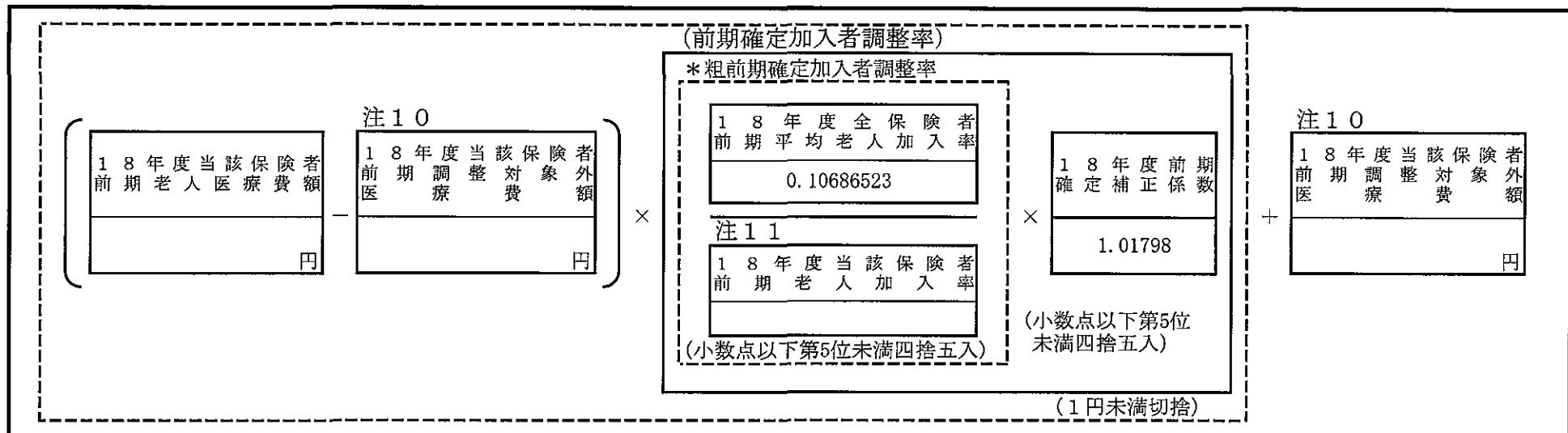
注：e (小数点以下第13位未満四捨五入)

$$\text{公費負担}46\% \text{に相当する医療費の率} = \frac{18\text{年度当該保険者前期の公費負担}46\% \text{に相当する医療費の額}}{\{18\text{年度当該保険者前期の老人医療費額} \times (1 - 18\text{年度前期特定費用確定率})\}}$$

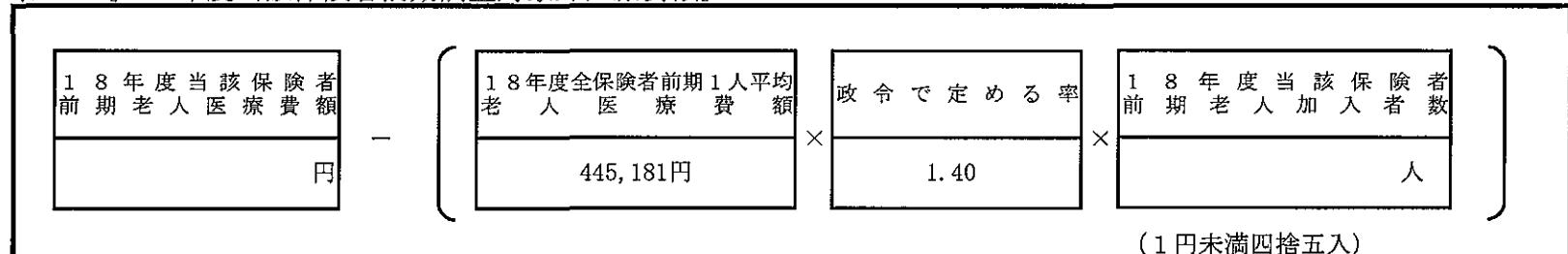
注：f (小数点以下第13位未満四捨五入)

$$18\text{年度前期特定費用確定率} = \frac{18\text{年度当該保険者前期の特定費用確定額}}{18\text{年度当該保険者前期の老人医療費額}} \quad \text{※特定費用確定額とは公費}0\% \text{に相当する医療費}$$

II-1-A-a 18年度当該保険者前期調整後老人医療費額

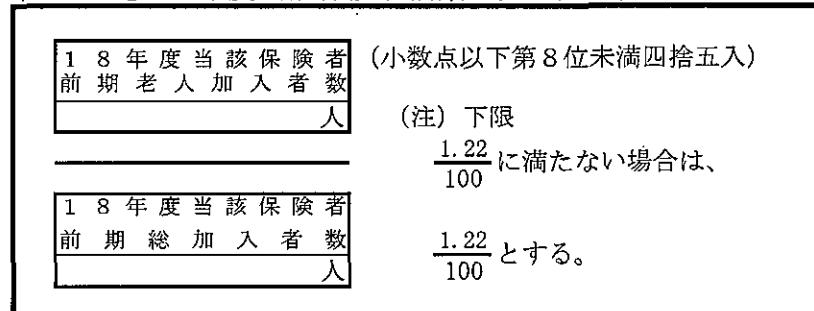


注 10 [18年度当該保険者前期調整対象外医療費額]

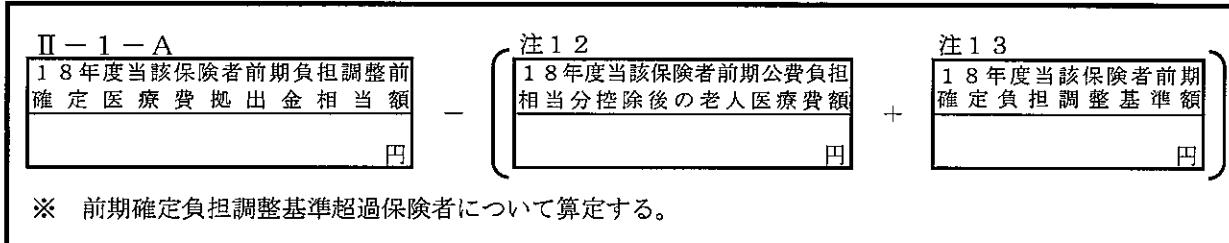


注 0円以下は、0円とする。

注 11 [18年度当該保険者前期老人加入率]



II-1-B 18年度当該保険者前期負担調整対象額

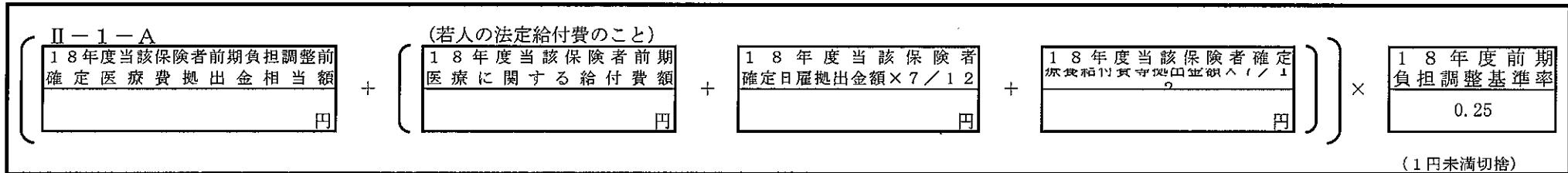


(注) 前期確定負担調整基準超過保険者

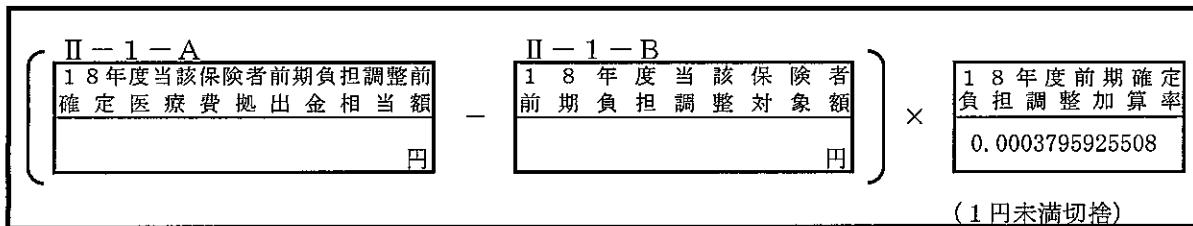
健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年8月2日法律第102号）附則第17条第1項第1号イに規定する確定加入者調整率が「1」を超える保険者のうち、下記に該当する保険者について算定する。（附則第19条により読み替える。）
〔前期負担調整前確定医療費拠出金相当額〕 - 〔前期公費負担相当分控除後の老人医療費額〕 > 〔前期確定負担調整基準額〕となる保険者をいう。

注12については次ページ参照〔18年度当該保険者前期公費負担相当分控除後の老人医療費額〕

注13〔18年度当該保険者前期確定負担調整基準額〕



II-1-C 18年度当該保険者前期負担調整額



注12 [18年度当該保険者前期公費負担相当分控除後の老人医療費額]

18年度当該保険者 前期老人医療費合計額 円	× 告示の率 18年度前期老人保健施設療養費等確定率 0.000000000000	× 6 12	1円未満切り捨て	(+) =	18年度当該保険者 前期公費負担相当分 控除後の老人医療費額 円
18年度当該保険者 前期老人医療費合計額 円	× 1 - 18年度前期老人保健施設療養費等確定率 0.000000000000	1 - 18年度前期 特定費用確定率	× 注: a 公費負担30%に 相当する医療費の率 × 70 100		
18年度当該保険者 前期老人医療費合計額 円	× 1 - 18年度前期老人保健施設療養費等確定率 0.000000000000	1 - 18年度前期 特定費用確定率	× 注: b 公費負担34%に 相当する医療費の率 × 66 100		
18年度当該保険者 前期老人医療費合計額 円	× 1 - 18年度前期老人保健施設療養費等確定率 0.000000000000	1 - 18年度前期 特定費用確定率	× 注: c 公費負担38%に 相当する医療費の率 × 62 100		
18年度当該保険者 前期老人医療費合計額 円	× 1 - 18年度前期老人保健施設療養費等確定率 0.000000000000	1 - 18年度前期 特定費用確定率	× 注: d 公費負担42%に 相当する医療費の率 × 58 100		
18年度当該保険者 前期老人医療費合計額 円	× 1 - 18年度前期老人保健施設療養費等確定率 0.000000000000	1 - 18年度前期 特定費用確定率	× 注: e 公費負担46%に 相当する医療費の率 × 54 100		
18年度当該保険者 前期老人医療費合計額 円	× 1 - 18年度前期老人保健施設療養費等確定率 0.000000000000	1 - 18年度前期 特定費用確定率	注: f 18年度前期 特定費用確定率		

18年度当該保険者後期確定医療費拠出金額

II-2-A 18年度当該保険者後期負担調整前確定医療費拠出金相当額

II-2-A-a <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">18年度当該保険者後期 調整後老人医療費額</td> <td style="padding: 2px;">告示の率 18年度後期老人保健 施設療養費等確定率</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">$\times \frac{6}{12}$</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">円</td> <td style="padding: 2px;">0.000000000000</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	18年度当該保険者後期 調整後老人医療費額	告示の率 18年度後期老人保健 施設療養費等確定率	$\times \frac{6}{12}$	円	0.000000000000		1円未満切り捨て
18年度当該保険者後期 調整後老人医療費額	告示の率 18年度後期老人保健 施設療養費等確定率	$\times \frac{6}{12}$					
円	0.000000000000						
II-2-A-a <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">18年度当該保険者後期 調整後老人医療費額</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">$\times \left(1 - \frac{18\text{年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{18\text{年度後期特定費用確定率}}{\square} \right) \times \frac{\text{注:a}}{\text{公費負担30%に相当する医療費の率}} \times \frac{70}{100}$</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">円</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	18年度当該保険者後期 調整後老人医療費額	$\times \left(1 - \frac{18\text{年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{18\text{年度後期特定費用確定率}}{\square} \right) \times \frac{\text{注:a}}{\text{公費負担30%に相当する医療費の率}} \times \frac{70}{100}$	円		1円未満切り捨て		
18年度当該保険者後期 調整後老人医療費額	$\times \left(1 - \frac{18\text{年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{18\text{年度後期特定費用確定率}}{\square} \right) \times \frac{\text{注:a}}{\text{公費負担30%に相当する医療費の率}} \times \frac{70}{100}$						
円							
II-2-A-a <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">18年度当該保険者後期 調整後老人医療費額</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">$\times \left(1 - \frac{18\text{年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{18\text{年度後期特定費用確定率}}{\square} \right) \times \frac{\text{注:b}}{\text{公費負担34%に相当する医療費の率}} \times \frac{66}{100}$</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">円</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	18年度当該保険者後期 調整後老人医療費額	$\times \left(1 - \frac{18\text{年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{18\text{年度後期特定費用確定率}}{\square} \right) \times \frac{\text{注:b}}{\text{公費負担34%に相当する医療費の率}} \times \frac{66}{100}$	円		1円未満切り捨て		
18年度当該保険者後期 調整後老人医療費額	$\times \left(1 - \frac{18\text{年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{18\text{年度後期特定費用確定率}}{\square} \right) \times \frac{\text{注:b}}{\text{公費負担34%に相当する医療費の率}} \times \frac{66}{100}$						
円							
II-2-A-a <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">18年度当該保険者後期 調整後老人医療費額</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">$\times \left(1 - \frac{18\text{年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{18\text{年度後期特定費用確定率}}{\square} \right) \times \frac{\text{注:c}}{\text{公費負担38%に相当する医療費の率}} \times \frac{62}{100}$</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">円</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	18年度当該保険者後期 調整後老人医療費額	$\times \left(1 - \frac{18\text{年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{18\text{年度後期特定費用確定率}}{\square} \right) \times \frac{\text{注:c}}{\text{公費負担38%に相当する医療費の率}} \times \frac{62}{100}$	円		1円未満切り捨て		
18年度当該保険者後期 調整後老人医療費額	$\times \left(1 - \frac{18\text{年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{18\text{年度後期特定費用確定率}}{\square} \right) \times \frac{\text{注:c}}{\text{公費負担38%に相当する医療費の率}} \times \frac{62}{100}$						
円							
II-2-A-a <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">18年度当該保険者後期 調整後老人医療費額</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">$\times \left(1 - \frac{18\text{年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{18\text{年度後期特定費用確定率}}{\square} \right) \times \frac{\text{注:d}}{\text{公費負担42%に相当する医療費の率}} \times \frac{58}{100}$</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">円</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	18年度当該保険者後期 調整後老人医療費額	$\times \left(1 - \frac{18\text{年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{18\text{年度後期特定費用確定率}}{\square} \right) \times \frac{\text{注:d}}{\text{公費負担42%に相当する医療費の率}} \times \frac{58}{100}$	円		1円未満切り捨て		
18年度当該保険者後期 調整後老人医療費額	$\times \left(1 - \frac{18\text{年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{18\text{年度後期特定費用確定率}}{\square} \right) \times \frac{\text{注:d}}{\text{公費負担42%に相当する医療費の率}} \times \frac{58}{100}$						
円							
II-2-A-a <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">18年度当該保険者後期 調整後老人医療費額</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">$\times \left(1 - \frac{18\text{年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{18\text{年度後期特定費用確定率}}{\square} \right) \times \frac{\text{注:e}}{\text{公費負担46%に相当する医療費の率}} \times \frac{54}{100}$</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">円</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	18年度当該保険者後期 調整後老人医療費額	$\times \left(1 - \frac{18\text{年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{18\text{年度後期特定費用確定率}}{\square} \right) \times \frac{\text{注:e}}{\text{公費負担46%に相当する医療費の率}} \times \frac{54}{100}$	円		1円未満切り捨て		
18年度当該保険者後期 調整後老人医療費額	$\times \left(1 - \frac{18\text{年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{18\text{年度後期特定費用確定率}}{\square} \right) \times \frac{\text{注:e}}{\text{公費負担46%に相当する医療費の率}} \times \frac{54}{100}$						
円							
II-2-A-a <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">18年度当該保険者後期 調整後老人医療費額</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">$\times \left(1 - \frac{18\text{年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{18\text{年度後期特定費用確定率}}{\square} \right) \times \frac{\text{注:f}}{\text{公費負担50%に相当する医療費の率}} \times \frac{50}{100}$</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">円</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	18年度当該保険者後期 調整後老人医療費額	$\times \left(1 - \frac{18\text{年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{18\text{年度後期特定費用確定率}}{\square} \right) \times \frac{\text{注:f}}{\text{公費負担50%に相当する医療費の率}} \times \frac{50}{100}$	円		1円未満切り捨て		
18年度当該保険者後期 調整後老人医療費額	$\times \left(1 - \frac{18\text{年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{18\text{年度後期特定費用確定率}}{\square} \right) \times \frac{\text{注:f}}{\text{公費負担50%に相当する医療費の率}} \times \frac{50}{100}$						
円							
II-2-A-a <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">18年度当該保険者後期 調整後老人医療費額</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">$\times \left(1 - \frac{18\text{年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \frac{\text{注:g}}{\text{※公費負担0%に相当する医療費の率}} \times \frac{18\text{年度後期特定費用確定率}}{\square}$</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">円</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	18年度当該保険者後期 調整後老人医療費額	$\times \left(1 - \frac{18\text{年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \frac{\text{注:g}}{\text{※公費負担0%に相当する医療費の率}} \times \frac{18\text{年度後期特定費用確定率}}{\square}$	円		1円未満切り捨て		
18年度当該保険者後期 調整後老人医療費額	$\times \left(1 - \frac{18\text{年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \frac{\text{注:g}}{\text{※公費負担0%に相当する医療費の率}} \times \frac{18\text{年度後期特定費用確定率}}{\square}$						
円							

注：a (小数点以下第13位未満四捨五入)

$$\begin{array}{l} \text{公費負担 3 0 \%に} \\ \text{相当する医療費の率} \end{array} = \frac{\text{1 8 年度当該保険者後期の公費負担 3 0 \%に相当する医療費の額}}{\{ \text{1 8 年度当該保険者後期の老人医療費額} \times (1 - \text{1 8 年度後期特定費用確定率}) \}}$$

注：b (小数点以下第13位未満四捨五入)

$$\begin{array}{l} \text{公費負担 3 4 \%に} \\ \text{相当する医療費の率} \end{array} = \frac{\text{1 8 年度当該保険者後期の公費負担 3 4 \%に相当する医療費の額}}{\{ \text{1 8 年度当該保険者後期の老人医療費額} \times (1 - \text{1 8 年度後期特定費用確定率}) \}}$$

注：c (小数点以下第13位未満四捨五入)

$$\begin{array}{l} \text{公費負担 3 8 \%に} \\ \text{相当する医療費の率} \end{array} = \frac{\text{1 8 年度当該保険者後期の公費負担 3 8 \%に相当する医療費の額}}{\{ \text{1 8 年度当該保険者後期の老人医療費額} \times (1 - \text{1 8 年度後期特定費用確定率}) \}}$$

注：d (小数点以下第13位未満四捨五入)

$$\begin{array}{l} \text{公費負担 4 2 \%に} \\ \text{相当する医療費の率} \end{array} = \frac{\text{1 8 年度当該保険者後期の公費負担 4 2 \%に相当する医療費の額}}{\{ \text{1 8 年度当該保険者後期の老人医療費額} \times (1 - \text{1 8 年度後期特定費用確定率}) \}}$$

注：e (小数点以下第13位未満四捨五入)

$$\begin{array}{l} \text{公費負担 4 6 \%に} \\ \text{相当する医療費の率} \end{array} = \frac{\text{1 8 年度当該保険者後期の公費負担 4 6 \%に相当する医療費の額}}{\{ \text{1 8 年度当該保険者後期の老人医療費額} \times (1 - \text{1 8 年度後期特定費用確定率}) \}}$$

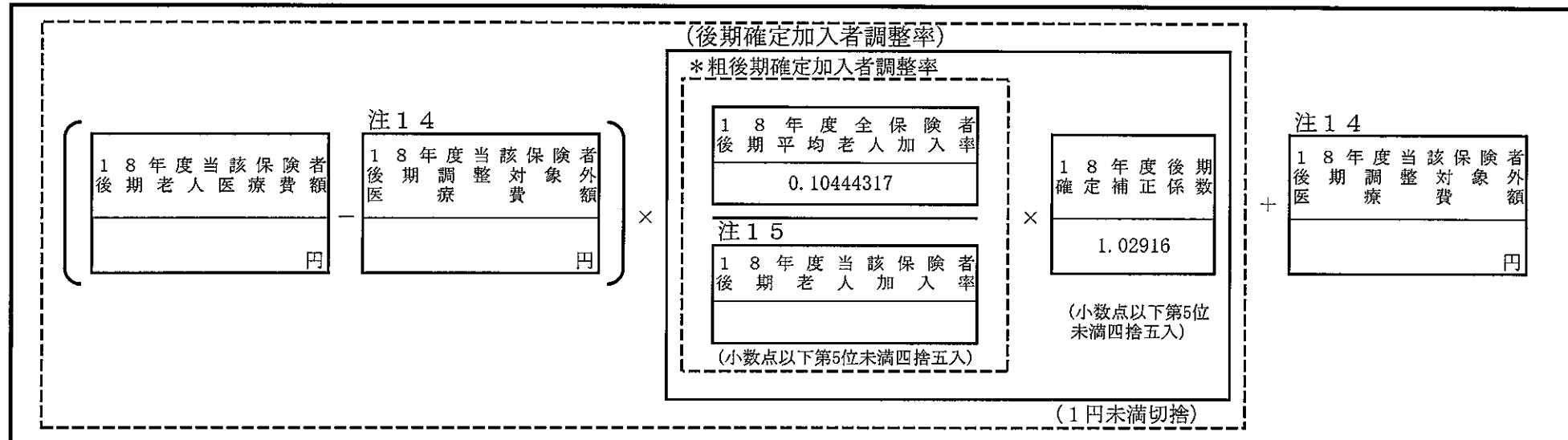
注：f (小数点以下第13位未満四捨五入)

$$\begin{array}{l} \text{公費負担 5 0 \%に} \\ \text{相当する医療費の率} \end{array} = \frac{\text{1 8 年度当該保険者後期の公費負担 5 0 \%に相当する医療費の額}}{\{ \text{1 8 年度当該保険者後期の老人医療費額} \times (1 - \text{1 8 年度後期特定費用確定率}) \}}$$

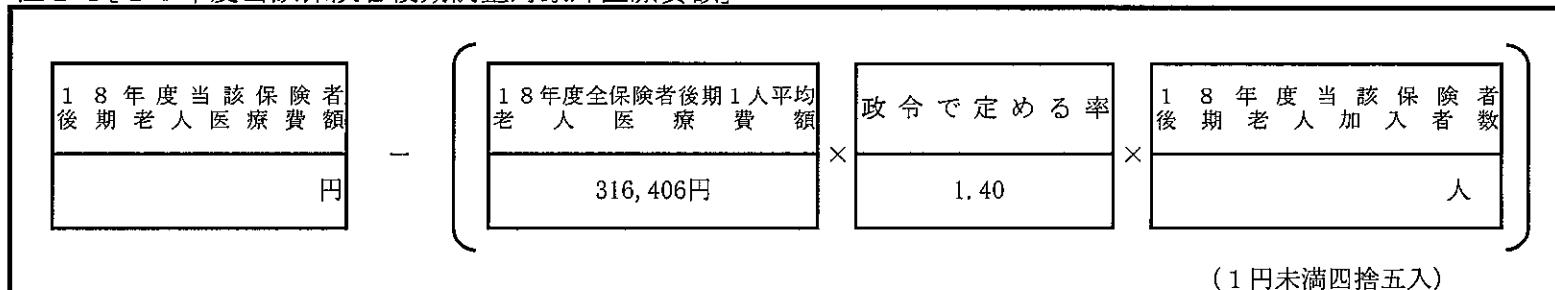
注：g (小数点以下第13位未満四捨五入)

$$\begin{array}{l} \text{1 8 年度後期特定費用確定率} \end{array} = \frac{\text{1 8 年度当該保険者後期の特定費用確定額}}{\text{1 8 年度当該保険者後期の老人医療費額}} \quad \text{※特定費用確定額とは公費 0 \%に相当する医療費}$$

II-2-A-a 18年度当該保険者後期調整後老人医療費額

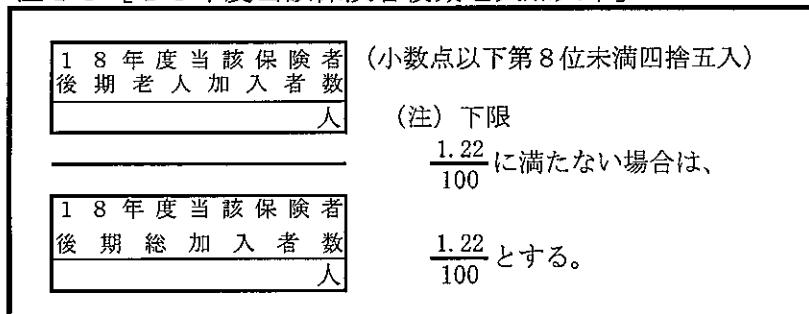


注 14 [18年度当該保険者後期調整対象外医療費額]

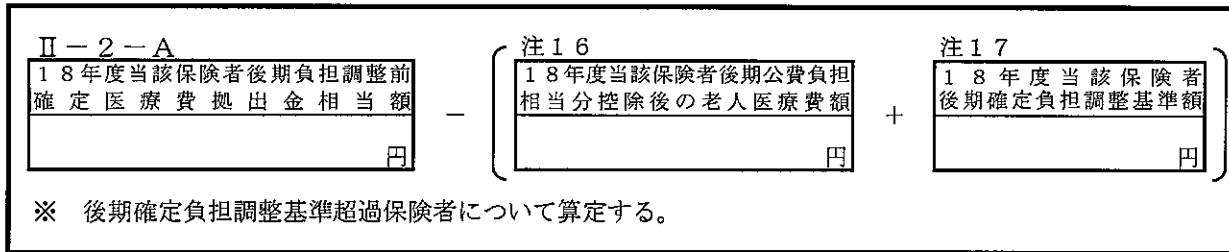


注 0円以下は、0円とする。

注 15 [18年度当該保険者後期老人加入率]



II-2-B 18年度当該保険者後期負担調整対象額



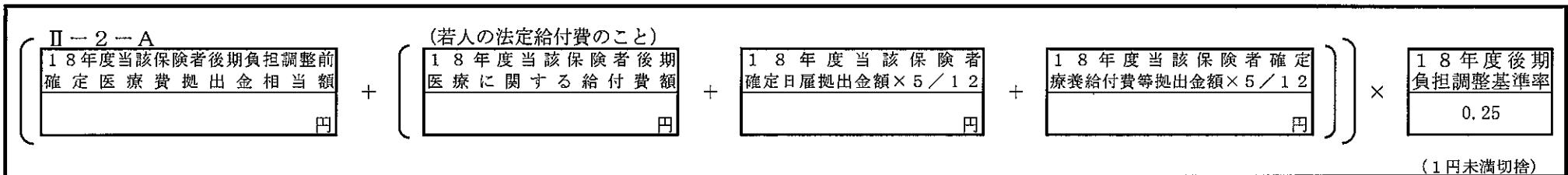
(注) 後期確定負担調整基準超過保険者

健康保険法等の一部を改正する法律(平成14年8月2日法律第102号)附則第17条第1項第2号イに規定する確定加入者調整率が「1」を超える保険者のうち、下記に該当する保険者について算定する。(附則第19条により読み替える。)

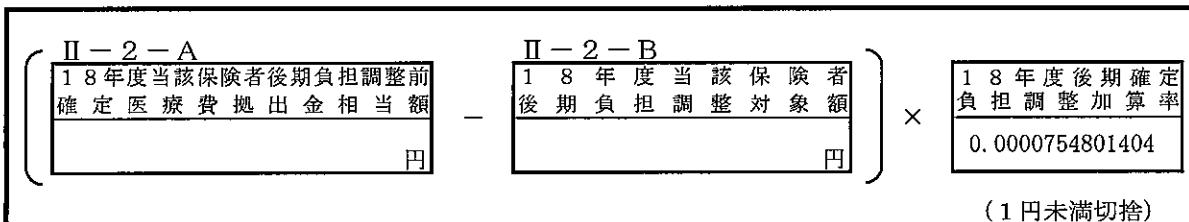
「後期負担調整前確定医療費拠出金相当額」 - 「後期公費負担相当分控除後の老人医療費額」 > 「後期確定負担調整基準額」となる保険者をいう。

注16については次ページ参照[18年度当該保険者後期公費負担相当分控除後の老人医療費額]

注17[18年度当該保険者後期確定負担調整基準額]



II-2-C 18年度当該保険者後期負担調整額



注16 [18年度当該保険者後期公費負担相当分控除後の老人医療費額]

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">18年度当該保険者後期老人医療費合計額</td><td style="width: 50%; text-align: right;">告示の率</td></tr> <tr><td>円</td><td style="text-align: right;">18年度後期老人保健施設療養費等確定率</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">0.000000000000</td></tr> </table>	18年度当該保険者後期老人医療費合計額	告示の率	円	18年度後期老人保健施設療養費等確定率		0.000000000000	\times	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">18年度後期老人保健施設療養費等確定率</td><td style="width: 50%; text-align: right;">× $\frac{6}{12}$</td></tr> <tr><td>円</td><td></td></tr> </table>	18年度後期老人保健施設療養費等確定率	× $\frac{6}{12}$	円		<p>1円未満切り捨て</p>	
18年度当該保険者後期老人医療費合計額	告示の率													
円	18年度後期老人保健施設療養費等確定率													
	0.000000000000													
18年度後期老人保健施設療養費等確定率	× $\frac{6}{12}$													
円														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">18年度当該保険者後期老人医療費合計額</td><td style="width: 50%; text-align: right;">注: a 公費負担30%に相当する医療費の率</td></tr> <tr><td>円</td><td style="text-align: right;">18年度後期特定費用確定率</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">0.000000000000</td></tr> </table>	18年度当該保険者後期老人医療費合計額	注: a 公費負担30%に相当する医療費の率	円	18年度後期特定費用確定率		0.000000000000	$\times \left(1 - \frac{\text{18年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{\text{18年度後期特定費用確定率}}{\text{18年度後期老人保健施設療養費等確定率}} \right) \times \frac{70}{100}$	<p>1円未満切り捨て</p>						
18年度当該保険者後期老人医療費合計額	注: a 公費負担30%に相当する医療費の率													
円	18年度後期特定費用確定率													
	0.000000000000													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">18年度当該保険者後期老人医療費合計額</td><td style="width: 50%; text-align: right;">注: b 公費負担34%に相当する医療費の率</td></tr> <tr><td>円</td><td style="text-align: right;">18年度後期特定費用確定率</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">0.000000000000</td></tr> </table>	18年度当該保険者後期老人医療費合計額	注: b 公費負担34%に相当する医療費の率	円	18年度後期特定費用確定率		0.000000000000	$\times \left(1 - \frac{\text{18年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{\text{18年度後期特定費用確定率}}{\text{18年度後期老人保健施設療養費等確定率}} \right) \times \frac{66}{100}$	<p>1円未満切り捨て</p>						
18年度当該保険者後期老人医療費合計額	注: b 公費負担34%に相当する医療費の率													
円	18年度後期特定費用確定率													
	0.000000000000													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">18年度当該保険者後期老人医療費合計額</td><td style="width: 50%; text-align: right;">注: c 公費負担38%に相当する医療費の率</td></tr> <tr><td>円</td><td style="text-align: right;">18年度後期特定費用確定率</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">0.000000000000</td></tr> </table>	18年度当該保険者後期老人医療費合計額	注: c 公費負担38%に相当する医療費の率	円	18年度後期特定費用確定率		0.000000000000	$\times \left(1 - \frac{\text{18年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{\text{18年度後期特定費用確定率}}{\text{18年度後期老人保健施設療養費等確定率}} \right) \times \frac{62}{100}$	<p>1円未満切り捨て</p>						
18年度当該保険者後期老人医療費合計額	注: c 公費負担38%に相当する医療費の率													
円	18年度後期特定費用確定率													
	0.000000000000													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">18年度当該保険者後期老人医療費合計額</td><td style="width: 50%; text-align: right;">注: d 公費負担42%に相当する医療費の率</td></tr> <tr><td>円</td><td style="text-align: right;">18年度後期特定費用確定率</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">0.000000000000</td></tr> </table>	18年度当該保険者後期老人医療費合計額	注: d 公費負担42%に相当する医療費の率	円	18年度後期特定費用確定率		0.000000000000	$\times \left(1 - \frac{\text{18年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{\text{18年度後期特定費用確定率}}{\text{18年度後期老人保健施設療養費等確定率}} \right) \times \frac{58}{100}$	<p>1円未満切り捨て</p>						
18年度当該保険者後期老人医療費合計額	注: d 公費負担42%に相当する医療費の率													
円	18年度後期特定費用確定率													
	0.000000000000													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">18年度当該保険者後期老人医療費合計額</td><td style="width: 50%; text-align: right;">注: e 公費負担46%に相当する医療費の率</td></tr> <tr><td>円</td><td style="text-align: right;">18年度後期特定費用確定率</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">0.000000000000</td></tr> </table>	18年度当該保険者後期老人医療費合計額	注: e 公費負担46%に相当する医療費の率	円	18年度後期特定費用確定率		0.000000000000	$\times \left(1 - \frac{\text{18年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{\text{18年度後期特定費用確定率}}{\text{18年度後期老人保健施設療養費等確定率}} \right) \times \frac{54}{100}$	<p>1円未満切り捨て</p>						
18年度当該保険者後期老人医療費合計額	注: e 公費負担46%に相当する医療費の率													
円	18年度後期特定費用確定率													
	0.000000000000													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">18年度当該保険者後期老人医療費合計額</td><td style="width: 50%; text-align: right;">注: e 公費負担50%に相当する医療費の率</td></tr> <tr><td>円</td><td style="text-align: right;">18年度後期特定費用確定率</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">0.000000000000</td></tr> </table>	18年度当該保険者後期老人医療費合計額	注: e 公費負担50%に相当する医療費の率	円	18年度後期特定費用確定率		0.000000000000	$\times \left(1 - \frac{\text{18年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \left(1 - \frac{\text{18年度後期特定費用確定率}}{\text{18年度後期老人保健施設療養費等確定率}} \right) \times \frac{50}{100}$	<p>1円未満切り捨て</p>						
18年度当該保険者後期老人医療費合計額	注: e 公費負担50%に相当する医療費の率													
円	18年度後期特定費用確定率													
	0.000000000000													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">18年度当該保険者後期老人医療費合計額</td><td style="width: 50%; text-align: right;">注: f 18年度後期特定費用確定率</td></tr> <tr><td>円</td><td style="text-align: right;">18年度後期特定費用確定率</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">0.000000000000</td></tr> </table>	18年度当該保険者後期老人医療費合計額	注: f 18年度後期特定費用確定率	円	18年度後期特定費用確定率		0.000000000000	$\times \left(1 - \frac{\text{18年度後期老人保健施設療養費等確定率}}{0.000000000000} \right) \times \text{18年度後期特定費用確定率}$	<p>1円未満切り捨て</p>						
18年度当該保険者後期老人医療費合計額	注: f 18年度後期特定費用確定率													
円	18年度後期特定費用確定率													
	0.000000000000													

III 20年度調整金額算定手順

$$\left(\begin{array}{c} 18\text{年度当該保険者} \\ \text{概算医療費拠出金額} \\ \hline \text{円} \end{array} - \begin{array}{c} 18\text{年度当該保険者} \\ \text{確定医療費拠出金額} \\ \hline \text{円} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} 20\text{年度調整金額} \\ \text{算定率} \\ \hline 0.025076 \end{array}$$

(1円未満切捨)

IV 20年度事務費拠出金額算定手順

$$\begin{array}{c} 20\text{年度当該保険者} \\ \text{事務費拠出金額} \\ \hline \text{円} \end{array} = \begin{array}{c} IV-1 \\ 20\text{年度当該保険者} \\ \text{老人保健関係業務事務費} \\ \hline \text{円} \end{array} + \begin{array}{c} IV-2 \\ 20\text{年度当該保険者} \\ \text{審査・支払関係事務費} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

IV-1 20年度当該保険者老人保健関係業務事務費

$$\begin{array}{c} IV-1 \\ 20\text{年度当該保険者} \\ \text{老人保健関係業務事務費} \\ \hline \text{円} \end{array} = \begin{array}{c} 20\text{年度老人保健} \\ \text{関係業務算定基礎額} \\ \hline 3.40\text{円} \end{array} \times \begin{array}{c} 18\text{年度当該保険者} \\ \text{総加入者数} \\ \hline \text{人} \end{array} \times \begin{array}{c} 20\text{年度伸率} \\ \hline 0.99946 \end{array}$$

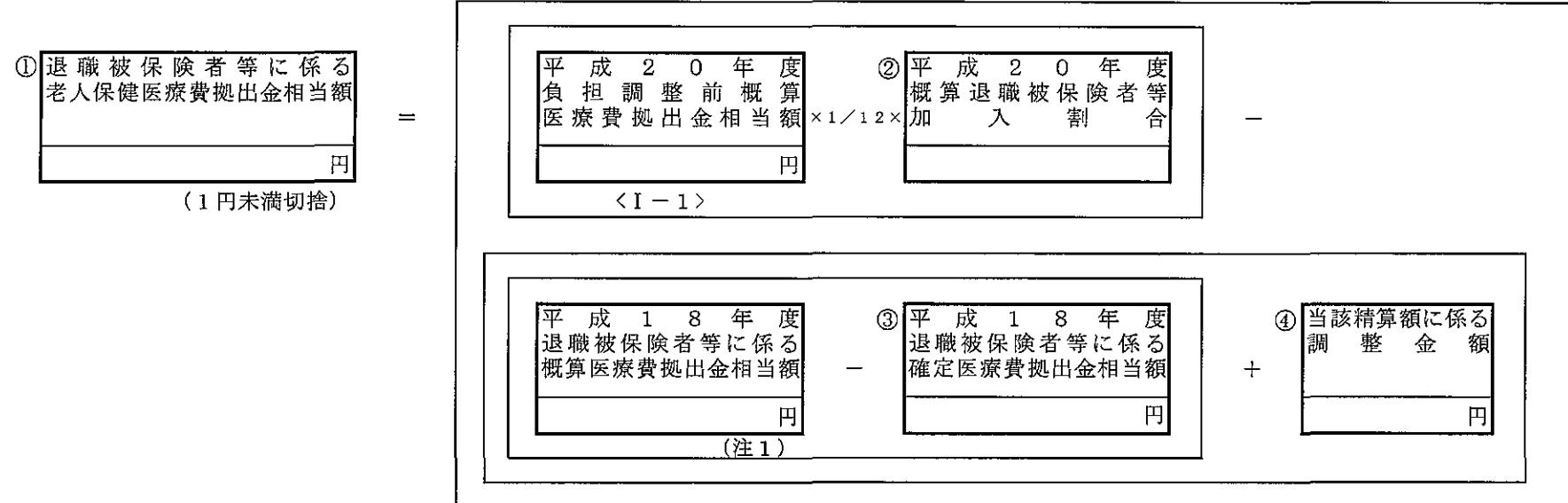
(1未満四捨五入)
(1円未満切捨)

IV-2 20年度当該保険者審査・支払関係事務費

$$\begin{array}{c} IV-2 \\ 20\text{年度当該保険者} \\ \text{審査・支払関係事務費} \\ \hline \text{円} \end{array} = \begin{array}{c} \text{医科・歯科・調剤審査等分審査支払事務費} \\ \hline \begin{array}{c} 20\text{年度審査支払} \\ \text{算定基礎額} \\ (\text{医科・歯科・施設・訪問} \\ \text{看護・調剤審査等分}) \\ \hline (\text{国}) 111.60\text{円} \\ (\text{社}) 114.20\text{円} \end{array} \end{array} \times \begin{array}{c} 18\text{年度当該保険者} \\ \text{審査・支払件数} \\ (\text{医科・歯科・施設・訪問} \\ \text{看護・調剤審査等分}) \\ \hline \text{件} \end{array} \times \begin{array}{c} 20\text{年度伸率} \\ \hline 1.00764 \end{array} + \begin{array}{c} \text{調剤分審査支払事務費} \\ \hline \begin{array}{c} 20\text{年度審査支払} \\ \text{算定基礎額} \\ (\text{調剤分}) \\ \hline (\text{国}) 111.60\text{円} \\ (\text{社}) 57.20\text{円} \end{array} \end{array} \times \begin{array}{c} 18\text{年度当該保険者} \\ \text{審査・支払件数} \\ (\text{調剤分}) \\ \hline \text{件} \end{array} \times \begin{array}{c} 20\text{年度伸率} \\ \hline 1.07874 \end{array}$$

(1未満四捨五入)
(1円未満切捨)

▽ 「退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額」等の算定手順



(注 1) 支払基金より平成 18 年 4 月 10 日付け通知された「平成 18 年度退職者医療概算交付金の交付申請について」の別紙である「平成 18 年度退職者医療交付金交付申請金額計算書」の「① 本年度退職被保険者等に係る概算医療費拠出金相当額」を記入すること。

② 「平成 20 年度概算退職被保険者等加入割合」は、次により算出すること。

②	平成 20 年度 概算退職被保険者等 加入割合

(注) 小数点以下 8 位未満
四捨五入する。

平成 18 年度各市町村の 確定退職被保険者等数 (注 1)	×	伸び率
		1.14995

平成 18 年度各市町村の 確定被保険者数 (注 2)	×	伸び率
		1.00060

(注 1) 平成 18 年度退職者医療療養給付費等
事業実績通知書（様式第 9 号）の別紙により支
払基金へ報告した退職被保険者等の数の年間平
均を記入すること。

(注 2) 平成 18 年度退職者医療療養給付費等
事業実績通知書（様式第 9 号）の別紙により支
払基金へ報告した一般被保険者数と退職被保険
者等の数の合計の年間平均を記入すること。

③ 「平成 18 年度退職被保険者等に係る確定医療費拠出金相当額」は、次により算出すること。

③	平成 18 年度 退職被保険者等に係る 確定医療費拠出金相当額
	円 (1 円未満切捨)

$$\text{③ 平成 18 年度退職被保険者等に係る確定医療費拠出金相当額} = \left[\begin{array}{l} \text{平成 18 年度} \\ \text{前期負担調整前確定} \\ \text{医療費拠出金相当額} \\ \hline \text{円} \\ <\text{II-1-A}> \end{array} + \begin{array}{l} \text{平成 18 年度} \\ \text{後期負担調整前確定} \\ \text{医療費拠出金相当額} \\ \hline \text{円} \\ <\text{II-2-A}> \end{array} \right] \times \text{⑤ 平成 18 年度} \\ \text{確定退職被保険者等} \\ \text{加入割合}$$

④ 「当該精算額に係る調整金額」は、次により算出すること。

$$\text{④ 当該精算額に係る調整金額} = \boxed{\text{平成18年度退職被保険者等に係る概算医療費拠出金相当額}} - \boxed{\text{平成18年度退職被保険者等に係る確定医療費拠出金相当額}} \times \boxed{\text{算定期率}} \\ \text{円} \qquad \qquad \qquad \text{円} \qquad \qquad \qquad \text{0.025076}$$

(1円未満切捨)

⑤ 「平成18年度確定退職被保険者等加入割合」は、次により算出すること。

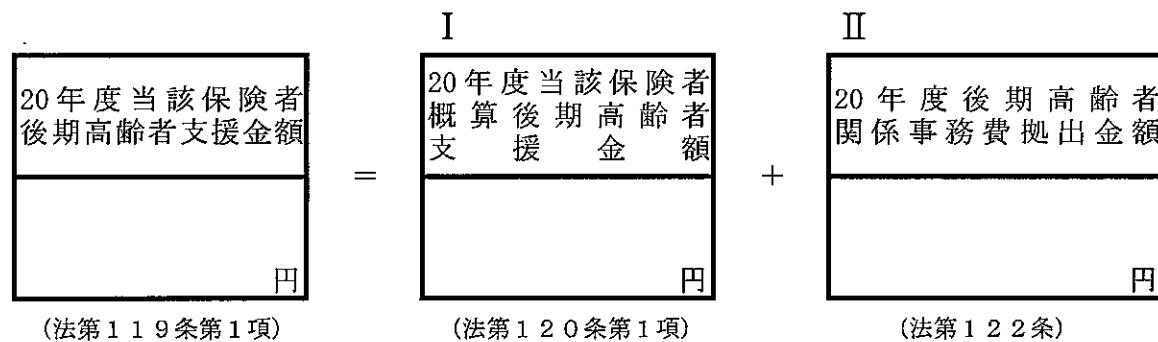
$$\text{⑤ 平成18年度確定退職被保険者等加入割合} = \frac{\boxed{\text{平成18年度各市町村の確定退職被保険者等数 (注1)}}}{\boxed{\text{平成18年度各市町村の確定被保険者数 (注2)}}}$$

(注) 小数点以下8位未満四捨五入する。

(注1) 平成18年度退職者医療療養給付費等事業実績通知書（様式第9号）の別紙により支払基金へ報告した退職被保険者等の数を記入すること。

(注2) 平成18年度退職者医療療養給付費等事業実績通知書（様式第9号）の別紙により支払基金へ報告した一般被保険者数と退職被保険者等の数の合計の総数を記入すること。

第8-A表 後期高齢者支援金額等算定手順



- ※ 法：高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
省令：高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成19年厚生労働省令第140号）
- ※ 諸係数については、政府予算案に基づく数値であり、予算編成のための暫定数値である。

I 概算後期高齢者支援金額の算定式

$$I = \frac{\text{20年度当該保険者概算後期高齢者支援金額}}{\text{加入者 1人当たり負担見込額}} \times I - 1 \times \frac{\text{20年度概算後期高齢者支援金調整率}}{\text{20年度当該保険者加入者見込数}}$$

I
20年度当該保険者概算後期高齢者支援金額
円
(法第120条第1項)

=
加入者 1人当たり負担見込額
38,227
円
(省令第38条)

I - 1
20年度当該保険者加入者見込数
人
×
20年度概算後期高齢者支援金調整率
100／100
(法第120条第2項)

I - 1 当該保険者加入者見込数

$$I - 1 = \frac{\text{20年度当該保険者加入者見込数}}{\text{18年度当該保険者加入者数}} \times 20\text{年度伸率}$$

I - 1
20年度当該保険者加入者見込数
人
(省令第19条第2項)

=
18年度当該保険者加入者数
人
(省令第19条第2項第1号) × 20年度伸率
0.98919
(省令第19条第2項第2号)
(1未満の端数を四捨五入)

II 後期高齢者関係事務費拠出金額の算定式

$$\text{II} \quad \boxed{\begin{array}{l} 20\text{年度後期高齢者} \\ \text{関係事務費拠出金額} \\ \hline \end{array}} \quad \boxed{=} \quad \boxed{\begin{array}{l} 20\text{年度後期高齢者} \\ \text{関係事務算定基礎額} \\ \hline \end{array}} \quad \times \quad \boxed{\begin{array}{l} I-1 \\ 20\text{年度当該保険者} \\ \text{加入者見込数} \\ \hline \end{array}}$$

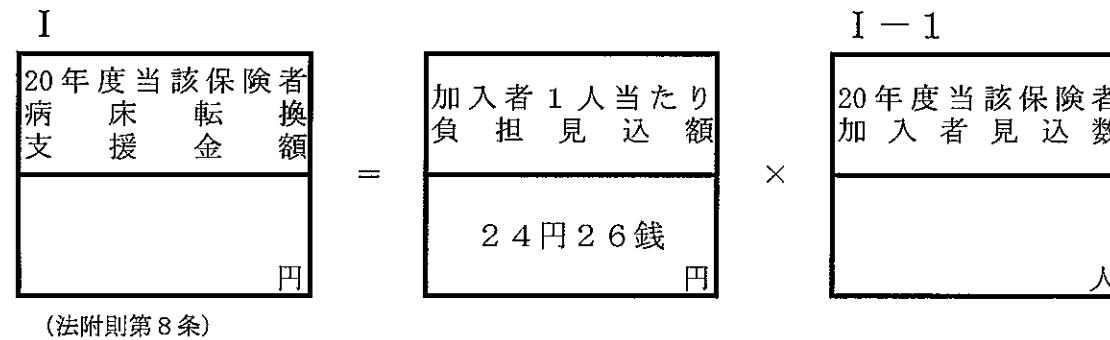
(省令第41条) (省令第41条で読み替えられた第21条) (省令第19条第2項)

円 円 人

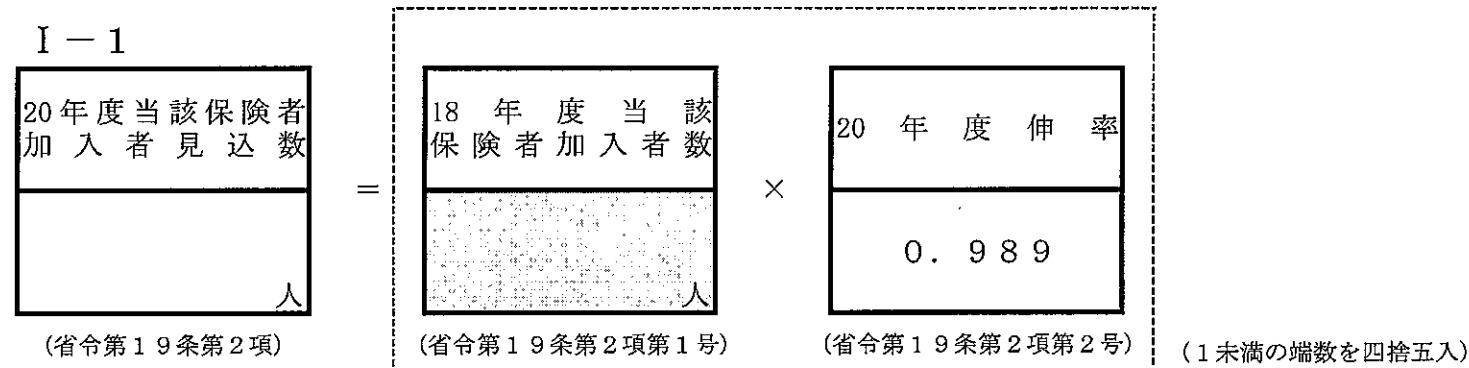
(1円未満の端数を四捨五入)

第8-B表 病床転換支援金額等（病床転換支援金・病床転換助成関係事務費拠出金）算定手順

I 病床転換支援金額の算定式



I - 1 当該保険者加入者見込数

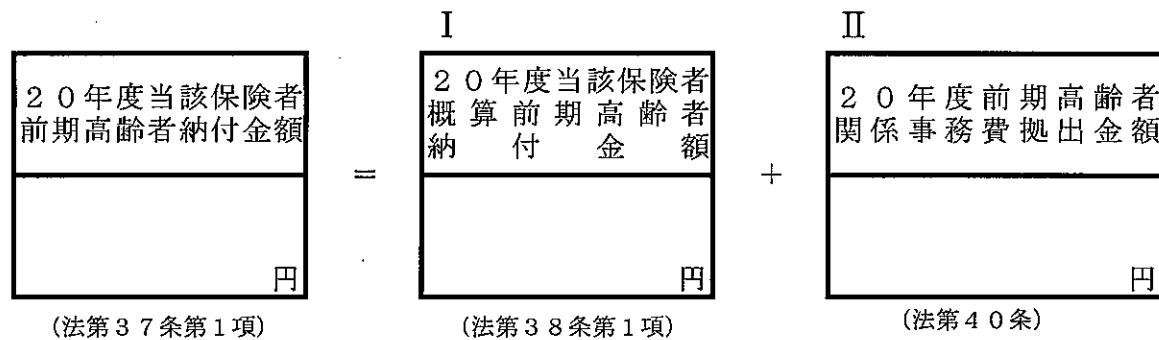


II 病床転換助成関係事務費拠出金額の算定式

$$\text{II} \quad \boxed{\begin{array}{l} \text{20年度病床転換助成} \\ \text{関係事務費拠出金額} \end{array}} \text{円} = \boxed{\begin{array}{l} \text{20年度病床転換助成} \\ \text{関係事務算定基礎額} \end{array}} \text{円} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{20年度当該保険者} \\ \text{加入者見込数} \end{array}} \text{人}$$

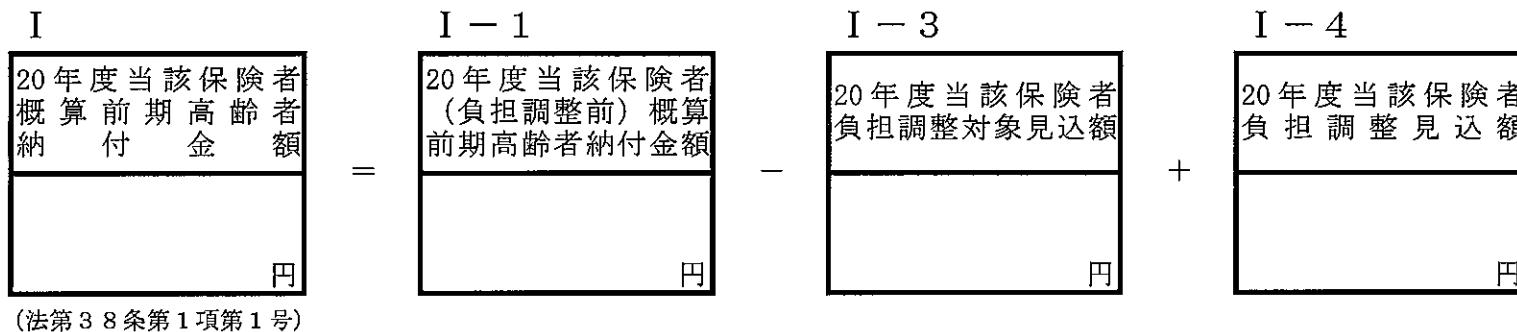
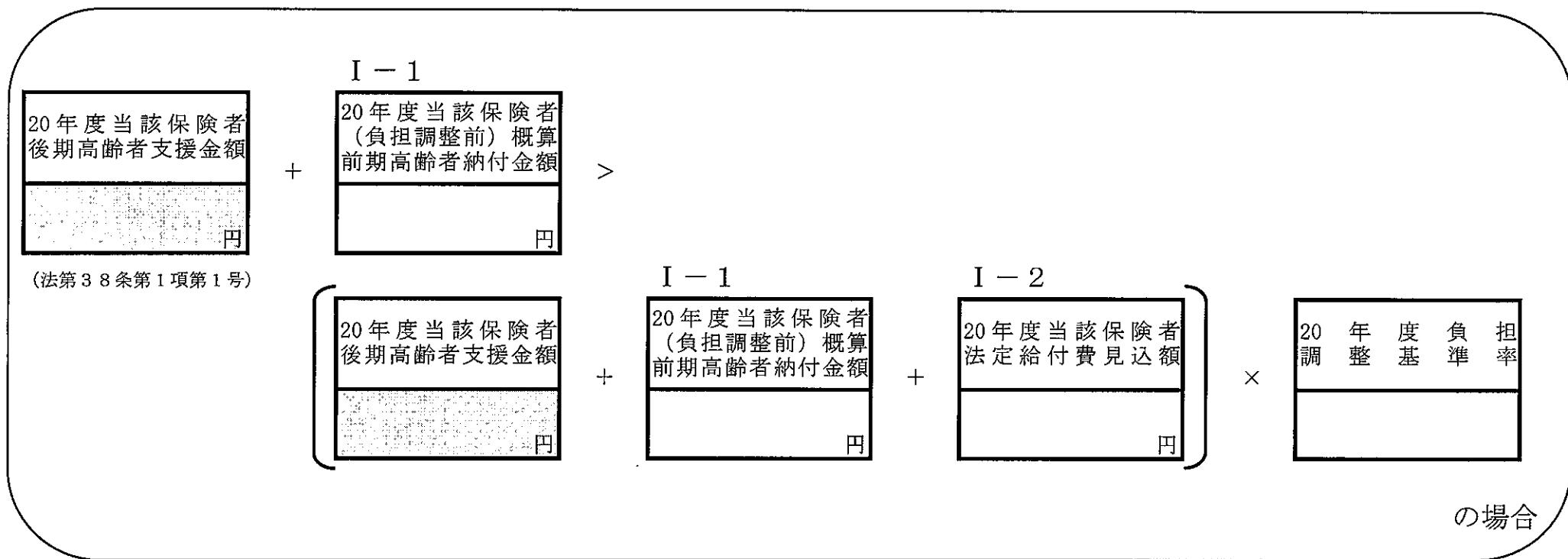
(法附則第9条) (省令附則第19条で
読み替えられた第21条) (省令第19条第2項)

第9表 前期高齢者納付金額等算定手順

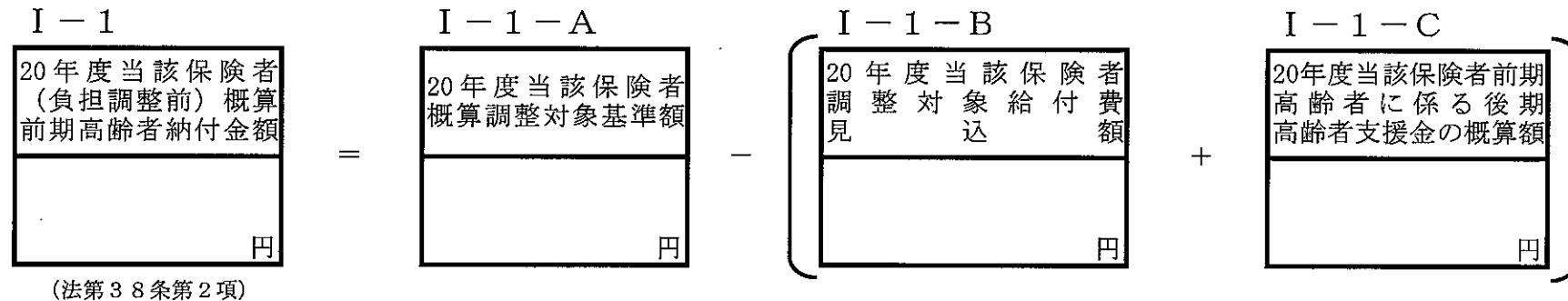


- ※ 法：高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
省令：高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成19年厚生労働省令第140号）
- ※ 諸係数については、政府予算案に基づく数値であり、予算編成のための暫定数値である。

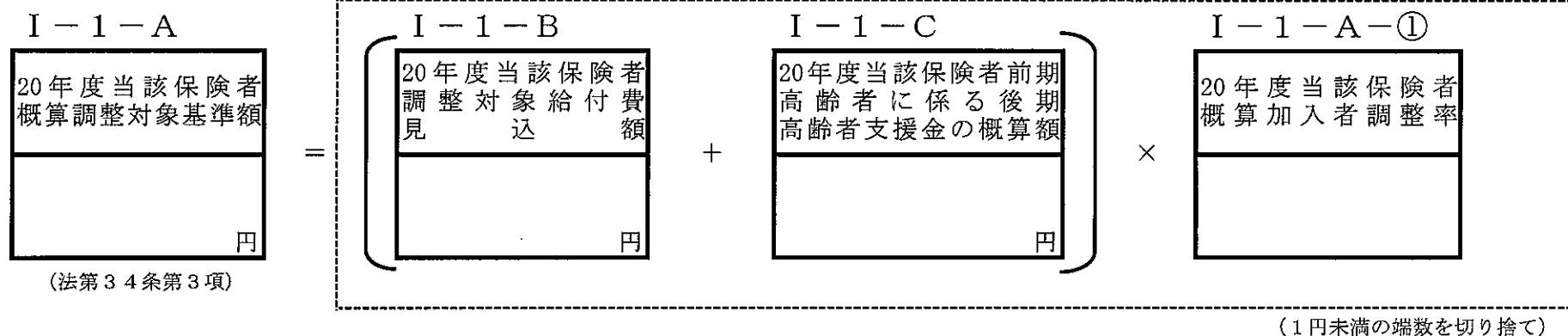
I 当該保険者 概算前期高齢者納付金額 (概算負担調整基準超過保険者の場合)



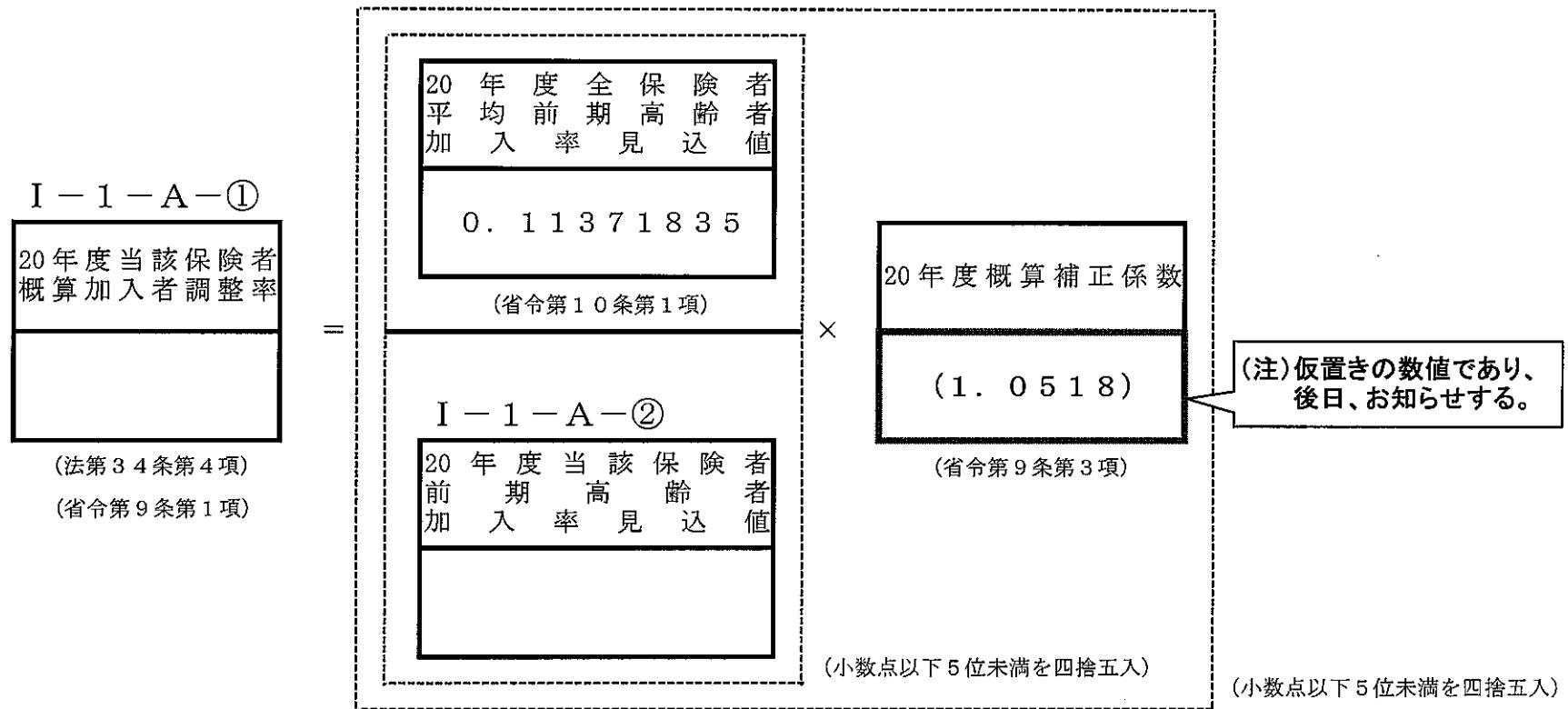
I-1 負担調整前概算前期高齢者納付金額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）



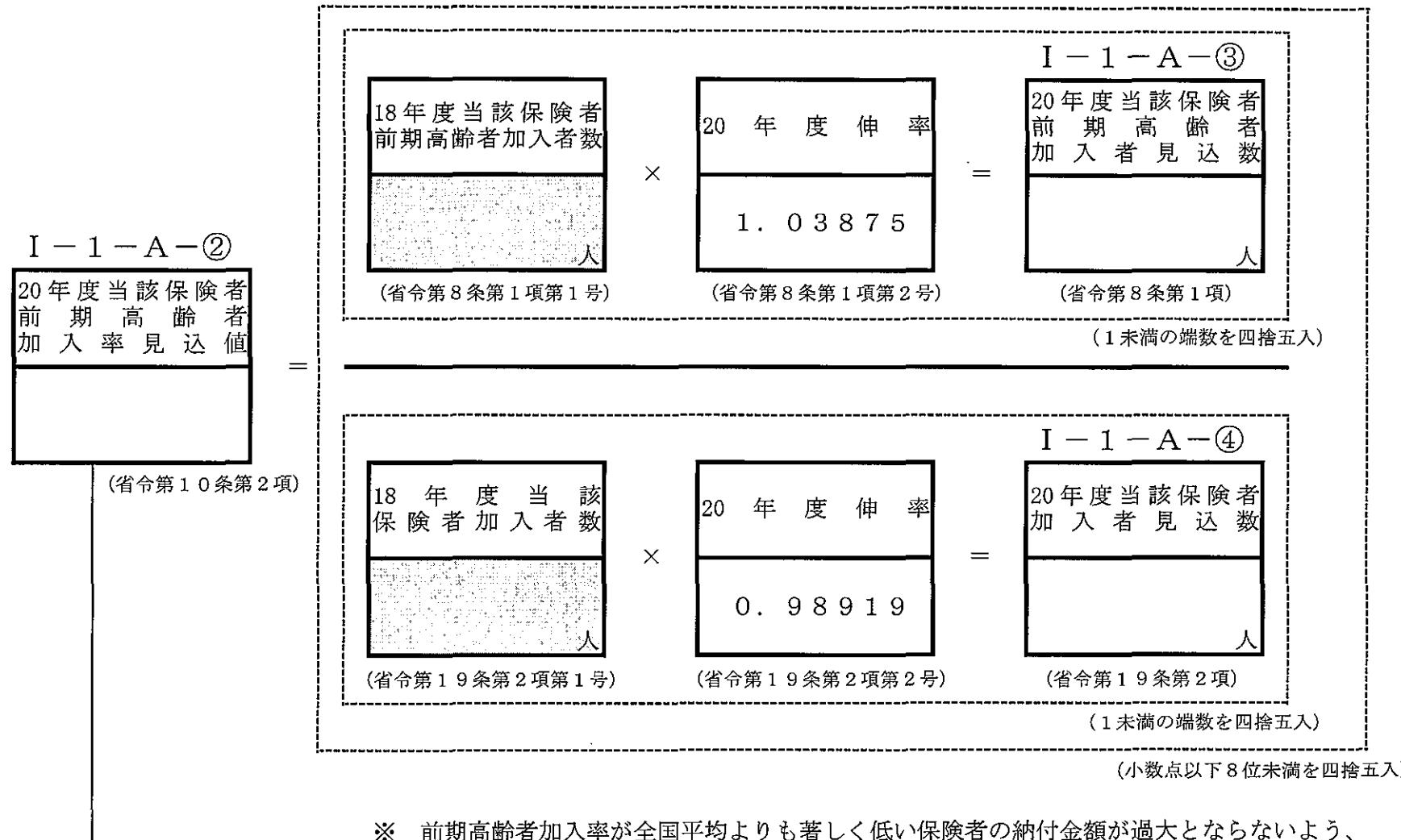
I-1-A 当該保険者概算調整対象基準額



I - 1 - A - ① 当該保険者概算加入者調整率



I - 1 - A - ② 当該保険者前期高齢者加入率見込値



I - 1 - B 当該保険者調整対象給付費見込額

I - 1 - B

20年度当該保険者 調整対象給付費 見込額
円

I - 1 - B - ①

20年度当該保険者 前期高齢者 給付費見込額
円

I - 1 - B - ②

20年度当該保険者 調整対象外 給付費見込額
円

(法第34条第2項)

I - 1 - B - ① 当該保険者前期高齢者給付費見込額

I - 1 - B - ①

20年度当該保険者 前期高齢者 給付費見込額
円

(法第34条第2項第1号)
(省令第5条第1項)

18年度当該保険者 前期高齢者給付費額
円

(省令第5条第1項第1号)

20年度伸率
0.95906

(省令第5条第1項第2号)

(1円未満の端数を四捨五入)

I - 1 - B - ② 当該保険者調整対象外給付費見込額 (当該額が零を下回る場合には、零とする。)

I - 1 - B - ②

20年度当該保険者 調整対象外 給付費見込額
円

(法第34条第2項第2号)
(省令第6条第1項)

I - 1 - B - ①

20年度当該保険者 前期高齢者 給付費見込額
円

I - 1 - A - ③

20年度当該保険者 前期高齢者 加入者見込数
人

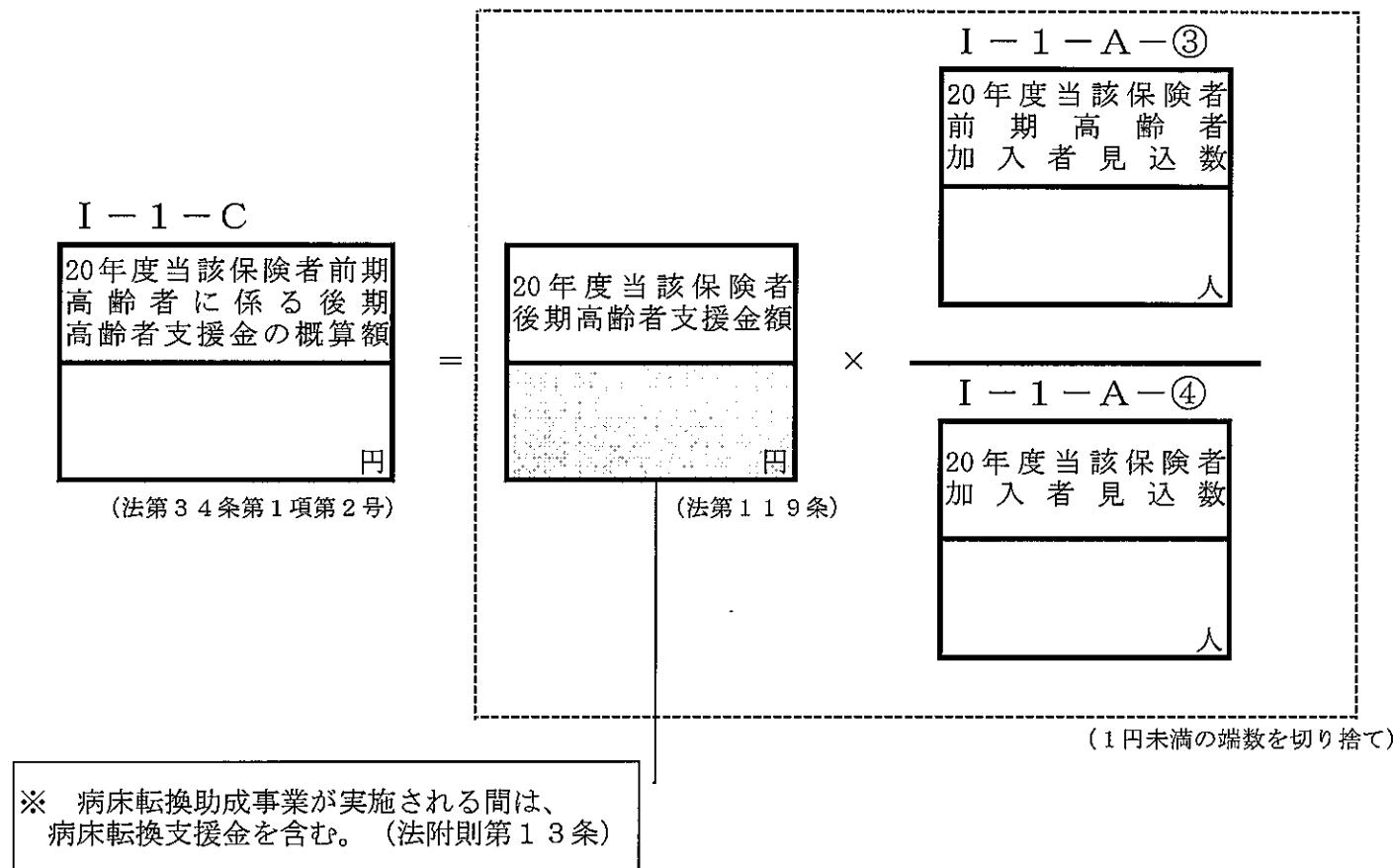
20年度全保険者 1人平均前期高齢者 給付費見込額
円

(省令第11条)

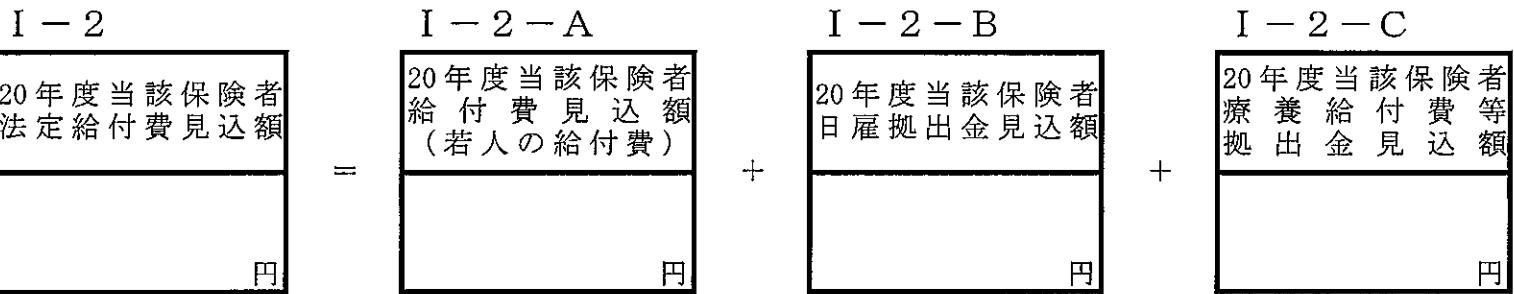
20年度調整 対象外基準率
2.1

(法第34条第2項第2号)
(1円未満の端数を四捨五入)

I - 1 - C 当該保険者前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額



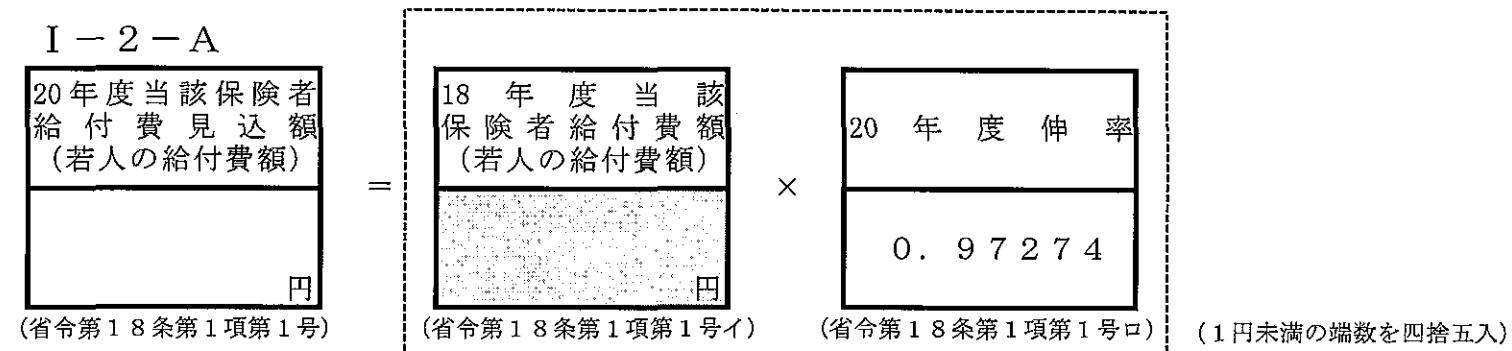
I - 2 当該保険者法定給付費見込額



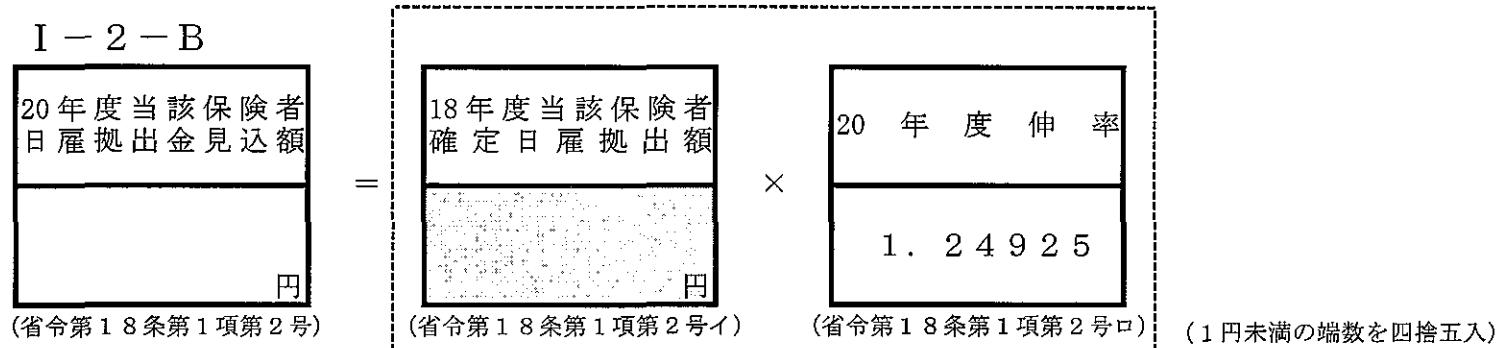
(法第38条第1項第1号ロ(2))

(省令第18条第1項)

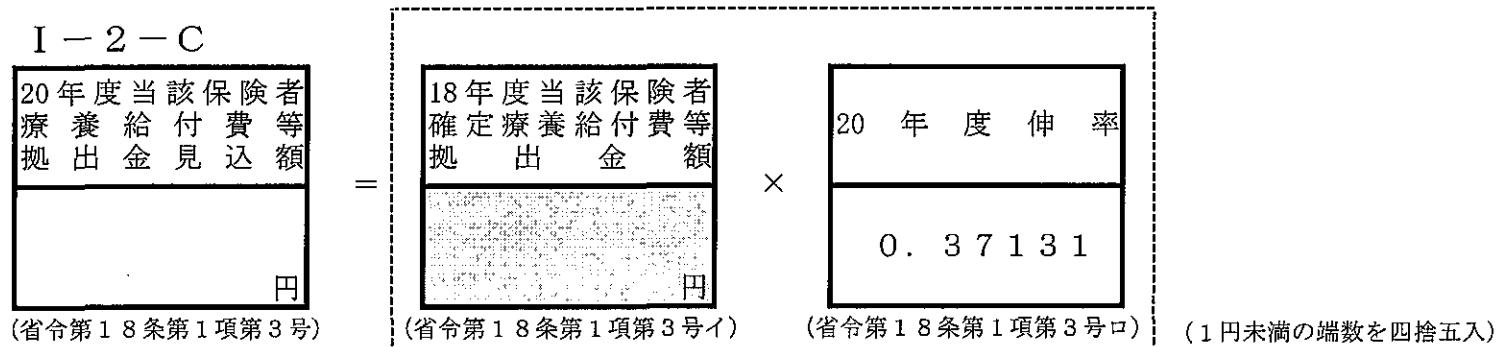
I - 2 - A 当該保険者給付費見込額（若人の給付費）



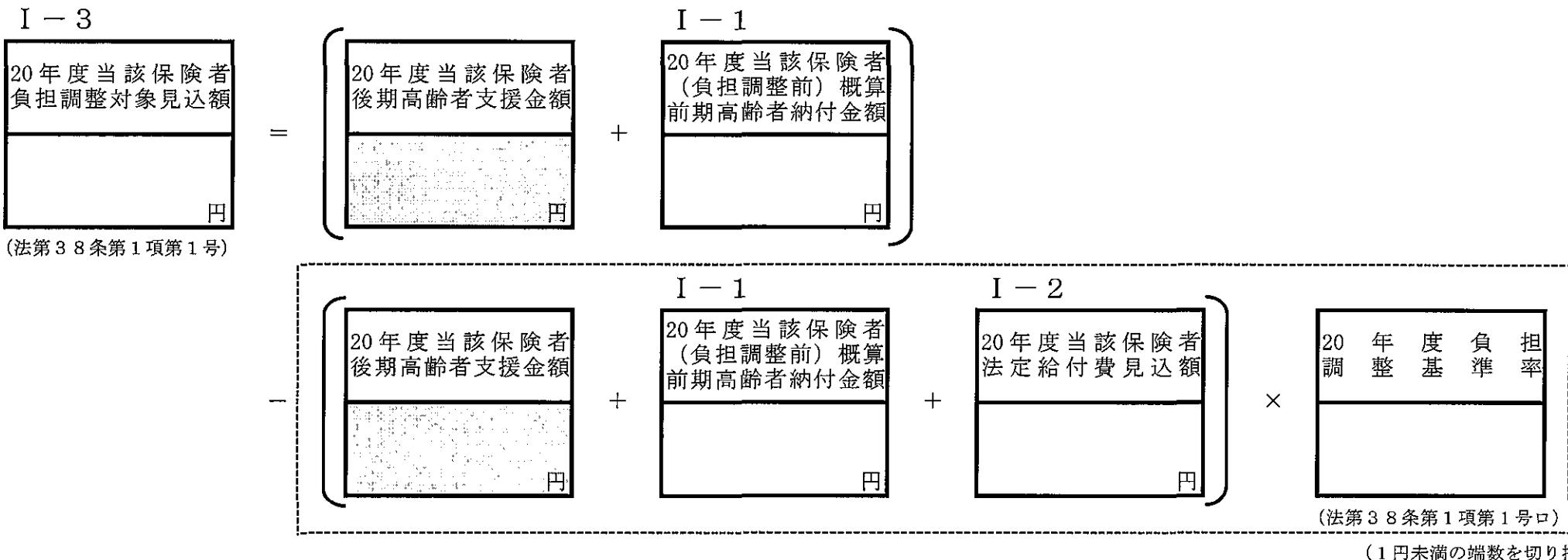
I - 2 - B 当該保険者日雇拠出金見込額



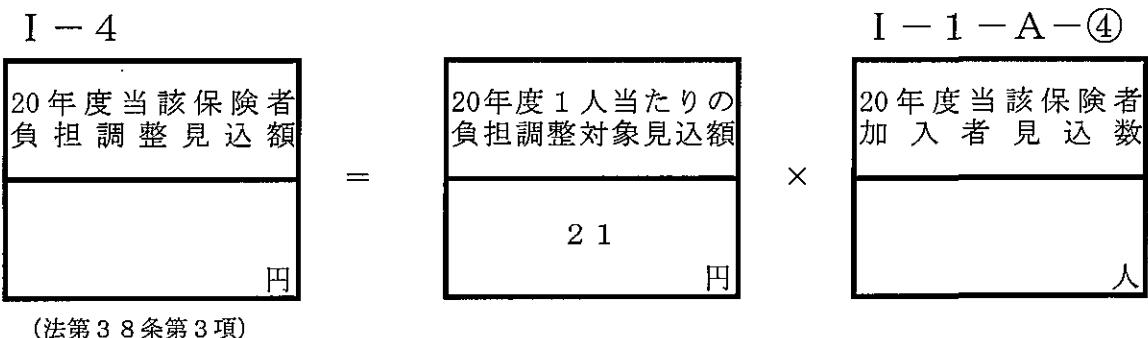
I - 2 - C 当該保険者療養給付費等拠出金見込額



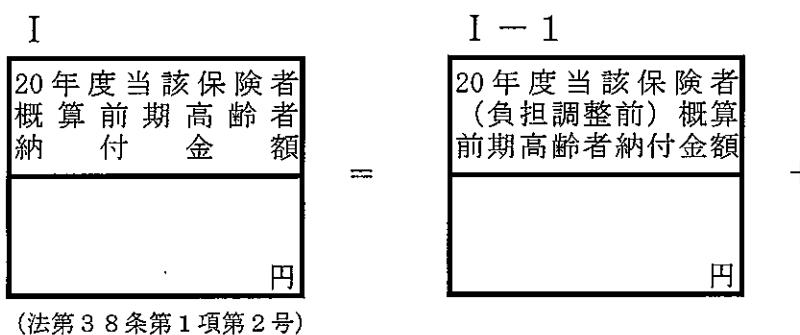
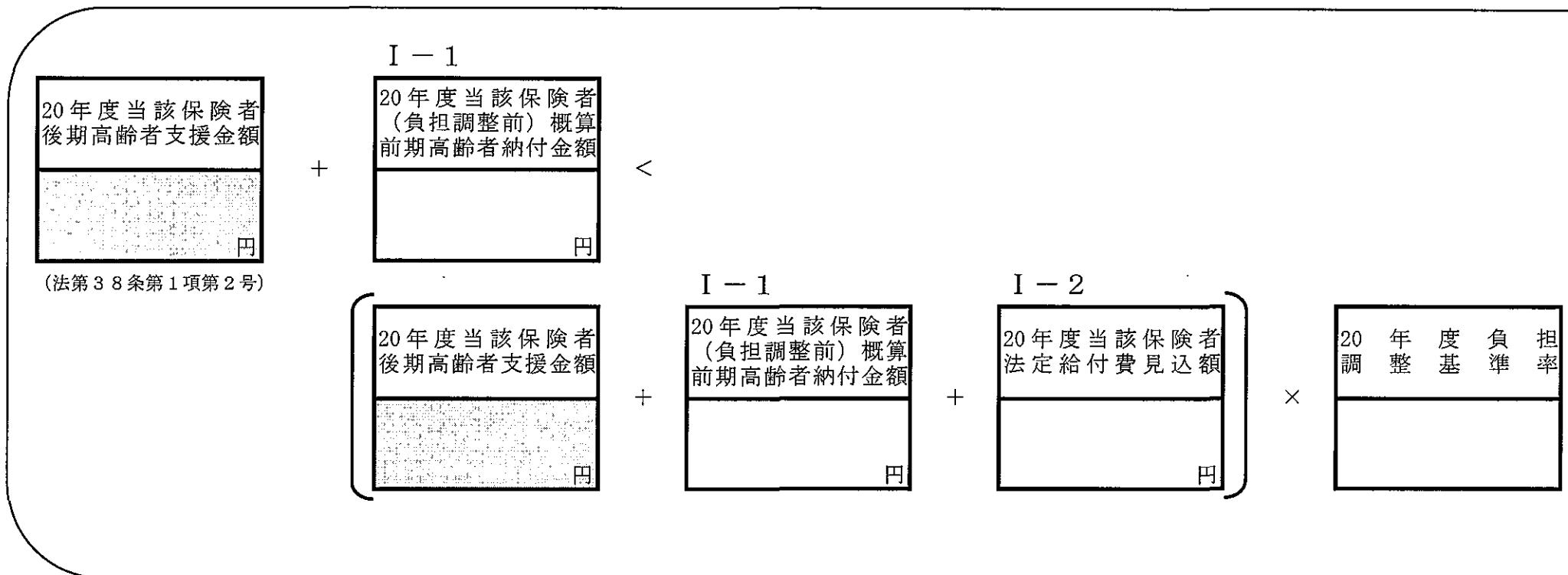
I-3 当該保険者負担調整対象見込額



I-4 当該保険者負担調整見込額



I 当該保険者 概算前期高齢者納付金額 (概算負担調整基準超過保険者以外の場合)

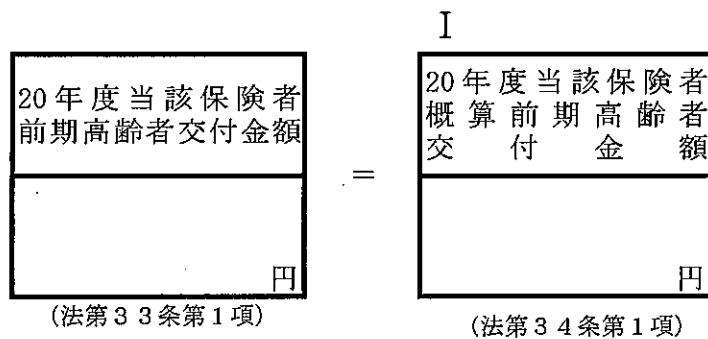


II 前期高齢者関係事務費拠出金額の算定式

$$\text{II} = \boxed{\begin{array}{l} 20\text{年度前期高齢者} \\ \text{関係事務費拠出金額} \\ \hline \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} 20\text{年度前期高齢者} \\ \text{関係事務算定基礎額} \\ \hline 5\text{円}50\text{銭} \\ \hline \end{array}} \boxed{\begin{array}{l} I - 1 - A - ④ \\ 20\text{年度当該保険者} \\ \text{加入者見込数} \\ \hline \end{array}}$$

(省令第21条) (省令第21条) (1円未満の端数を切り捨て)

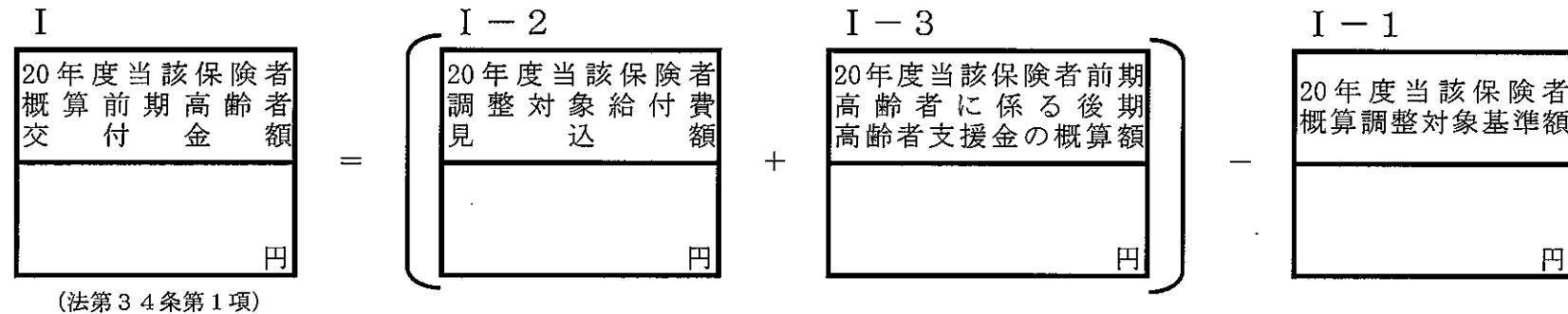
第10表 前期高齢者交付金額算定手順



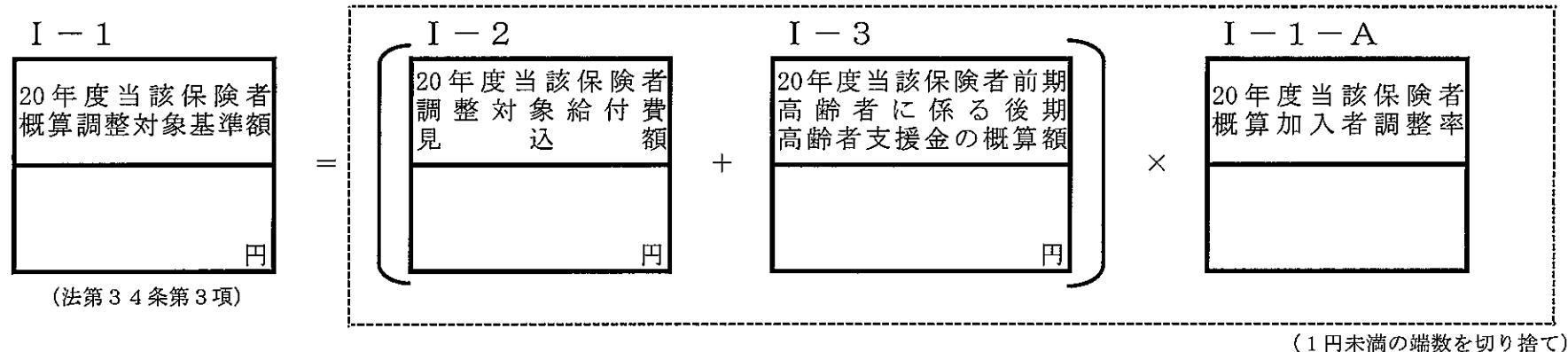
※ 法：高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
省令：高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成19年厚生労働省令第140号）

※ 諸係数については、政府予算案に基づく数値であり、予算編成のための暫定数値である。

I 当該保険者 概算前期高齢者交付金額 (当該額が零を下回る場合には、零とする。)



I - 1 当該保険者概算調整対象基準額



I - 1 - A 当該保険者概算加入者調整率

I - 1 - A

20年度当該保険者
概算加入者調整率

(法第34条第4項)

(省令第9条第1項)

=

20年度全保険者
平均前期高齢者
加入率見込値

0. 1137183

(省令第10条第1項)

I - 1 - B

20年度当該保険者
前期高齢者
加入率見込値

×

20年度概算補正係数

(1. 0518)

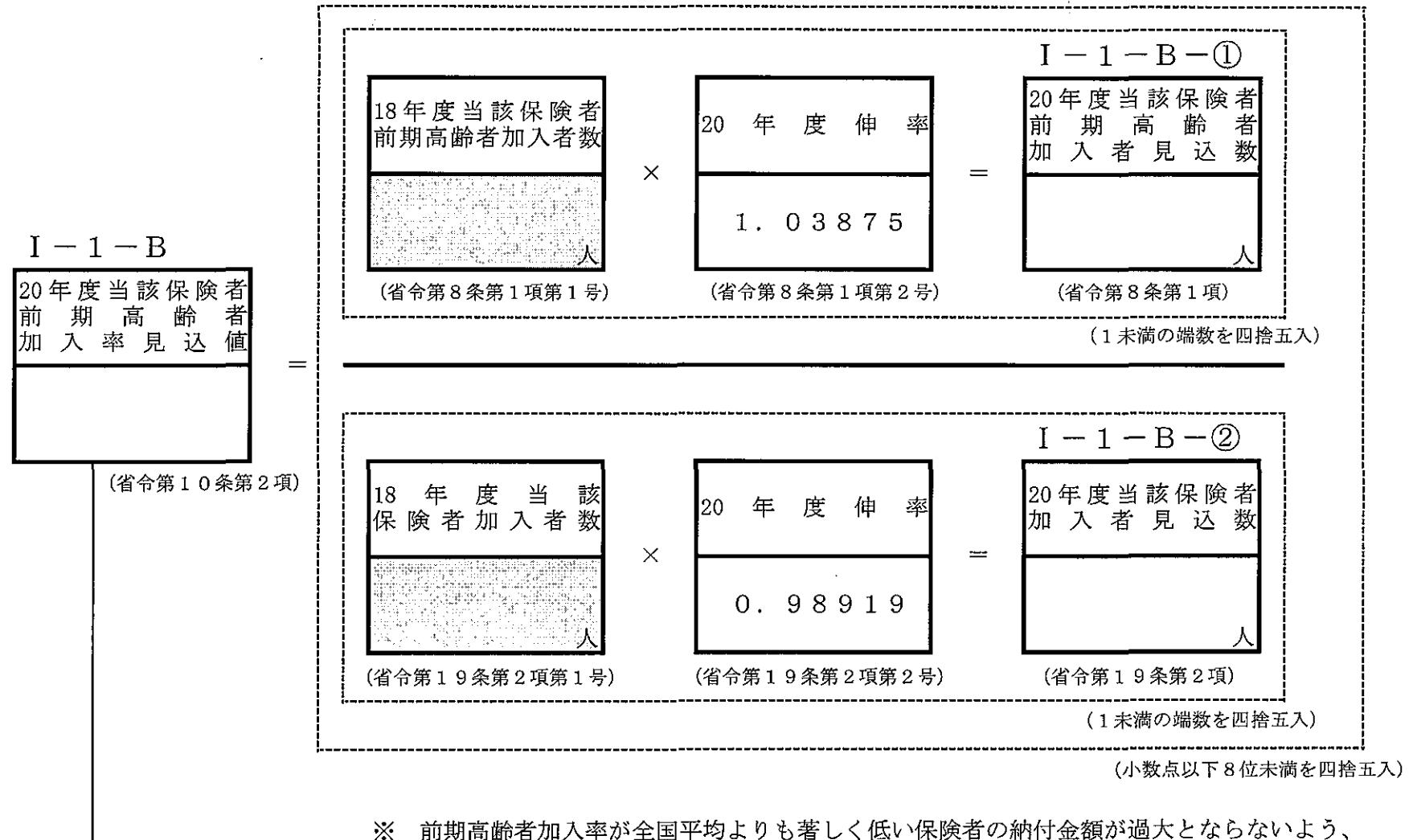
(省令第9条第3項)

(小数点以下5位未満を四捨五入)

(注)仮置きの数値であり、
後日、お知らせする。

(小数点以下5位未満を四捨五入)

I - 1 - B 当該保険者前期高齢者加入率見込値



I - 2 当該保険者調整対象給付費見込額

I - 2
20年度当該保険者 調整対象給付費 見込額

円

I - 2 - A
20年度当該保険者 前期高齢者 給付費見込額

円

I - 2 - B
20年度当該保険者 調整対象外 給付費見込額

円

(法第34条第2項)

I - 2 - A 当該保険者前期高齢者給付費見込額

I - 2 - A
20年度当該保険者 前期高齢者 給付費見込額

円

(法第34条第2項第1号)
(省令第5条第1項)

18年度当該保険者 前期高齢者給付費額
円

(省令第5条第1項第1号)

20年度伸率
0.95906

(省令第5条第1項第2号)

(1円未満の端数を四捨五入)

I - 2 - B 当該保険者調整対象外給付費見込額 (当該額が零を下回る場合には、零とする。)

I - 2 - B
20年度当該保険者 調整対象外 給付費見込額

円

(法第34条第2項第2号)
(省令第6条第1項)

I - 2 - A
20年度当該保険者 前期高齢者 給付費見込額

円

I - 1 - B - ①
20年度当該保険者 前期高齢者 加入者見込数

人

20年度全保険者 1人平均前期高齢者 給付費見込額
376,557 円

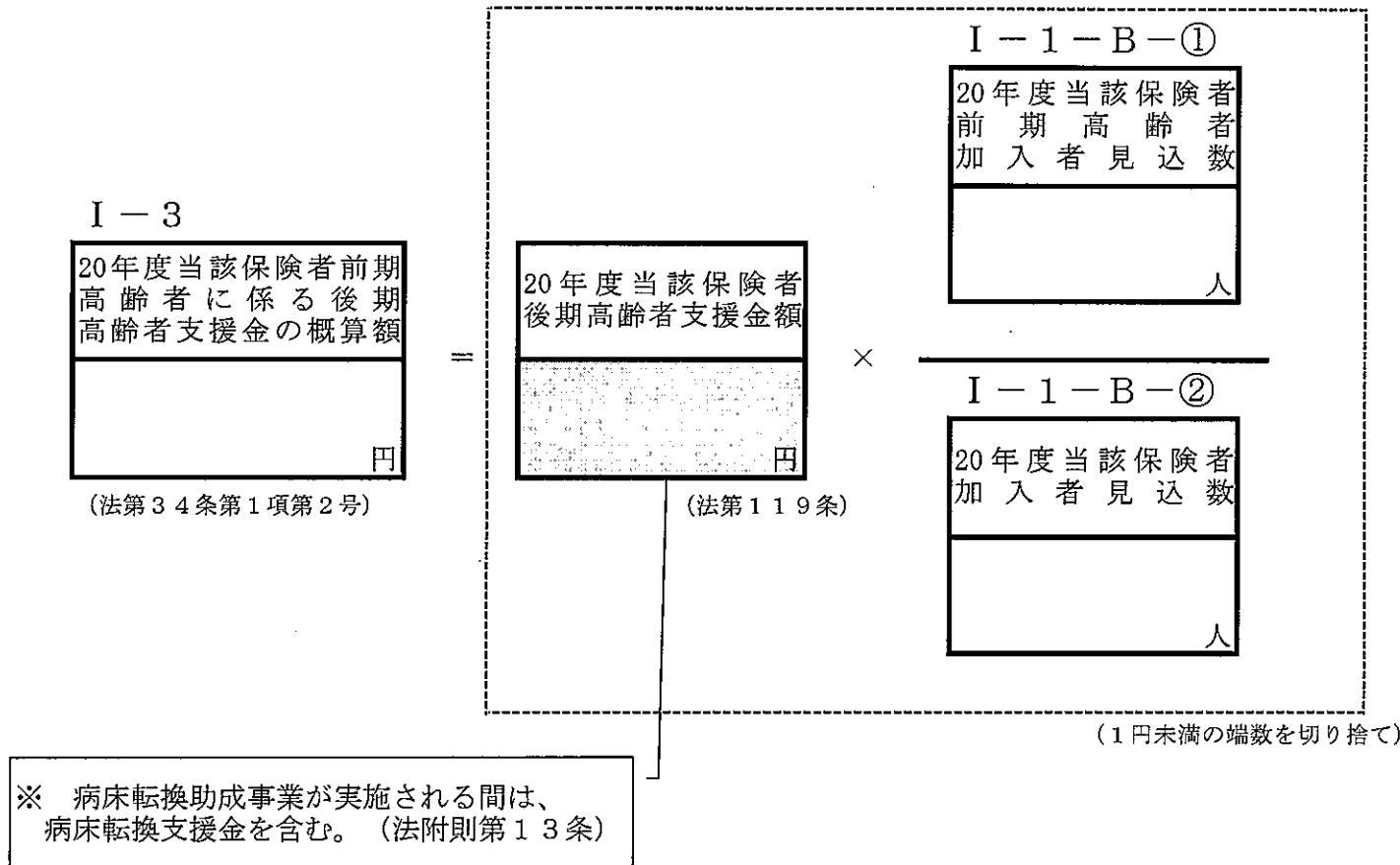
(省令第11条)

20年度調整 対象外基準率
2.1

(法第34条第2項第2号)

(1円未満の端数を四捨五入)

I - 3 当該保険者前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額



保険者の拠出金の額の算定に関する諸係数

(予算セットベース)

区 分		根 拠 条 文	平成20年度
20 年 度 概 算 医 療 費 拠 出 金	老人医療費伸び率	省令第5条第1項第2号	1.06612
	総加入者の見込数伸び率	省令第8条第1項第2号	0.99946
	老人加入者見込数伸び率	省令第8条第2項第2号	0.96306
	一人平均老人医療費見込額	省令第11条の2	844,780円
	概算補正係数	省令第9条第3項	1.04214
	全保険者平均老人加入率見込値	省令第10条第1項	0.10806690
	調整対象外医療費に係る算定率	法第55条第3項第1号イ(政令)	139/100
	老人保健施設療養費等概算率	12年改正前法第55条第2項	0
	医療に関する給付費伸び率	省令第7条第1項第1号口	1.06117
	日雇拠出金伸び率	省令第7条第1項第2号口	1.36281
	療養給付費等拠出金伸び率	省令第7条第1項第3号口	0.40506
	概算負担調整加算率	法第55条第4項	0.0016483370921
	特定費用額の伸び率	省令第11条の4第1項第2号	1.24164
18 年 度 前 期 確 定 医 療 費 拠 出 金	全保険者平均老人加入率	改正省令附則第42条の7第1項	0.10686523
	一人平均老人医療費額	省令第14条(改正省令附則第42条の8)	445,181円
	確定補正係数	改正省令附則第42条の6第3項	1.01798
	老人保健施設療養費等確定率	12年改正前法第56条第2項	0
	調整対象外医療費に係る算定率	法第55条第3項第1号(政令)	140/100
	確定負担調整加算率	14年改正法附則第17条第4項(附則第19条)	0.0003795925508
18 年 度 後 期 確 定 医 療 費 拠 出 金	全保険者平均老人加入率	改正省令附則第42条の10第1項	0.10444317
	一人平均老人医療費額	省令第14条(改正省令附則第42条の11)	316,406円
	確定補正係数	改正省令附則第42条の9第3項	1.02916
	老人保健施設療養費等確定率	12年改正前法第56条第2項	0
	調整対象外医療費に係る算定率	法第55条第3項第1号(政令)	140/100
	確定負担調整加算率	14年改正法附則第17条第8項(附則第19条)	0.0000754801404
その 他	調整金額算定率	省令第4条	0.025076
	支払基金事務費単価	改正省令附則第51条第1項第1号	3円40銭
	審査支払手数料 単価	国 保 医科・歯科・調剤	111円60銭
		被用者保険 医科・歯科	114円20銭
		調剤	57円20銭
	支払見込件数 伸び率	医科・歯科	1.00764
		調剤	1.07874
参 考	20 年 度	老人加入率下限割合	法第55条第2項(政令)
		負担調整基準率	25/100
	18 年 度	老人加入率下限割合	法第55条第2項(政令)
		前期負担調整基準率	14年改正法附則第16条第6項(附則第18条)(政令)
		後期負担調整基準率	14年改正法附則第16条第11項(附則第18条)(政令)

(注) 諸係数については、政府予算案に基づく数値であり、予算編成のための暫定数値である。

保険者の交付金・納付金等及び支援金等の額の算定に関する諸係数

(20' 予算セットベース)

区 分	根 拠 条 文	平成20年度
20 年 度 概 算 前 期 高 齢 者 交 付 金 ・ 納 付 金	前期高齢者給付費額の伸率	省令第5条第1項第2号 0.95906
	前期高齢者見込数の伸率	省令第8条第1項第2号 1.03875
	総加入者見込数の伸び率	省令第19条第2項第2号 0.98919
	全保険者平均前期高齢者加入率見込値	省令第10条第1項 0.11371835
	調整対象外給付費額に係る算定率	法第34条第2項第2号(政令) 2.1
	一人平均前期高齢者給付費見込額	省令第11条 376,557円
	医療に関する給付費の伸び率	省令第18条第1項第1号口 0.97274
	日雇拠出金の伸び率	省令第18条第1項第2号口 1.24925
	療養給付費等拠出金の伸び率	省令第18条第1項第3号口 0.37131
	加入者一人当たりの負担調整対象見込額	法第38条第3項 21円
	前期高齢者関係事務費拠出金単価	省令21条 5円50銭
	前期高齢者加入率下限	法第34条第4項 (後日、お知らせ予定)
	概算補正係数	省令第9条第3項 (後日、お知らせ予定)
	負担調整基準率	法第38条第1項第1号口 (後日、お知らせ予定)
20 年 度 後 期 高 齢 者 支 援 金	負担対象額の見込額の伸び率	省令第37条第1号口 0.95532
	特定費用額の見込額の伸び率	省令第37条第2号口 1.12565
	加入者一人当たり負担見込額	省令第38条 38,227円
	後期高齢者関係事務費拠出金単価	省令第41条 5円40銭

第4表～第6表の構成

平成20年度予算編成通知における療養給付費等交付金(退職者医療)の算出表(第4表～第6表)の構成は、以下のとおりである。

第4表 平成20年度診療費の算出表 (70歳未満の退職被保険者等)

4-1 65歳未満・65歳以上70歳未満別の実績を把握している場合

4-1-1 70歳未満の退職被保険者等	制度改正前の、平成20年3月診療分(1ヶ月分)の算出用
4-1-2 65歳未満の退職被保険者等	制度改正後の、平成20年4月～平成21年2月診療分(11ヶ月分)の算出用 (経過措置該当分)
4-1-3 65歳以上70歳未満の退職被保険者等	制度改正後の、平成20年4月～平成21年2月診療分(11ヶ月分)の算出用 (一般国保への移行分)

4-2 65歳未満・65歳以上70歳未満別の実績を把握していない場合

-
- 1. 制度改正前の、平成20年3月診療分(1ヶ月分)の算出用
- 2. 制度改正後の、平成20年4月～平成21年2月診療分(11ヶ月分)の算出用
(経過措置該当分)
- 3. 制度改正後の、平成20年4月～平成21年2月診療分(11ヶ月分)の算出用
(一般国保への移行分)

第5表 平成20年度診療費の算出表 (70歳以上の退職被保険者等)

-
- 1. 制度改正前の、平成20年3月診療分(1ヶ月分)の算出用 及び
- 2. 制度改正後の、平成20年4月～平成21年2月診療分(11ヶ月分)の算出用
(一般国保への移行分)

第6表 平成20年度療養給付費等交付金の算出表

..... 第4表の4-1-1と4-1-2の合算額 又は 4-2の1及び2の合算額に、第5表の1を加算した額

< 説 明 >

- 網掛け部は、平成20年4月以降、一般国保の被保険者として移行する者に係る算出表である。
- 第4表については、4-1又は4-2のいずれか一方の算出表を使用すること。
退職被保険者等について、65歳未満・以上の別に実績を把握している市町村においては4-1を、把握していない市町村においては4-2を使用すること。

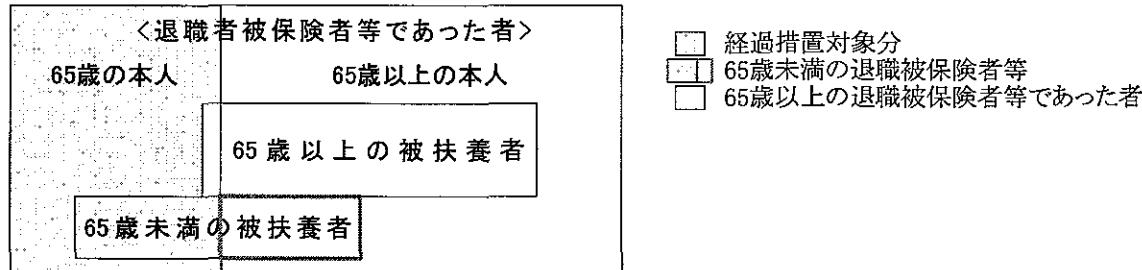
平成20年4月～平成21年2月診療分(11ヶ月分)の推計方法の概要は、以下のとおりである。

4-1においては、65歳未満・65歳以上70歳未満の各別について、退職被保険者本人、退職被保険者の被扶養者の各別に、被保険者数及び1人当たり診療費を過去の実績より推計する。
その後、65歳未満の被保険者数については、退職被保険者本人が65歳以上であったため、経過措置対象外となる被扶養者が含まれているため、下表の割合により、経過措置対象・対象外に振り分けることとしている。

65歳未満の被保険者数を振り分ける割合	本人	被扶養者
経過措置対象者	100.00%	58.64%
経過措置対象外の者	—	41.36%
計	100.00%	100.00%

(注)諸係数については、政府予算案に基づく数値であり、予算編成のための暫定数値である。

(イメージ)



4-2においては、まず、70歳未満の退職被保険者本人、退職被保険者の被扶養者の各別に、被保険者数及び1人当たり診療費を過去の実績より推計する。
その後、被保険者数については下表の割合により経過措置対象者・対象外の者に振り分け、1人当たり診療費については下表の係数を乗じることにより、推計することとしている。

被保険者数を振り分ける割合	本人	被扶養者
経過措置対象者	41.53%	37.86%
経過措置対象外の者	58.47%	62.14%
計	100.00%	100.00%
1人当たり診療費に乘じる係数		
経過措置対象者	0.923369	0.948105
経過措置対象外の者	1.054439	1.082686

(注)諸係数については、政府予算案に基づく数値であり、予算編成のための暫定数値である。

旧対照表「平成20年度国民健康保険の保険者等の予算編成に当たっての留意事項について（通知）」

平成20年度	平成19年度
保国発第 号 平成 年 月 日	保国発第1226001号 平成18年12月26日
都道府県民生主管部（局）長 殿	都道府県民生主管部（局）長 殿
厚生労働省保険局国民健康保険課長	厚生労働省保険局国民健康保険課長
<u>平成20年度国民健康保険の保険者等の予算編成</u> <u>に当たっての留意事項について（通知）</u> <p>国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、市町村（特別区並びに一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合の予算編成に当たっては、次の事項に留意のうえ、適切な編成を行うよう貴都道府県内の市町村及び国民健康保険組合に対し、助言・指導をお願いする。</p> <p>また、昨年と同様に都道府県における予算編成の留意事項を添付したので、貴都道府県の予算編成に当たっても、適切な編成をお願いする。</p>	<u>平成19年度国民健康保険の保険者等の予算編成</u> <u>に当たっての留意事項について（通知）</u> <p>国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、市町村（特別区並びに一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合の予算編成に当たっては、次の事項に留意のうえ、適切な編成を行うよう貴都道府県内の市町村及び国民健康保険組合に対し、助言・指導をお願いする。</p> <p>また、昨年と同様に都道府県における予算編成の留意事項を添付したので、貴都道府県の予算編成に当たっても、適切な編成をお願いする。</p>

第1 国民健康保険制度の改正関係

国民健康保険制度については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）による国民健康保険法の一部改正等の施行により、平成20年4月から後期高齢者医療制度及び前期高齢者の財政調整制度の創設等、次のような改正等が予定されているので、予算編成等に適切に対処されたいこと。

1 保険料の賦課額については、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の合算額とすること。

2 制度創設時の後期高齢者又は創設後に75歳に到達する者が国保から後期高齢者医療制度へ移行しても、同一世帯の国保被保険者の保険料が従前と同程度となるよう、次の経過措置が行われること。

- ・ 世帯別平等割額に関する軽減措置（5年間）
- ・ 保険料軽減の算定基準となる所得の判定単位の見直し（5年間）
- ・ 国保被保険者となる元被用者保険被扶養者に対する保険料減免（条例减免）（2年間）

3 後期高齢者医療制度の創設に伴い、70歳以上の国保世帯の世帯構成が変化することにより、新たに現役並み所得者になる者の負担を軽減するため、70歳以上の現役並み所得者の判定及び高額療養費の所得区分の判定に関して、次の経過措置が行われること。

- ・ 平成20年4月～7月は、従前の所得区分を引き継ぐ
- ・ 平成20年8月～22年7月は、新たに現役並み所得者に移行する一定条件の者については、自己負担限度額を一般並みに据え置く

4 70歳以上75歳未満被保険者の一部負担が1割から2割に見直されることに伴い、一般所得区分の高額療養費自己負担限度額が見直されること。（平

第1 国民健康保険制度の改正関係

国民健康保険制度については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）による国民健康保険法の一部改正等の施行に伴い、次のような改正等が予定されているので、予算編成等に適切に対処されたいこと。

なお、下記の改正は、平成19年4月から実施する予定である。

1 70歳未満の被保険者の入院に係る高額療養費の支払い方法を現物給付化すること。

成20年4月から21年3月まで1年間凍結し、保険給付は8割とし、この措置に係る財源は国が負担することが予定されていること。)

- 5 高額介護合算療養費制度は、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）を計算期間として医療保険と介護保険における自己負担額の合算額が著しく高額になる場合に、負担を軽減することとなっているが、平成20年度は、計算期間の途中から始まるため、当該期間を平成20年4月1日から21年7月31日までとし、自己負担限度額を通常の額の4／3の額とすること。
- 6 保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業は、前期高齢者の財政調整制度の影響を考慮すること。
- 7 国庫支出金及び都道府県支出金等の算定に当たっては、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金を加えること。なお、平成20年4月以降も老人保健制度で行われた診療等に係る老人保健医療費拠出金（平成20年3月診療分及び精算分）が必要になること。
- 8 退職者医療制度は廃止されるが、平成26年度までの間における65歳未満の退職被保険者等が65歳に達するまでの間、経過的に現行制度を存続させること。
- 9 特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用に対する国庫支出金及び都道府県支出金の補助が行われること。
- 10 国民健康保険料（税）の基礎賦課（課税）額に係る賦課（課税）限度額を56万円から47万円とし、後期高齢者支援金等賦課（課税）額に係る賦課（課税）限度額を12万円とすること。
- 11 診療報酬改定については、保険財政の状況及び市場実勢価格等を踏まえるこ

- 2 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を53万円から56万円に引き上げること。
 ※ 国民健康保険料についても同様の措置を講ずることとしていること。

と。なお、診療報酬本体の改定で0.38%の引上げ、薬価等の改定で1.2%の引下げ、合計で0.82%の引下げとなること。

第2 市町村における国民健康保険特別会計事業勘定の予算編成の留意事項

1 歳出に関する事項

(1) 保険給付費等

療養の給付費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「医療給付費」という。）及び老人保健医療費拠出金の納付に要する額（事務費拠出金を含む。）の積算に当たっては、これらの過去の実績を踏まえて、さらに最近における医療費の動向や特殊事情の有無等も考慮したうえで、適正な額を計上されたいこと。なお、老人保健医療費拠出金の納付に要する額（事務費拠出金を含む。）については1ヵ月分となるので留意されたいこと。

なお、医療費等の推計方法の一例として、別紙「平成20年度医療費等の推計方法」を示したので参考にされたい。

(2) 後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等

後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の積算に当たっては、これまで示した諸係数を参考に適正な額を計上されたいこと。なお、平成20年度については11ヵ月分となるので留意されたいこと。

(3) 前期高齢者納付金等

前期高齢者納付金等の積算に当たっては、これまで示した諸係数を参考に適正な額を計上されたいこと。なお、平成20年度については11ヵ月分となるので留意されたいこと。

また、平成20年度においては、激変緩和措置（前期高齢者納付金を3

第2 市町村における国民健康保険特別会計事業勘定の予算編成の留意事項

1 歳出に関する事項

(1) 保険給付費等

療養の給付費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、老人保健拠出金等の積算に当たっては、これらの過去の実績を踏まえて、さらに最近における医療費の動向や特殊事情の有無等も考慮したうえで、適正な額を計上されたいこと。

なお、医療費等の推計方法の一例として、別紙「平成19年度医療費等の推計方法」を示したので参考にされたい。

分の 1 とする経過措置（平成 19 年度に退職者医療費拠出金を拠出してい
た保険者を除く。））を講じる予定としており、その内容については、別
途お知らせする予定であること。

(4) 介護納付金

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）については、厚生労働省老健局介護保険課から平成 19 年 1 月 21 日付事務連絡により示された額を参考にして計上されたいこと。

ただし、この関係諸係数については、あくまでも参考値であり、正式には、平成 20 年 2 月上旬に厚生労働大臣告示により示されることとなるので、十分留意のうえ計上されたいこと。

(5) 総務費

ア 人件費を国民健康保険特別会計で経理する場合には、国民健康保険に従事する職員のうち他の事務を兼ねている職員について、国民健康保険事務に従事した日数等を的確に把握し、日数割合等により算出することによって、国民健康保険特別会計に計上されたいこと。

イ 平成 20 年度において国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。） 第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定された指定市町村（以下「指定市町村」という。）にあっては、安定化計画の推進に要する経費を計上されたいこと。

なお、指定市町村以外の高医療費市町村についても、指定市町村に準じて同様の措置を講じる必要がある場合には、対象経費を計上されたいこと。

ウ 保険料（税）の収入の確保は、制度運営の基本となるものであり、近年の保険料（税）収納率の低下の状況を踏まえ、嘱託徴収員の確保、短期被

(2) 介護納付金

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）については、厚生労働省老健局介護保険課からの平成 18 年 1 月 21 日付事務連絡により示された額を参考にして計上されたいこと。

ただし、この関係諸係数については、あくまでも参考値であり、正式には、平成 19 年 1 月下旬に厚生労働大臣告示により示されることとなるので、十分留意のうえ計上されたいこと。

(3) 総務費

ア 人件費を国民健康保険特別会計で経理する場合には、国民健康保険に従事する職員のうち他の事務を兼ねている職員について、国民健康保険事務に従事した日数等を的確に把握し、日数割合等により算出することによって、国民健康保険特別会計に計上されたいこと。

イ 平成 19 年度において国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。） 第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定された指定市町村（以下「指定市町村」という。）にあっては、安定化計画の推進に要する経費を計上されたいこと。

なお、指定市町村以外の高医療費市町村についても、指定市町村に準じて同様の措置を講じる必要がある場合には、対象経費を計上されたいこと。

ウ 保険料（税）の収入の確保は、制度運営の基本となるものであり、近年の保険料（税）収納率の低下の状況を踏まえ、嘱託徴収員の確保、短期被

<p>保険者証・資格証明書の活用、滞納処分の厳正な実施等、市町村の実情に応じた積極的な収納対策を講ずることとし、そのために必要な経費を確保されたいこと。</p>	<p>保険者証・資格証明書の活用、滞納処分の厳正な実施等、市町村の実情に応じた積極的な収納対策を講ずることとし、そのために必要な経費を確保されたいこと。</p>
<p>(6) 保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業に係る拠出金</p> <p>保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業（以下「保険財政共同安定化事業等」という。）に係る拠出金については、国民健康保険の国庫負担金の算定等に関する政令（昭和34年政令第41号）<u>附則第15条から第21条を踏まえ、特に前期高齢者の財政調整制度を反映させることに留意し、都道府県、国民健康保険団体連合会及び保険者間において十分協議し、適正な額を計上されたいこと。</u></p> <p><u>なお、計上に当たっては、追って当課が改めて示す「国保保険料算定ワークシート」を参考にされたい。</u></p>	<p>(5) 保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業に係る拠出金</p> <p>保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業（以下「保険財政共同安定化事業等」という。）に係る拠出金については、国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和34年政令第41号）<u>附則第5条から第11条等を踏まえ、都道府県、国民健康保険団体連合会及び保険者間において十分協議し、適正な額を計上されたいこと。</u></p>
<p>(7) 保健事業費</p> <p>ア 保健事業費は、被保険者の健康の保持増進を図ることにより、国民健康保険財政の健全化が期待される重要な事業経費である。</p> <p>「高齢者の医療の確保に関する法律」において、生活習慣病予防についての保険者の役割<u>が明確化され、平成20年4月より、特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務化されるため、特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する経費を計上されたいこと。</u></p> <p><u>なお、計上に当たっては、追って当課が改めて示す「国保保険料算定ワークシート」を参考にされたい。</u></p> <p><u>また、国民健康保険法第82条に規定されている特定健康診査及び特定保健指導以外の保健事業についても、地域の実情や医療費の分析結果を踏</u></p>	<p>(4) 保健事業費</p> <p>ア 保健事業費は、被保険者の健康の保持増進を図ることにより、国民健康保険財政の健全化が期待される重要な事業経費である。</p> <p><u>「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成16年7月30日厚生労働省告示第307号）においては、生活習慣病を予防し、将来的に医療費の伸びを抑制していくため、保険者における効果的な保健事業のあり方を示している。</u></p> <p><u>また、平成18年の通常国会で成立した「高齢者の医療の確保に関する法律」等において、生活習慣病予防についての保険者の役割<u>を明確化し、平成20年4月より、特定健康診査、特定保健指導の実施を義務付けるなど、本格的な取組を展開することとなる。</u></u></p> <p><u>については、地域の実情や医療費の分析結果等を踏まえ、また、地域の医療保険保険者が連携する等の総合的かつ効果的な事業の推進に必要な経</u></p>

まえ、引き続き効率的かつ効果的な事業の推進に必要な経費を計上されたいこと。

平成20年度に国民健康保険直営診療施設と連携した国民健康保険総合保健施設の整備及び保健事業部門の運営に係る事業を実施する保険者は、当該事業に要する経費を計上するとともに、他の保健事業費と紛れることのないように管理されたいこと。

イ 医療費通知については、被保険者が健康に対する認識を深めるために重要であるので、「国民健康保険における医療費の通知について」（昭和5年7月4日保険発第51号国民健康保険課長通知）に基づいて実施するとともに、医療費に係る減額査定が行われた場合は、「国民健康保険における医療費通知の適切な実施について」（昭和60年4月30日保険発第42号国民健康保険課長通知）に基づいて、医療費通知にその額を付記する等により通知を実施することとし、そのために必要な経費をア以外に別途計上されたいこと。

＜保険財政共同安定化…に係る拠出金は（6）へ移動＞

(8) 諸支出金

直営診療施設繰出金については、特別調整交付金で交付される診療施設の施設・設備整備の補助及び運営費の補助相当額を一度事業勘定に受け入

費として、積極的に予算計上されたいこと。

なお、保健事業費が保険料（税）収入の1パーセントに満たない市町村にあっては、1パーセント以上の確保に努められたいこと。

また、平成19年度に国民健康保険直営診療施設と連携した国民健康保険総合保健施設の整備及び保健事業部門の運営に係る事業を実施する保険者は、当該事業に要する経費を計上するとともに、他の保健事業費と紛れることのないように管理されたいこと。

イ 医療費通知については、被保険者が健康に対する認識を深めるために重要であるので、「国民健康保険における医療費の通知について」（昭和5年7月4日保険発第51号国民健康保険課長通知）に基づいて実施することとし、そのために必要な経費をア以外に別途計上されたいこと。

(5) 保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業に係る拠出金

保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業（以下「保険財政共同安定化事業等」という。）に係る拠出金については、国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和34年政令第41号）附則第5条から第11条等を踏まえ、都道府県、国民健康保険団体連合会及び保険者間において十分協議し、適正な額を計上されたいこと。

(6) 諸支出金

直営診療施設繰出金については、特別調整交付金で交付される診療施設の施設・設備整備の補助及び運営費の補助相当額を一度事業勘定に受け入

れたうえ、同額を直営診療施設勘定に繰り出すための予算措置が必要となるので留意されたいこと。

(9) 基金の積立

国民健康保険財政の基盤を安定・強化する観点から、保険者の規模等に応じて、安定的かつ十分な基金を積み立てられたいこと。

2 歳入に関する事項

(1) 保険料（税）

ア 医療給付費分の保険料（税）

一般被保険者に係る医療給付費分の保険料（税）の現年度分収入額は、一般被保険者に係る医療給付費から一部負担金に相当する額を控除した額、老人保健医療費拠出金の納付に要する額（事務費拠出金を含む。）、前期高齢者納付金等の額、保健事業に要する費用の額及びその他の国民健康保険事業に要する費用の額の合算額から、退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額、前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合にはこれを控除し、さらに国庫支出金、都道府県支出金、一般会計からの繰入金及びその他の収入等の総額（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るもの）を控除した額を基準として計上されたいこと。

（「国保保険料算定ワークシート」参照）

イ 後期高齢者支援金分の保険料（税）

一般被保険者に係る後期高齢者支援金分の保険料（税）の現年度分収入額は、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の額から退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額の額を控除し、さらに国庫支出金、都道府県支出金、一般会計からの繰入金及びその他の収入等の総額（国庫支出金等は後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）を控除した額を基準として計上されたいこと。

れたうえ、同額を直営診療施設勘定に繰り出すための予算措置が必要となるので留意されたいこと。

(7) 基金の積立

国民健康保険財政の基盤を安定・強化する観点から、保険者の規模等に応じて、安定的かつ十分な基金を積み立てられたいこと。

2 歳入に関する事項

(1) 保険料（税）

ア 医療給付費分の保険料（税）

一般被保険者に係る医療給付費分の保険料（税）の現年度分収入額は、歳出の総額から退職被保険者等に係る医療給付費及び老人保健医療費拠出金を控除し、さらに国庫支出金、都道府県支出金、一般会計からの繰入金及びその他の収入等の総額（国庫支出金等は介護納付金の納付に要する費用に係るもの）を除いたもの。）を控除した額を基準として計上されたいこと。

たいこと。

ウ 介護納付金分の保険料（税）

介護保険第2号被保険者に係る介護納付金分の保険料（税）の現年度分収入額は、介護納付金額から国庫支出金、都道府県支出金、一般会計からの繰入金及びその他の収入等の総額（国庫支出金等は介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）を控除した額を基準として計上されたいこと。

二 予定収納率

保険料（税）の賦課総額とは、ア_イ及びウにおいて基準とした額と保険基盤安定繰入金として計上した額との合計額を、予定収納率で除して得た額であるが、この予定収納率の設定に当たっては、過去の収納状況等を十分に勘案したうえで、実行可能な予定収納率を設定されたいこと。

（2）国庫支出金

ア 療養給付費等負担金

（ア）一般被保険者に係る医療給付費の額から保険基盤安定繰入金（保険者支援分を含む。以下同じ。）の2分の1に相当する額を控除した額、後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。）、前期高齢者納付金の額（退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。）、老人保健医療費拠出金の額（退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額を除く。）及び介護納付金の額の合算額（前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。）に対応する国庫負担額を計上されたいこと。

（別紙のVIIの1を参照）

（イ）一部負担金の割合を減じる等いわゆる地方単独事業を実施している市

イ 介護納付金分の保険料（税）

介護保険第2号被保険者に係る介護納付金分の保険料（税）の現年度分収入額は、介護納付金額から国庫支出金、都道府県支出金、一般会計からの繰入金及びその他の収入等の総額（国庫支出金等は介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）を控除した額を基準として計上されたいこと。

二 予定収納率

保険料（税）の賦課総額とは、ア_イ及びイにおいて基準とした額と保険基盤安定繰入金として計上した額との合計額を、予定収納率で除して得た額であるが、この予定収納率の設定に当たっては、過去の収納状況等を十分に勘案したうえで、実行可能な予定収納率を設定されたいこと。

（2）国庫支出金

ア 療養給付費等負担金

（ア）一般被保険者に係る療養の給付費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の額から保険基盤安定繰入金（保険者支援分を含む。以下同じ。）の2分の1に相当する額を控除した額、老人保健医療費拠出金の額（退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額を除く。）及び介護納付金の額に対応する国庫負担額を計上されたいこと。

（別紙のIVの1を参照）

（イ）一部負担金の割合を減じる等いわゆる地方単独事業を実施している市

町村にあっては、それらの措置の実施対象被保険者に係る療養の給付費を他の被保険者に係るものと区分して把握し、これに次の区分による調整率を乗じて、当該療養の給付費に係る国庫負担金を算出されたいこと。

区分	費用の額の 3/10 に相当 する額	費用の額の 2.5/10 に相 当する額	費用の額の 2/10 に相当 する額	費用の額の 1.5/10 に相 当する額	費用の額の 1/10 に相当 する額	費用の額の 0.5/10 に相 当する額	0
6歳未満 (8割給付)	—	—	1.0000	0.9641	0.9349	0.8980	0.8611
若人 (7割給付)	1.0000	0.9931	0.9794	0.9441	0.9153	0.8790	0.8427
前期高齢者 (7割給付)	1.0000	0.9930	0.9717	0.9501	0.9209	0.8915	0.8548
前期高齢者 (9割給付)	—	—	—	—	1.0000	0.9687	0.9295

なお、これによる国庫負担金の減額相当分については、一般会計等による所要の財源措置を講じられたいこと。

イ 高額医療費共同事業負担金

高額医療費共同事業負担金については、平成20年度に見込まれる標準高額医療費共同事業拠出金を踏まえ、特に前期高齢者の財政調整制度を反映させることに留意し、適正な額を計上されたいこと。

なお、計上に当たっては、追って当課が改めて示す「国保保険料算定ワクシート」を参考にされたい。

ウ 特定健康診査等負担金

特定健康診査等負担金については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用の3分の1に相当する額を計上されたいこと。

町村にあっては、それらの措置の実施対象被保険者に係る療養の給付費を他の被保険者に係るものと区分して把握し、これに次の区分による調整率を乗じて、当該療養の給付費に係る国庫負担金を算出されたいこと。

区分	費用の額の 3/10 に相当 する額	費用の額の 2.5/10 に相 当する額	費用の額の 2/10 に相当 する額	費用の額の 1.5/10 に相 当する額	費用の額の 1/10 に相当 する額	費用の額の 0.5/10 に相 当する額	0
3歳未満 (8割給付)	—	—	1.0000	0.9641	0.9349	0.8980	0.8611
若人 (7割給付)	1.0000	0.9931	0.9794	0.9441	0.9153	0.8790	0.8427
前期高齢者 (7割給付)	1.0000	0.9930	0.9717	0.9501	0.9209	0.8915	0.8548
前期高齢者 (9割給付)	—	—	—	—	1.0000	0.9687	0.9295

なお、これによる国庫負担金の減額相当分については、一般会計等による所要の財源措置を講じられたいこと。

イ 高額医療費共同事業負担金

高額医療費共同事業負担金については、平成19年度に見込まれる標準高額医療費共同事業拠出金を踏まえ、適正な額を計上されたいこと。

なお、計上に当たっては、追って当課が改めて示す「国保保険料算定ワークシート」を参考にされたい。

二 財政調整交付金

財政調整交付金の総額は、一般被保険者に係る医療給付費の額から保険基盤安定のための繰入金の $1/2$ に相当する額及び前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額並びに後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。)、前期高齢者納付金の額(退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。)、老人保健医療費拠出金(退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額を除く。)及び介護納付金の額の合算額(前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。)の見込額の $9/100$ 及び保険基盤安定のための繰入金の $1/4$ に相当する額の合算額となることに留意されたいこと。

(ア) 普通調整交付金

一般被保険者に係る医療給付費及び保険財政共同安定化事業の拠出金(被保険者人数割による算定部分)の各見込額から保険基盤安定繰入金見込額、保険財政共同安定化事業の交付金の見込額の2分の1の額、高額医療費共同事業の高額医療費拠出金の見込額の2分の1の額及び平成18年度実施の安定化計画に係る基準超過費用見込額を控除した額、後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。)、前期高齢者納付金の額(退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。)、老人保健医療費拠出金見込額(退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額を除く。)及び介護納付金により算定した調整対象需要額(前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。)、平成19年における基準総

二 財政調整交付金

財政調整交付金の総額は、一般被保険者に係る療養の給付費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費の額から保険基盤安定のための繰入金の $1/2$ に相当する額を控除した額並びに老人保健医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する費用の額の合算額の見込額から前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額の9/100及び保険基盤安定のための繰入金の1/4に相当する額の合算額となることに留意されたいこと。

(ア) 普通調整交付金

一般被保険者に係る療養の給付費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び保険財政共同安定化事業の拠出金(被保険者人数割による算定部分)の各見込額から保険基盤安定繰入金見込額、保険財政共同安定化事業の交付金の見込額の2分の1の額、高額医療費共同事業の高額医療費拠出金の見込額の2分の1の額及び平成17年度実施の安定化計画に係る基準超過費用見込額を控除した額、老人保健医療費拠出金見込額(退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額を除く。)及び介護納付金により算定した調整対象需要額、平成18年における基準総所得金額から退職被保険者等に係るものを控除した額及び介護保険第2号被保険者に係る基準総所得金額の推定額並びに平成18年度の普通調整交付金に用いる係数によって算定した調整対象収入額

所得金額から退職被保険者等に係るものを控除した額、後期高齢者支援金に係る基準総所得金額から退職被保険者等に係るものを控除した額及び介護保険第2号被保険者に係る基準総所得金額の推定額並びに平成19年度の普通調整交付金に用いる係数によって算定した調整対象収入額を標準として、次の点に留意し適正な額を計上されたいこと。

- ① 一部負担金の割合を減じる等のいわゆる地方単独事業を実施している市町村にあっては、療養給付費等負担金と同様、普通調整交付金の算定に当たり調整対象需要額の調整が行われるものであること。
- ② 調整対象収入額の算定に当たっての減額後の基準総所得金額の算出においては、保険料（税）の賦課限度額が、医療給付費分は47万円、後期高齢者支援金分は12万円、介護納付金分は9万円であることに留意されたいこと。
- ③ 調整対象収入額の算定に当たっての基準総所得金額の算出における租税特別措置法に規定する特別控除額以下の譲渡所得金額の控除については、保険料（税）の算定の際に行われるものであるので、改めて控除する必要がないこと。

（イ）特別調整交付金

事業の実施状況等を勘案して、過去の交付実績（国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第6条第10号の特別事情による財政負担増等の理由による交付を除く。）に基づく額を計上されたいこと。

また、国民健康保険直営診療施設の施設・設備整備を計画している市町村にあっては、従来の補助対象相当額を見込んだ額を計上されたい。

なお、平成20年度においては、平成19年度に引き続き、特に国民健康保険事業運営の経営努力が認められる市町村に対して優先して交付する予定であること。

また、平成20年度の国保ヘルスアップ事業については、特定保健指導の義務化に伴い、平成19年度に当該事業の加算として新設した「特

を標準として、次の点に留意し適正な額を計上されたいこと。

- ① 一部負担金の割合を減じる等のいわゆる地方単独事業を実施している市町村にあっては、療養給付費等負担金と同様、普通調整交付金の算定に当たり調整対象需要額の調整が行われるものであること。
- ② 調整対象収入額の算定に当たっての減額後の基準総所得金額の算出においては、保険料（税）の賦課限度額が、医療給付費分は56万円、介護納付金分は9万円であることに留意されたいこと。
- ③ 調整対象収入額の算定に当たっての基準総所得金額の算出における租税特別措置法に規定する特別控除額以下の譲渡所得金額の控除については、保険料（税）の算定の際に行われるものであるので、改めて控除する必要がないこと。

（イ）特別調整交付金

事業の実施状況等を勘案して、過去の交付実績（国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第6条第10号の特別事情による財政負担増等の理由による交付を除く。）に基づく額を計上されたいこと。

また、国民健康保険直営診療施設の施設・設備整備を計画している市町村にあっては、従来の補助対象相当額を見込んだ額を計上されたい。

なお、平成19年度においては、平成18年度に引き続き、特に国民健康保険事業運営の経営努力が認められる市町村に対して優先して交付する予定であること。

また、国保ヘルスアップ事業については、平成20年度以降の特定健診・特定保健指導の実施を踏まえ、見直すことを予定しているが、

別加算」を助成対象事業として継続して行う予定であること。

(3) 療養給付費等交付金

療養給付費等交付金の額については、退職被保険者等に係る医療給付費の見込額と退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額、前期高齢者の財政調整制度における調整対象基準額並びに老人保健医療費拠出金相当額との合算額から、その保険料（税）の見込額から介護納付金の納付に要する費用に相当する保険料（税）の見込額を除いた額を控除した額を計上されたいこと。

(別紙の I の 4 を参照)

(4) 前期高齢者交付金

前期高齢者交付金については、平成 20 年度は 11 カ月分となるので、十分留意のうえ計上されたいこと。

(別紙の VI を参照)

(5) 都道府県支出金

ア 高額医療費共同事業負担金

高額医療費共同事業負担金については、平成 20 年度に見込まれる標準高額医療費共同事業拠出金を踏まえ、特に前期高齢者の財政調整制度を反映させることに留意し、適正な額を計上されたいこと。

なお、追って当課が示す「国保保険料算定ワークシート」を参考にされたい。

イ 特定健康診査等負担金

特定健康診査等負担金については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用の 3 分の 1 に相当する額を計上されたいこと。

なお、追って当課が示す「国保保険料算定ワークシート」を参考にされ

具体的な助成内容（案）については、後日、別途連絡することとしていること。（平成 19 年 1 月下旬予定）

(4) 療養給付費等交付金

療養給付費等交付金の額については、退職被保険者等に係る医療給付費の見込額と退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額との合算額から、その保険料（税）の見込額から介護納付金の納付に要する費用に相当する保険料（税）の見込額を除いた額を控除した額を計上されたいこと。

(別紙の I の 4 を参照)

(3) 都道府県支出金（財政調整交付金）

たい。

（4）都道府県財政調整交付金

都道府県財政調整交付金の総額は、一般被保険者に係る医療給付費の額から保険基盤安定のための繰入金の1／2に相当する額及び前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額並びに後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。）、前期高齢者納付金の額（退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。）、老人保健医療費拠出金（退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額を除く。）及び介護納付金の額の合算額（前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。）の見込額の7／100となることに留意されたいこと。

<療養給付費等交付金は（3）へ移動>

（6）保険財政共同安定化事業等に係る交付金

保険財政共同安定化事業等に係る交付金については、交付金の対象となる療養の給付等の過去の実績等を踏まえ、特に前期高齢者の財政調整制度を反映させることに留意し、適正な額を計上されたいこと。

なお、計上に当たっては、追って当課が改めて示す「国保保険料算定ワーカシート」を参考にされたい。

財政調整交付金の総額は、一般被保険者に係る療養の給付費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の額から保険基盤安定のための繰入金の1／2に相当する額及び前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額並びに老人保健医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する費用の額の合算額の見込額の7／100となることに留意されたいこと。なお、老人保健医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する費用の額の前々年度の精算分については、精算額の5／100となることに留意願いたい。

（4）療養給付費等交付金

療養給付費等交付金の額については、退職被保険者等に係る医療給付費の見込額と退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額との合算額から、その保険料（税）の見込額から介護納付金の納付に要する費用に相当する保険料（税）の見込額を除いた額を控除した額を計上されたいこと。

（別紙のIの4を参照）

（5）保険財政共同安定化事業等に係る交付金

保険財政共同安定化事業等に係る交付金については、交付金の対象となる療養の給付等の過去の実績等を踏まえ、適正な額を計上されたいこと。

<p>(7) 一般会計からの繰入金</p> <p>ア 保険基盤安定繰入金として、以下に掲げる額を計上されたいこと。</p> <p>(ア) 保険料（税）軽減分として、低所得者に係る<u>平成19年度</u>の保険料（税）軽減相当額及び介護納付金分の保険料（税）軽減相当額を基準として算定した額。</p> <p>(イ) 保険者支援分として、<u>平成19年度</u>の保険料（税）軽減世帯に属する一般被保険者数に応じた保険料（税）の一定割合相当額及び介護納付金分の保険料（税）軽減世帯に属する一般被保険者数に応じた保険料（税）の一定割合相当額を基準として算定した額。</p> <p>イ 平成18年度実施の安定化計画に係る基準超過費用負担額を負担すると見込まれる市町村においては、<u>平成20年度</u>の予算編成において留意されたいこと。</p> <p>ウ 事務費について国民健康保険特別会計で経理する場合は、当該経費相当分を一般会計からの繰入金として計上されたいこと。</p> <p>エ 出産育児一時金に係る一般会計の繰入金については、出産育児一時金の額の3分の2に出産見込み件数を乗じて算出した額を計上されたいこと。 <u>なお、産科無過失補償制度の創設に伴い、出産育児一時金の支給額の見直しが、現在検討されているところであり、実施時期等詳細が決まり次第お知らせする予定であること。</u></p> <p>オ 国民健康保険財政安定化支援事業に係る地方財政措置については、現行の規模で<u>平成20年度</u>も継続するので、当該措置の趣旨を踏まえた所要額を一般会計からの繰入金として計上されたいこと（市町村に対する地方財政措置 1,000億円）。</p> <p>(8) 基金繰入金</p>	<p>(6) 一般会計からの繰入金</p> <p>ア 保険基盤安定繰入金として、以下に掲げる額を計上されたいこと。</p> <p>(ア) 保険料（税）軽減分として、低所得者に係る<u>平成18年度</u>の保険料（税）軽減相当額及び介護納付金分の保険料（税）軽減相当額を基準として算定した額。</p> <p>(イ) 保険者支援分として、<u>平成18年度</u>の保険料（税）軽減世帯に属する一般被保険者数に応じた保険料（税）の一定割合相当額及び介護納付金分の保険料（税）軽減世帯に属する一般被保険者数に応じた保険料（税）の一定割合相当額を基準として算定した額。</p> <p>イ 平成17年度実施の安定化計画に係る基準超過費用負担額を負担すると見込まれる市町村においては、<u>平成19年度</u>の予算編成において留意されたいこと。</p> <p>ウ 事務費について国民健康保険特別会計で経理する場合は、当該経費相当分を一般会計からの繰入金として計上されたいこと。</p> <p>エ 出産育児一時金に係る一般会計の繰入金については、出産育児一時金の額の3分の2に出産見込み件数を乗じて算出した額を計上されたいこと。</p> <p>オ 国民健康保険財政安定化支援事業に係る地方財政措置については、現行の規模で<u>平成19年度</u>も継続するので、当該措置の趣旨を踏まえた所要額を一般会計からの繰入金として計上されたいこと（市町村に対する地方財政措置 1,000億円）。</p> <p>(7) 基金繰入金</p>
---	--

基金の取り崩しについては、高額な医療費の発生等偶然の要因に基づく保険財政の変動に対応する場合のほかは、「平成12年度国民健康保険の保険者の予算編成について」（平成12年2月18日保険発第17号国民健康保険課長通知）に基づき行われたいこと。

3 赤字保険者に関する事項

(1) 平成19年度において新たに赤字を生じることが見込まれる保険者は、原則として、平成20年度において赤字を解消することとし、その解消財源を明確にした計画を策定のうえ必要な額を確実に計上されたいこと。

なお、平成19年度に赤字が見込まれる保険者のうち、やむを得ない事情により平成20年度単年度で赤字の解消を図ることが困難な保険者は、「国保保険者の赤字解消基本計画書及び赤字解消計画実施状況報告書について」（昭和46年11月25日保発第40号保険局長通知）に示した赤字解消基本計画を策定のうえ、平成20年度解消分として必要な額を確実に計上されたいこと。

(2) 現に赤字解消計画を策定している保険者は、同計画に基づく平成19年度の解消計画の実施状況を再検討し、予定どおり赤字が解消されていない場合にあっては、その原因を究明するとともに計画全体の見直しを行い、そのうえで具体的かつ実行可能な計画を策定のうえ、必要な額を確実に計上されたいこと。

第3 市町村における国民健康保険特別会計直営診療施設勘定の予算編成の留意事項

1 直営診療施設勘定の予算編成に当たっては、施設管理者と施設の運営方針、設備の整備その他必要な事項について十分協議されたいこと。
なお、総合相談窓口を開設するに当たっては、そのために必要な経費を計上

基金の取り崩しについては、高額な医療費の発生等偶然の要因に基づく保険財政の変動に対応する場合のほかは、「平成12年度国民健康保険の保険者の予算編成について」（平成12年2月18日保険発第17号国民健康保険課長通知）に基づき行われたいこと。

3 赤字保険者に関する事項

(1) 平成18年度において新たに赤字を生じることが見込まれる保険者は、原則として、平成19年度において赤字を解消することとし、その解消財源を明確にした計画を策定のうえ必要な額を確実に計上されたいこと。

なお、平成18年度に赤字が見込まれる保険者のうち、やむを得ない事情により平成19年度単年度で赤字の解消を図ることが困難な保険者は、「国保保険者の赤字解消基本計画書及び赤字解消計画実施状況報告書について」（昭和46年11月25日保発第40号保険局長通知）に示した赤字解消基本計画を策定のうえ、平成19年度解消分として必要な額を確実に計上されたいこと。

(2) 現に赤字解消計画を策定している保険者は、同計画に基づく平成18年度の解消計画の実施状況を再検討し、予定どおり赤字が解消されていない場合にあっては、その原因を究明するとともに計画全体の見直しを行い、そのうえで具体的かつ実行可能な計画を策定のうえ、必要な額を確実に計上されたいこと。

第3 市町村における国民健康保険特別会計直営診療施設勘定の予算編成の留意事項

1 直営診療施設勘定の予算編成に当たっては、施設管理者と施設の運営方針、設備の整備その他必要な事項について十分協議されたいこと。
なお、総合相談窓口を開設するに当たっては、そのために必要な経費を計上

<p>されたいこと。</p> <p>2 歳入額は、次の事項に留意し、確実に収入として見込まれる額を計上されたいこと。</p> <p>(1) 診療収入は、過去の実績に基づき適正な額を計上されたいこと。</p> <p>(2) へき地診療所の赤字額に対する運営費補助（特別調整交付金）については、国が交付した前年の実績等を勘案して事業勘定からの受入れ予定額を計上されたいこと。</p> <p>(3) 特別調整交付金の補助対象となる施設・設備整備を計画しているところにあっては、事業勘定からの受入れ予定額を計上されたいこと。</p>	<p>されたいこと。</p> <p>2 歳入額は、次の事項に留意し、確実に収入として見込まれる額を計上されたいこと。</p> <p>(1) 診療収入は、過去の実績に基づき適正な額を計上されたいこと。</p> <p>(2) へき地診療所の赤字額に対する運営費補助（特別調整交付金）については、国が交付した前年の実績等を勘案して事業勘定からの受入れ予定額を計上されたいこと。</p> <p>(3) 特別調整交付金の補助対象となる施設・設備整備を計画しているところにあっては、事業勘定からの受入れ予定額を計上されたいこと。</p>
<p>第4 国民健康保険組合における予算編成の留意事項</p> <p>1 歳出に関する事項</p> <p>(1) <u>保険給付費等、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、前期高齢者納付金等並びに介護納付金</u> 市町村の例に準じて計上されたいこと。</p> <p>(2) 高額医療費拠出金 国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）が、社団法人全国国民健康保険組合協会に納付する拠出金は、高額医療費拠出金と事務費拠出金とし、次のア及びイを勘案し必要な経費を計上されたいこと。</p> <p>ア 高額医療費拠出金 <u>平成20年度高額医療費拠出金については、平成19年11月診療分までの3か年度の実績等により算出することを踏まえ、各国保組合における</u></p>	<p>第4 国民健康保険組合における予算編成の留意事項</p> <p>1 歳出に関する事項</p> <p>(1) <u>保険給付費等及び介護納付金</u> 市町村の例に準じて計上されたいこと。</p> <p>(2) 高額医療費拠出金 国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）が、社団法人全国国民健康保険組合協会に納付する拠出金は、高額医療費拠出金と事務費拠出金とし、次のア及びイを勘案し必要な経費を計上されたいこと。</p> <p>ア 高額医療費拠出金 <u>平成19年度高額医療費拠出金については、平成18年11月診療分までの3か年度の実績等により算出することを踏まえ、各国保組合における</u></p>

伸率及び高額医療費実績等により適切に見込まれたいこと。

なお、高額医療費拠出金の算出に当たっての補正率は、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和47年厚生省令第1号。以下「算定省令」という。）第13条の規定により国保組合に補助する組合普通調整補助金の算定に係る補助の割合とする。

イ 事務費拠出金

各国保組合の事務費拠出金は、国保組合高額医療費共同事業に関する事務に要する費用を、各国保組合の平成18年度末における被保険者数（老人保健対象者を除く。）により按分して負担することを踏まえ、各国保組合における平成19年度事務費拠出金の実績等により適切に見込まれたいこと。

（3）保健事業費

ア 保健事業については、被保険者の健康の保持増進を図るための重要な事業であるので、国保組合の特性に留意しつつ効果的に実施されたいこと。

「高齢者の医療の確保に関する法律」において、生活習慣病予防についての保険者の役割が明確化され、平成20年4月より、特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務化されるため、特定健康診査、特定保健指導の実施に要する経費を計上されたいこと。

伸率及び高額医療費実績等により適切に見込まれたいこと。

なお、高額医療費拠出金の算出に当たっての補正率は、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和47年厚生省令第1号。以下「算定省令」という。）第13条の規定により国保組合に補助する組合普通調整補助金の算定に係る補助の割合とする。ただし、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第44号）附則第2項から第4項の規定の適用を受ける組合にあっては、当該規定に定める補助の割合とする。

イ 事務費拠出金

各国保組合の事務費拠出金は、国保組合高額医療費共同事業に関する事務に要する費用を、各国保組合の平成17年度末における被保険者数（老人保健対象者を除く。）により按分して負担することを踏まえ、各国保組合における平成18年度事務費拠出金の実績等により適切に見込まれたいこと。

（3）保健事業費

ア 健康相談、健康づくり、健康診査などの保健事業については、被保険者の健康の保持増進を図るための重要な事業であるので、国保組合の特性に留意しつつ効果的に実施することとし、少なくとも保険料収入の2パーセント以上の額を計上されたいこと。

「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成16年7月30日厚生労働省告示第307号）においては、生活習慣病を予防し、将来的に医療費の伸びを抑制していくため、保険者における効果的な保健事業のあり方を示している。

また、平成18年の通常国会で成立した「高齢者の医療の確保に関する法律」等において、生活習慣病予防についての保険者の役割を明確化し、平成20年4月より、特定健康診査、特定保健指導の実施を義務付けるなど、本格的な取組を展開することとなる。

また、国民健康保険法第82条に規定されている特定健康診査及び特定保健指導以外の保健事業についても、地域の医療保険保険者と連携する等総合的かつ効果的な事業の推進に必要な経費を計上されたいこと。

イ 医療費通知については、被保険者が健康に対する認識を深めるために重要であるので、「国民健康保険における医療費の通知について」（昭和55年7月4日保険発第51号国民健康保険課長通知）に基づいて実施するとともに、医療費に係る減額査定が行われた場合は、「国民健康保険における医療費通知の適切な実施について」（昭和60年4月30日保険発第42号国民健康保険課長通知）に基づいて、医療費通知にその額を付記する等により通知を実施することとし、そのために必要な経費をア以外に別途計上されたいこと。

なお、医療費通知を実施していない国保組合に対しては、その趣旨を十分理解させ、そのために必要な経費を計上すること。

(4) 積立金

ア 特別積立金

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。）第19条に定める特別積立金の額が規定額に達していない国保組合にあっては、計画的に不足額を積み立てるものとし、所要額を予算に計上されたいこと。

イ 給付費等支払準備金

平成19年度決算において剩余が生じると見込まれる国保組合のうち、施行令第20条に定める給付費等支払準備金の額が規定額に達していない国保組合にあっては、不足額を剩余金から積み立てられたいこと。

ウ 特別積立金及び給付費等支払準備金の規定額の算定において控除する額は、定率補助分に普通調整補助分を加えた額とすることを予定している

各国保組合においては、地域の医療保険保険者と連携する等の総合的かつ効果的な事業の推進に必要な経費を積極的に予算計上されたいこと。

イ 医療費通知については、被保険者が健康に対する認識を深めるために重要であるので、「国民健康保険における医療費の通知について」（昭和55年7月4日保険発第51号国民健康保険課長通知）に基づいて実施することとし、そのために必要な経費をア以外に別途計上されたいこと。

なお、医療費通知を実施していない国保組合に対しては、その趣旨を十分理解させ、そのために必要な経費を計上すること。

(4) 積立金

ア 特別積立金

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。）第19条に定める特別積立金の額が規定額に達していない国保組合にあっては、計画的に不足額を積み立てるものとし、所要額を予算に計上されたいこと。

イ 給付費等支払準備金

平成18年度決算において剩余が生じると見込まれる国保組合のうち、施行令第20条に定める給付費等支払準備金の額が規定額に達していない国保組合にあっては、不足額を剩余金から積み立てられたいこと。

こと。

2 歳入に関する事項

(1) 保険料

ア 医療費その他の支出を適正に見込み、必要経費に応じた保険料を確保し計上されたいこと。

イ 平成19年度の財政収支に赤字が見込まれる国保組合にあっては、赤字解消計画に基づき赤字解消予定額をアの額に上積みする等により、所要財源を確保し計上されたいこと。

(2) 国庫支出金

ア 療養給付費等補助金

次の（ア）から（エ）により算定した額を計上されたいこと。

（別紙のⅦの2を参照）

（ア）第4の1の(1)により算定した療養給付費等（老人保健医療費拠出金を除く。）の額、後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額並びに前期高齢者納付金の額との合計額（前期高齢者交付金がある場合はその額を控除する。）（健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）第3条第1項第7号の規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者のうち、厚生労働大臣の定める国保組合の被保険者であって300人以上の事業所に使用される被保険者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る費用の額を除く。）に保険給付割合（高額療養費給付率を含む。）を乗じて得た額の100分の32（平成9年9月1日以降に健保法第3条第1項第7号又は同条第2項ただし書きの規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る補助率については、100分の13.0。）を乗じて得た額に相当する額。

2 歳入に関する事項

(1) 保険料

ア 医療費その他の支出を適正に見込み、必要経費に応じた保険料を確保し計上されたいこと。

イ 平成18年度の財政収支に赤字が見込まれる国保組合にあっては、赤字解消計画に基づき赤字解消予定額をアの額に上積みする等により、所要財源を確保し計上されたいこと。

(2) 国庫支出金

ア 療養給付費等補助金

次の（ア）から（オ）により算定した額を計上されたいこと。

（別紙のⅣの2を参照。）

（ア）第4の1の(1)により算定した療養の給付費と療養費等の支給についての療養につき算定した費用の額との合計額（健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）第3条第1項第7号の規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者のうち、厚生労働大臣の定める国保組合の被保険者であって300人以上の事業所に使用される被保険者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る費用の額を除く。）に保険給付割合（高額療養費給付率を含む。）を乗じて得た額の100分の32（平成9年9月1日以降に健保法第3条第1項第7号又は同条第2項ただし書きの規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る補助率については、100分の13.0。）を乗じて得た額に相当する額。

(削除)

(イ) 一部負担金の割合を減じている国保組合にあっては、それらの措置の実施対象被保険者に係る療養の給付費を他被保険者に係るものと区分して把握し、これに次の区分により調整率を乗じた当該療養の給付費に係る国庫補助額。

区 分		19年度
<u>3歳未満</u>	<u>10割給付の組合</u>	<u>0.8611</u>
	<u>09割給付の組合</u>	<u>0.9349</u>
<u>若人</u>	<u>10割給付の組合</u>	<u>0.8427</u>
	<u>09割給付の組合</u>	<u>0.9153</u>
<u>前期高齢者 (7割給付)</u>	<u>08割給付の組合</u>	<u>0.9794</u>
	<u>10割給付の組合</u>	<u>0.8548</u>
	<u>09割給付の組合</u>	<u>0.9209</u>
<u>前期高齢者 (9割給付)</u>	<u>08割給付の組合</u>	<u>0.9717</u>
<u>前期高齢者 (9割給付)</u>	<u>10割給付の組合</u>	<u>0.9295</u>

(イ) 第4の1の(1)により算定した老人保健医療費拠出金及び介護納付金の額(健保法第3条第1項第7号の規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者のうち、厚生労働大臣の定める国保組合の被保険者であって300人以上の事業所に使用される被保険者及びその世帯に属する当該組合の被保険者の医療に要する費用の額に係る老人保健医療費拠出金及び介護納付金の額に相当する額を除く)の100分の32(平成9年9月1日以降に健保法第3条第1項第7号又は同条第2項ただし書きの規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る老人保健医療費拠出金及び介護納付金に対する補助率については、100分の16.4

(イ) 第4の1の(1)により算定した老人保健医療費拠出金及び介護納付金の額(健保法第3条第1項第7号の規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者のうち、厚生労働大臣の定める国保組合の被保険者であって300人以上の事業所に使用される被保険者及びその世帯に属する当該組合の被保険者の医療に要する費用の額に係る老人保健医療費拠出金及び介護納付金の額に相当する額を除く)の100分の32(平成9年9月1日以降に健保法第3条第1項第7号又は同条第2項ただし書きの規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る老人保健医療費拠出金及び介護納付金に対する補助率については、100分の16.4。)を乗じて得た額に相当する額。

。) を乗じて得た額に相当する額。

(ウ) 組合普通調整補助金

第4の1の(1)により算定した療養の給付費と療養費等の支給についての療養につき算定した費用の額との合計額に保険給付割合(高額療養費給付率を含む。)を乗じて得た額及び第4の1の(1)により算定した後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額、前期高齢者納付金の額、老人保健医療費拠出金及び介護納付金の額との合算額(前期高齢者交付金がある場合はその額を控除する。)に、各保組合ごとに算定省令第13条の規定により国保組合に補助する組合普通調整補助金の算定に係る補助の割合を乗じて得た額。

(エ) 組合特別調整補助金

平成19年度予算に計上した組合特別調整補助金を踏まえた適正な額。

イ 事務費負担金

平成20年1月から12月までの平均被保険者数の見込数を基礎として、算定省令によって算出した額と、平成20年1月から12月までの平均介護保険第2号被保険者数の見込数を基礎として、算定省令によって算出した額との合算額を計上されたいこと。

ウ 出産育児一時金

出産育児一時金の額に応じ、次表の補助額に出産見込み件数を乗じて算出した額を計上されたいこと。

なお、産科無過失補償制度の創設に伴い、出産育児一時金の支給額の見直しが、現在検討されているところであり、実施時期等詳細が決まり次第お知らせする予定であること。

(エ) 組合普通調整補助金

第4の1の(1)により算定した療養の給付費と療養費等の支給についての療養につき算定した費用の額との合計額に保険給付割合(高額療養費給付率を含む。)を乗じて得た額及び第4の1の(1)により算定した老人保健医療費拠出金及び介護納付金の額との合算額に、各保組合ごとに算定省令第13条の規定により国保組合に補助する組合普通調整補助金の算定に係る補助の割合(ただし、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第44号)附則第2項から第4項の規定の適用を受ける組合にあっては当該規定に定める補助の割合。)を乗じて得た額。

(オ) 組合特別調整補助金

平成18年度予算に計上した組合特別調整補助金を踏まえた適正な額。

イ 事務費負担金

平成19年1月から12月までの平均被保険者数の見込数を基礎として、算定省令によって算出した額と、平成19年1月から12月までの平均介護保険第2号被保険者数の見込数を基礎として、算定省令によって算出した額との合算額を計上されたいこと。

ウ 出産育児一時金

出産育児一時金の額に応じ、次表の補助額に出産見込み件数を乗じて算出した額を計上されたいこと。

出産育児 一時金	補助額	出産育児 一時金	補助額	出産育児 一時金	補助額
13万円	43,333円	21万円	55,455円	29万円	72,500円
14万円	44,850円	22万円	56,970円	30万円	75,000円
15万円	46,365円	23万円	58,485円	31万円	77,500円
16万円	47,880円	24万円	60,000円	32万円	80,000円
17万円	49,395円	25万円	62,500円	33万円	82,500円
18万円	50,910円	26万円	65,000円	34万円	85,000円
19万円	52,425円	27万円	67,500円	35万円	87,500円
20万円	53,940円	28万円	70,000円	—	—

エ 高額医療費拠出金に対する国庫補助

高額医療費拠出金の拠出に必要な費用に係る補助金については、次の①及び②により算定した額の合計額の範囲内の額を計上されたいこと。

① 平成20年度高額医療費拠出金見込額 × 0.07

② 平成20年度高額医療費拠出金見込額 × (補正率) × 1.24

補正率は、算定省令第13条の規定により国保組合に補助する組合普通調整補助金の算定に係る補助の割合とする。

(3) 高額医療費共同事業交付金

平成20年度高額医療費共同事業交付金については、平成19年12月診療分から平成20年11月診療分までの実績等により交付されること

出産育児 一時金	補助額	出産育児 一時金	補助額	出産育児 一時金	補助額
13万円	43,333円	21万円	55,455円	29万円	72,500円
14万円	44,850円	22万円	56,970円	30万円	75,000円
15万円	46,365円	23万円	58,485円	31万円	77,500円
16万円	47,880円	24万円	60,000円	32万円	80,000円
17万円	49,395円	25万円	62,500円	33万円	82,500円
18万円	50,910円	26万円	65,000円	34万円	85,000円
19万円	52,425円	27万円	67,500円	35万円	87,500円
20万円	53,940円	28万円	70,000円	—	—

エ 高額医療費拠出金に対する国庫補助

高額医療費拠出金の拠出に必要な費用に係る補助金については、次の①及び②により算定した額の合計額の範囲内の額を計上されたいこと。

① 平成19年度高額医療費拠出金見込額 × 0.07

② 平成19年度高額医療費拠出金見込額 × (補正率) × 1.22

補正率は、算定省令第13条の規定により国保組合に補助する組合普通調整補助金の算定に係る補助の割合とする。ただし、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第44号)附則第2項から第4項の規定の適用を受ける組合にあっては、当該規定に定める補助の割合とする。

(3) 高額医療費共同事業交付金

平成19年度高額医療費共同事業交付金については、平成18年12月診療分から平成19年11月診療分までの実績等により交付されること

を踏まえ、平成20年度高額医療費拠出金の見込額の範囲内で、各国保組合において適切に見込まれたいこと。

(4) 特定健康診査等補助金

特定健康診査等補助金については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用の3分の1に相当する額を計上されたいこと。

(5) 積立金からの繰入金

特別積立金または給付費等支払準備金が前記第4の1(4)により算定した規定額を超えている場合には、国保組合の財政の安定を図る観点から、規定額を超えた分について、必要な額の繰入れを行って差し支えないこと。

3 区分経理

保養所等を設置し、法人税法上の収益事業に該当する事業を行っている場合は、収益事業と収益事業以外の事業とに区分して、それぞれ別立ての予算編成を行われたいこと。

4 平成20年度の特例

平成20年度の国庫補助金については、特例を設ける予定としており、その内容については、別途お知らせする予定であること。

第5 都道府県における予算編成の留意事項

1 都道府県財政調整交付金の算定基礎となる保険給付費等、後期高齢者支援金及び病床転換支援金、前期高齢者納付金並びに介護納付金については、市町村

を踏まえ、平成19年度高額医療費拠出金の見込額の範囲内で、各国保組合において適切に見込まれたいこと。

(4) 積立金からの繰入金

組合普通調整補助金の算定に係る補助の割合の見直しを行ったことにより、平成19年度の組合普通調整補助金の算定に係る補助の割合が現行の組合普通調整補助金の算定に係る補助の割合より低下する国保組合であって、特別積立金または給付費等支払準備金が規定額を超えている場合には、国保組合の財政の安定を図る観点から、規定額を超えた分について、必要な額の繰入れを行って差し支えないこと。

3 区分経理

保養所等を設置し、法人税法上の収益事業に該当する事業を行っている場合は、収益事業と収益事業以外の事業とに区分して、それぞれ別立ての予算編成を行われたいこと。

第5 都道府県における予算編成の留意事項

1 都道府県財政調整交付金の算定基礎

(1) 保険給付費等

の例に準じて計上されたいこと。

(削除)

- 2 都道府県財政調整交付金の総額は、一般被保険者に係る医療給付費の額から保険基盤安定繰入金の1／2に相当する額及び前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額並びに後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。）、前期高齢者納付金の額（退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。）、老人保健医療費拠出金（退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額を除く。）及び介護納付金の額の合算額（前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。）の見込額の7／100となることに留意されたいこと。
- 3 保険財政共同安定化事業の実施に伴い、拠出金の持ち出し率が一定以上の保険者については、総務・財務・厚生労働3大臣合意において、都道府県調整交付金による支援を都道府県に要請することとされていることに配慮願いたい。

保険給付費等の積算に当たっては、都道府県の過去の実績を踏まえて、さらに最近における医療費の動向や特殊事情の有無等も考慮したうえで、予算計上されたいこと。

なお、医療費等の推計方法の一例として、別紙「平成19年度医療費等の推計方法」を示したので参考にされたいこと。

(2) 介護納付金

介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）については、厚生労働省老健局介護保険課から平成18年12月21日付事務連絡により示された額を参考にして計上されたいこと。

ただし、この関係諸係数については、あくまでも参考値であり、正式には平成19年1月下旬に厚生労働大臣告示により示されることとなるので、十分留意のうえ計上されたいこと。

- 2 都道府県財政調整交付金の総額は、一般被保険者に係る療養の給付費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の額から保険基盤安定繰入金の1／2に相当する額及び前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額並びに老人保健医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する費用の額の合算額の見込額の7／100となることに留意されたいこと。なお、老人保健医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する費用の額の前々年度の精算分については、精算額の5／100となることに留意願いたい。

- 3 保険財政共同安定化事業の実施に伴い、拠出金の持ち出し率が一定以上の保険者については、総務・財務・厚生労働3大臣合意において、都道府県調整交付金による支援を都道府県に要請することとされていることに配慮願いたい。

(別紙)

平成 20 年度医療費等の推計方法

医療費等の推計に当たっては、必要に応じ、乳幼児や前期高齢者等を区分して算定するなど、より正確に推計するよう努められたい。

I 老人保健医療給付対象者以外の者に係る医療費等の算出方法

1 年間平均被保険者数

第 1 表により、最近の動向を十分に勘案して、平成 20 年度を推計すること。

2 診療費（薬剤支給を除く。）

第 1 表により、入院、入院外、歯科、入院時食事療養費ごとに算出すること。

3 補助対象医療費、保険者負担額及び療養給付費負担（補助）金

第 3 表により算出すること。

(1) 診療費総額（第 1 表②欄）

第 1 表及び第 2 表により算出された合計額であること。

(2) 薬剤支給額（第 3 表②欄）

過去 2 カ年程度の実績に基づき、診療費総額に対する薬剤支給額（調剤報酬請求書により支給決定したものの費用額）の割合を算出（小数点以下第 5 位を四捨五入すること。）し、これを(1)の額に乗じて算出すること。

なお、割合の算出基礎を欄外に記入すること。

(3) 療養の給付費総額（第 3 表③欄）

(1)と(2)の額との合計額であること。

(別紙)

平成 19 年度医療費等の推計方法

医療費等の推計に当たっては、必要に応じ、乳幼児や前期高齢者等を区分して算定するなど、より正確に推計するよう努められたい。

I 老人保健医療給付対象者以外の者に係る医療費等の算出方法

1 年間平均被保険者数

第 1 表により、最近の動向を十分に勘案して、平成 19 年度を推計すること。

2 診療費（薬剤支給を除く。）

第 1 表により、入院、入院外、歯科、入院時食事療養費ごとに算出すること。

3 補助対象医療費、保険者負担額及び療養給付費負担（補助）金

第 3 表により算出すること。

(1) 診療費総額

第 1 表及び第 2 表により算出された合計額であること。

(第 1 表②欄)

(2) 薬剤支給額

過去 2 カ年程度の実績に基づき、診療費総額に対する薬剤支給額（調剤報酬請求書により支給決定したものの費用額）の割合を算出（小数点以下第 5 位を四捨五入すること。）し、これを(1)の額に乗じて算出すること。

(第 3 表②欄)

なお、割合の算出基礎を欄外に記入すること。

(3) 療養の給付費総額

(1)と(2)の額との合計額であること。

(第 3 表③欄)

<p>(4) 公費負担額 〈第3表④欄〉 (2)と同様の方法により療養の給付費総額に対する公費負担額の割合を算出し、これを(3)の額に乗じて算出すること。</p> <p>(5) 療養の給付費 〈第3表⑤欄〉 (3)の額から(4)の額を控除した額であること。</p> <p>(6) 地方単独事業による波及増分調整後医療費 〈第3表⑥欄〉 (5)の額から地方単独事業の実施対象被保険者に係る医療費を推計区分し、算定省令別表第2に定める調整率を乗じて得た額と地方単独事業の対象者以外の者に係る医療費との合算額であること。</p> <p>(7) 療養費 〈第3表⑦欄〉 (2)と同様の方法により補助対象となる療養の給付費に対する療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の割合を算出し、これを(5)の額に乗じて算出すること。 また、割合の算出基礎を欄外に記入すること。</p> <p>(8) 補助対象保険者負担額 〈第3表⑧欄〉 (6)の額と(7)の額との合算額に保険給付割合（高額療養費給付率を含む。）を乗じた額であること。</p> <p>(9) 保険者負担額 〈第3表⑨欄〉 (5)の額と(7)の額との合算額に実績給付率を乗じた額であること。</p> <p>4 療養給付費等交付金 第4表、第5表、第6表及び第7表により算出すること。</p> <p>(1) 退職被保険者等医療給付費 〈第6表⑦, ⑯欄〉 (2) 退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額、<u>後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額</u> 〈第6表⑧, ⑯欄〉 (3) 退職被保険者等保険料（税）額 〈第6表⑨, ⑯欄〉 「国民健康保険料（税）の振分けについて」（昭和59年11月）</p>	<p>(4) 公費負担額 (2)と同様の方法により療養の給付費総額に対する公費負担額の割合を算出し、これを(3)の額に乗じて算出すること。 (第3表④欄)</p> <p>(5) 療養の給付費 (3)の額から(4)の額を控除した額であること。 (第3表⑤欄)</p> <p>(6) 地方単独事業による波及増分調整後医療費 (5)の額から地方単独事業の実施対象被保険者に係る医療費を推計区分し、算定省令別表第2 <u>（国保組合にあっては別表第3）</u>に定める調整率を乗じて得た額と地方単独事業の対象者以外の者に係る医療費との合算額であること。 (第3表⑥欄)</p> <p>(7) 療養費 (2)と同様の方法により補助対象となる療養の給付費に対する療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の割合を算出し、これを(5)の額に乗じて算出すること。 また、割合の算出基礎を欄外に記入すること。 (第3表⑦欄)</p> <p>(8) 補助対象保険者負担額 (6)の額と(7)の額との合算額に保険給付割合（高額療養費給付率を含む。）を乗じた額であること。 (第3表⑧欄)</p> <p>(9) 保険者負担額 (5)の額と(7)の額との合算額に実績給付率を乗じた額であること。</p> <p>4 療養給付費等交付金 第4表、第5表及び第7表により算出すること。</p> <p>(1) 退職被保険者等医療給付費 (第6表⑦欄) (2) 退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額 <u>（後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額）</u> (第6表⑧欄) (3) 退職被保険者等保険料（税）額 「国民健康保険料（税）の振分けについて」（昭和59年11月）</p>
--	---

10日保険発第98号国民健康保険課長通知)に基づき算出された平成19年度における退職被保険者等一人当たり保険料(税)賦課額に予定収納率(過去の実績に収納率向上対策の効果を勘案して実行可能な数値)を乗じて一人当たり収納見込額を算出し、その額に退職被保険者等に係る保険料(税)の伸び率(平成20年度見込み)を乗じ、さらにこれに退職被保険者等数(平成20年度見込み)を乗じて得た額から当該保険料(税)のうち納付すべき額として賦課された介護納付金賦課(課税)額(減額することになる額を含む。)を控除した額を計上すること。

II 高額療養費及び高額介護合算療養費の算出方法

高額療養費及び高額介護合算療養費の所要額は、保険者によってその支給状況が種々であるので、各保険者において実績等を勘案して適正な推計を行うこと。

III 老人保健医療費拠出金の納付に要する額の算出方法

老人保健医療費拠出金の納付に要する額(事務費拠出金を含む。)については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、第7表により算出された額であること。

IV 後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の算出方法

後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の額については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、第8-A表(後期高齢者支援金等)及び第8-B表(病床転換支援金等)により算出された額の合計であること。

V 前期高齢者納付金等の算出方法

10日保険発第98号国民健康保険課長通知)に基づき算出された平成18年度における退職被保険者等一人当たり保険料(税)賦課額に予定収納率(過去の実績に収納率向上対策の効果を勘案して実行可能な数値)を乗じて一人当たり収納見込額を算出し、その額に退職被保険者等に係る保険料(税)の伸び率(平成19年度見込み)を乗じ、さらにこれに退職被保険者等数(平成19年度見込み)を乗じて得た額から当該保険料(税)のうち納付すべき額として賦課された介護納付金賦課(課税)額(減額することになる額を含む。)を控除した額を計上すること。

(第6表⑨欄)

II 高額療養費の算出方法

高額療養費の所要額は、保険者によってその支給状況が種々であるので、各保険者において実績等を勘案して適正な推計を行うこと。

III 老人保健拠出金の算出方法

老人保健拠出金の額については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、第7表により算出された額であること。

前期高齢者納付金等の額については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、第9表により算出された額であること。

VI 前期高齢者交付金の算定方法

前期高齢者交付金の額については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、第10表により算出された額であること。

VII 療養給付費負担（補助）金等

1 市町村

次に掲げる額の合算額とすること。

(1) 療養給付費負担金

(第3表⑧ - 保険基盤安定繰入金 × 1/2 - 前期高齢者交付金
- 退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額) × 34/100
- 平成18年度基準超過費用額 × 34/100

(2) 前期高齢者納付金に係る国庫負担金

平成20年度概算前期高齢者納付金 × 34/100
(ただし、退職被保険者等に係る前期高齢者納付金は除く)

(3) 老人保健医療費拠出金に係る国庫負担金

平成20年度概算医療費拠出金 × 34/100 + 平成18年度精算分
(調整金額を含む。) × 34/100
(ただし、退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金は除く)

(4) 後期高齢者支援金に係る国庫負担金

(平成20年度概算後期高齢者支援金 + 平成20年度病床転換
支援金) × 34/100

IV 療養給付費負担（補助）金等

1 市町村

次に掲げる額の合算額とすること。

(1) 療養給付費負担金

(第3表⑧ - 保険基盤安定繰入金 × 1/2) × 34/100
- 平成17年度基準超過費用額 × 34/100

(2) 老人保健医療費拠出金に係る国庫負担金

平成19年度概算医療費拠出金 × 34/100 + 平成17年度精算分
(調整金額を含む。) × 36/100
(ただし、退職に係る老人保健医療費拠出金は除く)

(ただし、退職被保険者等に係る後期高齢者支援金及び病床転換支援金は除く)

(5) 介護納付金に係る国庫負担金

平成20年度概算介護納付金×34/100+平成18年度精算分
(調整金額を含む。) × 34/100

2 国保組合

次に掲げる額の合算額とすること。

(1) 療養給付費補助金

(A×13.0/100) + (B×32/100)
+ (第3表⑧—前期高齢者交付金) × (a *¹) / 100

$$A = (\text{第3表⑧—前期高齢者交付金}) \times \frac{\text{20年度平均組合特定被保険者数(見込み)}}{\text{20年度平均被保険者数(見込み)}}$$

$$B = \text{第3表⑧—前期高齢者交付金} - A$$

(2) 前期高齢者納付金(納付金)に係る国庫補助金

(A×13.0/100) + (B×32/100)
+ (納付金) × (a *¹) / 100

$$A = (\text{納付金}) \times \frac{\text{20年度平均組合特定被保険者数(見込み)}}{\text{20年度平均被保険者数(見込み)}}$$

$$B = (\text{納付金}) - A$$

(3) 介護納付金に係る国庫負担金

平成19年度概算介護納付金×34/100+平成17年度精算分
(調整金額を含む。) × 36/100

2 国保組合

次に掲げる額の合算額とすること。

(1) 療養給付費補助金

(A×13.0/100) + (B×32/100) + (第3表⑧×(a *¹) / 100)

$$A = \text{第3表⑧} \times \frac{\text{19年度平均組合特定被保険者数(見込み)}}{\text{19年度平均被保険者数(見込み)}}$$

$$B = \text{第3表⑧} - A$$

(3) 老人保健医療費拠出金に係る国庫補助金

$$(A \times 16.4/100) + (B \times 32/100)$$

$$+ (\text{老人保健医療費拠出金}^*{}^2 \times (a * 1)/100)$$

 $A = \text{老人保健医療費拠出金}^*{}^2 \times$

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{前々年度（3月～2月）における平均組合} \\ \text{特定被保険者である老人医療受給対象者数} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{前々年度（3月～2月）における平均老人} \\ \text{医療受給対象者数} \end{array} \right]}$$

 $B = \text{老人保健医療費拠出金}^*{}^2 - A$

(4) 後期高齢者支援金に係る国庫補助金

(※支援金=後期高齢者支援金+病床転換支援金)

$$(A \times 13.0/100) + (B \times 32/100)$$

$$+ \text{支援金} \times (a * 1)/100$$

$$A = \text{支援金} \times \frac{\text{20年度平均組合特定被保険者数（見込み）}}{\text{20年度平均被保険者数（見込み）}}$$

 $B = \text{支援金} - A$

(2) 老人保健医療費拠出金に係る国庫補助金

$$(A \times 16.4/100) + (B \times 32/100)$$

$$+ (\text{老人保健医療費拠出金}^*{}^2 \times (a * 1)/100)$$

 $A = \text{老人保健医療費拠出金}^*{}^2 \times$

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{前々年度（3月～2月）における平均組合} \\ \text{特定被保険者である老人医療受給対象者数} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{前々年度（3月～2月）における平均老人} \\ \text{医療受給対象者数} \end{array} \right]}$$

 $B = \text{老人保健医療費拠出金}^*{}^2 - A$

(5) 介護納付金に係る国庫補助金

$$(A \times 16.4/100) + (B \times 32/100) \\ + (\text{介護納付金} * 3 \times (a^{*1}) / 100)$$

 $A = \text{介護納付金}^{*3} \times$

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{前々年度（3月～2月）における平均組合} \\ \text{特定被保険者である介護保険第2号被保険者数} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{前々年度（3月～2月）における平均介護保険} \\ \text{第2号被保険者数} \end{array} \right]}$$

 $B = \text{介護納付金}^{*3} - A$

* 1 : 平成20年度の国庫補助金については、特例を設ける予定としており、その内容については、別途お知らせする予定である。

* 2 : 老人保健医療費拠出金は、平成20年度概算拠出金（1ヵ月分）と平成18年度精算分（調整金額を含む。）である。

* 3 : 介護納付金は、平成20年度概算納付金と平成18年度精算分（調整金額を含む。）である。

(第1表から第10表、保険者の拠出金の額の算定に関する諸係数は省略)

(3) 介護納付金に係る国庫補助金

$$(A \times 16.4/100) + (B \times 32/100) \\ + (\text{介護納付金} * 3 \times (a^{*1}) / 100)$$

 $A = \text{介護納付金}^{*3} \times$

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{前々年度（3月～2月）における平均組合} \\ \text{特定被保険者である介護保険第2号被保険者数} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{前々年度（3月～2月）における平均介護保険} \\ \text{第2号被保険者数} \end{array} \right]}$$

 $B = \text{介護納付金}^{*3} - A$

* 1 : 算定省令第13条の規定により国保組合に補助する組合普通調整補助金の算定に係る補助の割合。ただし、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第44号）附則第2項から第4項の規定の適用を受ける組合にあっては、当該規定に定める補助の割合とする。

* 2 : 老人保健医療費拠出金は、平成19年度概算拠出金と平成17年度精算分（調整金額を含む。）である。

* 3 : 介護納付金は、平成19年度概算納付金と平成17年度精算分（調整金額を含む。）である。

(第1表から第7表、保険者の拠出金の額の算定に関する諸係数は省略)